

# 南伊勢町過疎地域持続的発展計画

## 【案】

《令和8年度～令和12年度》



三重県度会郡南伊勢町



## 目 次

### 1. 基本的な事項

(1) 南伊勢町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16

### 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 事業計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

### 3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	31
(3) 事業計画	38
(4) 産業振興促進事項	39
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

### 4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45

### 6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	51
(3) 事業計画	56

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	63
(3) 事業計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	69
(3) 事業計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	75
(3) 事業計画	80
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	80
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	81
(2) その対策	81
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	83
(2) その対策	86
(3) 事業計画	87
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	87
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	88
(2) その対策	88
(3) 事業計画	89
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	89
事業計画　過疎地域持続的発展特別事業	
	90

## 1. 基本的な事項

### 1. 基本的な事項

#### (1) 南伊勢町の概況

##### ①歴史的条件

南伊勢町は、平成17年10月1日に、南勢町と南島町が合併し誕生した新しい町である。

旧南勢町は昭和30年2月、五ヶ所町、南海村、宿田曾村、穂原村及び神原村の一部の1町4村が合併し、また、旧南島町は昭和30年4月に吉津町、島津村、鵜倉村、中島村の1町3村が合併して以来、互いに50年の永きに亘り続いた町であった。

古来、建武年間に北畠親房きたばたけちかぶさの三男、顕能あきよしが伊勢国の国司に任せられたことから、室町時代の終わりごろまで北畠氏の支配を受け、その後、藩政時代には紀州藩に属し、1868年（明治元年）7月に度会府となり、明治4年の廃藩置県により度会県に、明治9年4月に三重県に編入された。1889年（明治22）4月、町村制の施行とともに旧町村を形成し、昭和の大合併で2町となり、さらに平成の大合併により新生「南伊勢町」となった。

##### ②自然的・地理的条件

紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東は志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は広袤こうぼうたる熊野灘に面してリアスの海岸を有し、その海岸線を中心には町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれている。

町の総面積は241.89km<sup>2</sup>あり、そのうち山林が85%を占める地形は全般に急峻で、地質は山間部では秩父古生層、また海岸部は中生層で構成され、北方背後に大台ヶ原山系の支脈が連なり、当地域を横断しながら海岸線にまで迫っている。

このため平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部とに分かれしており、38の集落で形成される典型的な農山漁村地域であるが、山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、年間の平均気温は16℃前後、年間降水量は約2,300～3,000mm前後に上る温暖多雨地帯であり「伊勢の南玄関」として知られている。

道路としては、志摩市より海岸線に沿って国道260号が本町を東西に横断し、北牟婁郡紀北町へと至っている。役場庁舎の位置は北緯34度20分・東経136度40分で、近隣の中都市である伊勢市・志摩市から約15～25km圏内にあり、県道玉城南勢線（サニーロード）や県道伊勢南島線を経て近畿自動車道伊勢線の利用により、名古屋市や京阪神などの広域経済圏から生活道路や産業用道路、観光用道路として役割が期待されている。

##### 気象状況

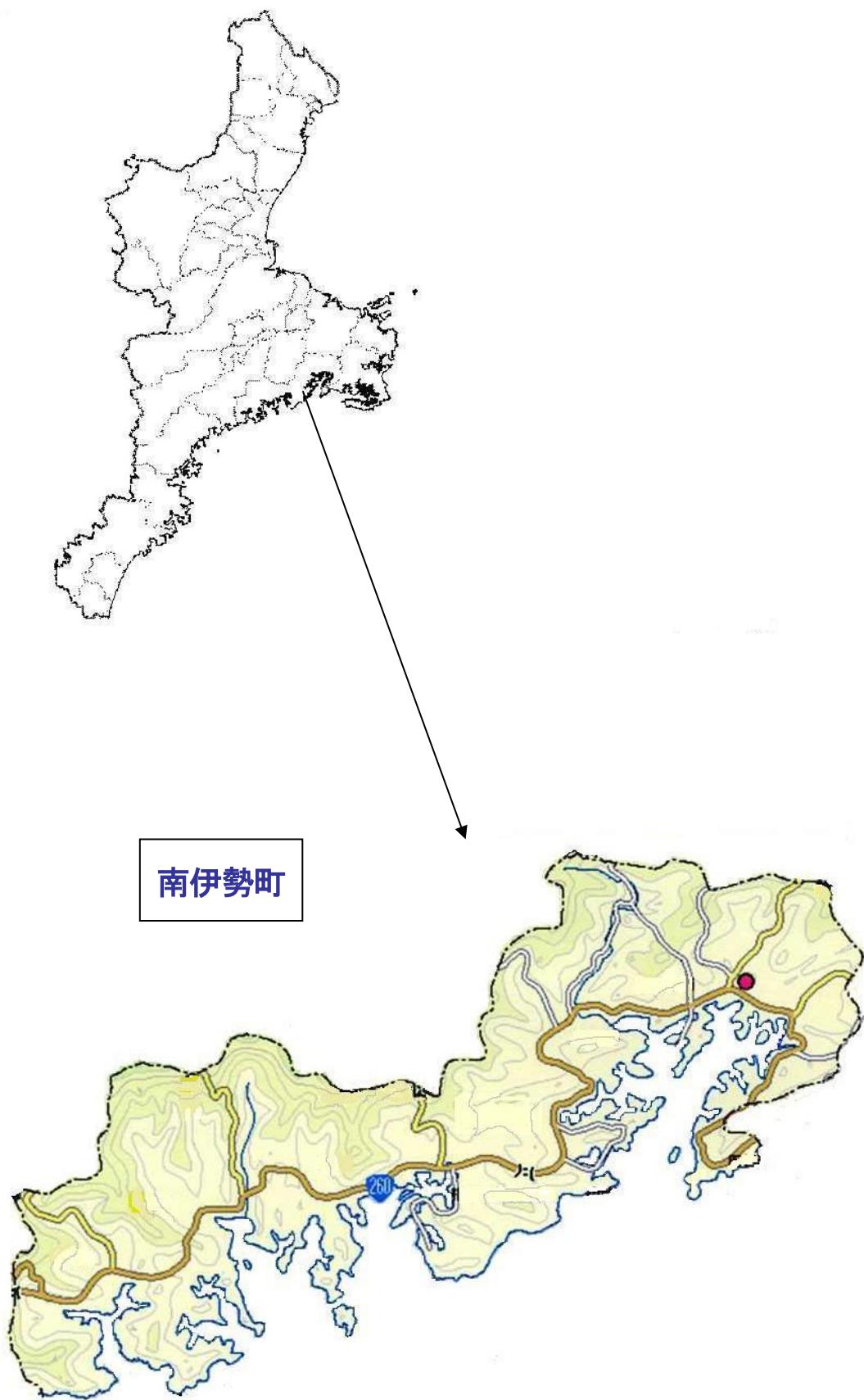
（観測地点：南伊勢）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平均
平均気温（℃）	16.7	16.6	16.4	16.9	17.5	16.8
降水量（mm）	2855.0	3083.0	2571.0	2358.0	2370.5	2647.5

（資料：気象庁 | 過去の気象データ）

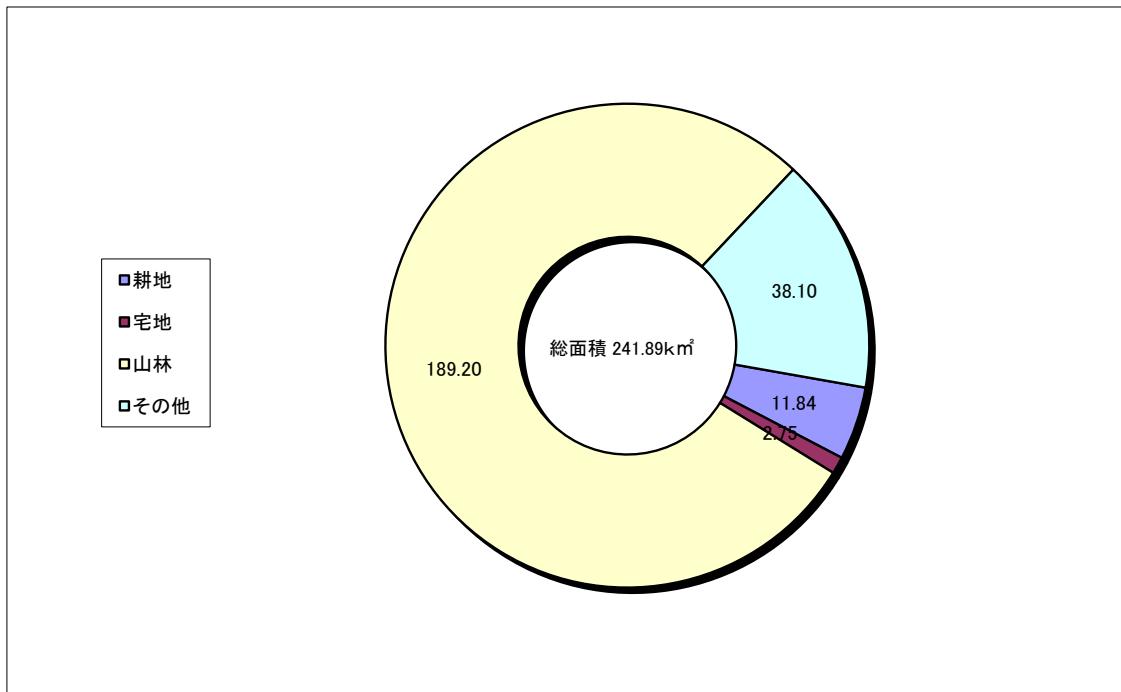
## 1. 基本的な事項

---



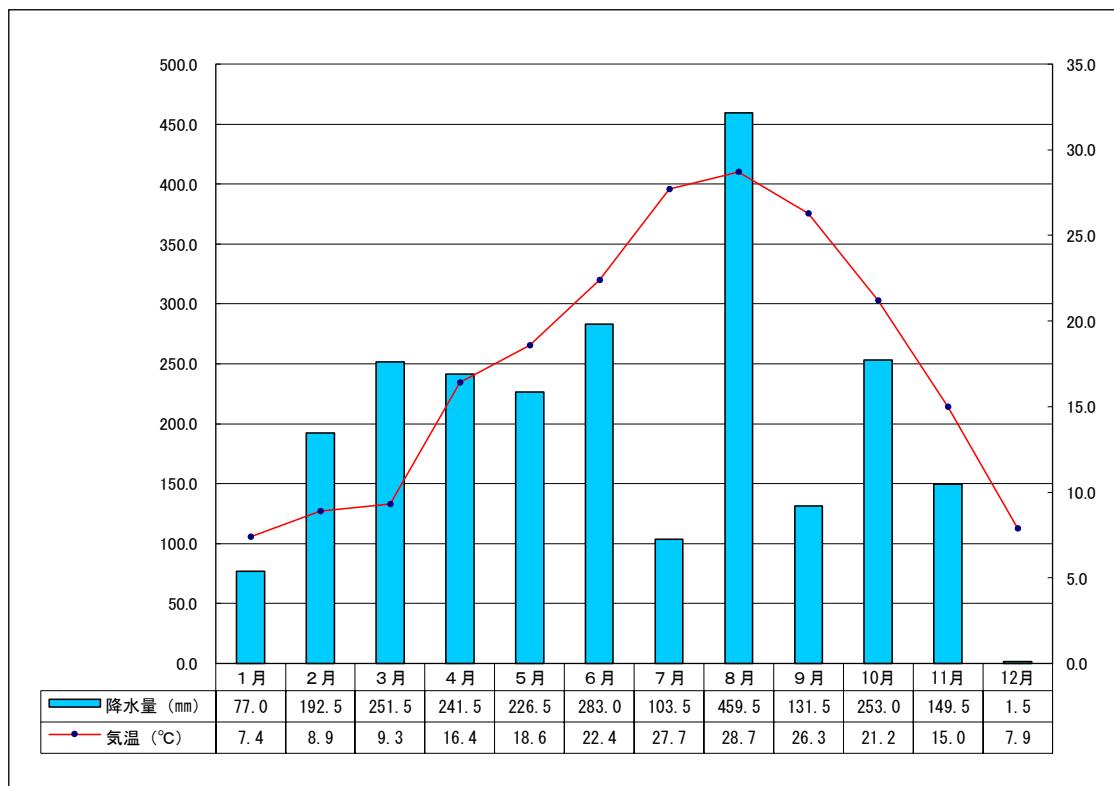
## 1. 基本的な事項

### ■地目別面積



(資料：概要調書、農林業センサス)

### ■令和6年の月別平均気温と降水量



(資料：気象庁 | 過去の気象データ)

## 1. 基本的な事項

---

### ③過疎の状況

本町の人口は昭和30年代以降、年々下降線を辿り続け、令和2年の人口を昭和35年のピーク時と比較すると、実に65.7%もの減少率となっている。また今後の推移についても、将来人口推計において、厳しい予測がなされている。

なかでも、人口減少が及ぼした影響は少子高齢化と相まって人口構造にも歪みをもたらし、国勢調査によると、人口に占める高齢者の割合は53.6%と過半数を超えており、逆に年少人口比率は5.9%にまで落ち込み、地域にとって深刻な問題となっている。

その大きな要因は、町の基幹産業の役割を担ってきた柑橘類を中心とした農業や遠洋・沿岸漁業及び養殖漁業の経営環境悪化による就業者数の減少が続くなかで、平坦地が少ないという本町の地形やインフラ整備の立ち遅れなどから製造業の企業立地が進まなかつたこと、また、近隣町村を含めても通勤可能な就業場所が十分に得られなかつたことなどにより、若年層を中心として、都市部への人口流出が続いたことにある。こうした産業の担い手不足は、集落の機能低下は勿論のこと、地域全体の活力の鈍化を生み、産業構造の不安定化を招くと同時に新たな地域間格差へとつながり、健全な地域経営の妨げとなっている。

このような状況を踏まえ、昭和45年度に始まる「過疎地域対策緊急措置法」「過疎地域振興特別措置法」「過疎地域活性化特別措置法」を経て、平成12年度に旧南勢町、旧南島町において、それぞれ「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、振興計画を策定し過疎対策に取り組んできた。

特に、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備に重点を置き、一次産業の基盤整備や広域幹線道路などの産業基盤整備を行い、生産基盤の効率化による安定した収入源の確保、生活環境の基盤整備による都市部との格差是正など、地域が自立していくための諸施策の展開を図ることにより、住民の生活環境は大幅に改善されてきた。

しかしながら、厳しい財政状況の中では、事業計画の変更や事業期間の延長・延期を余儀なくされているのが実情であり、この間にも人口減少は進み、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

また、相変わらず続く農林水産業の低迷により先行きへの不安は否めず、顕在化する超高齢社会を見据えた健康・福祉施策の充実や情報化及び地域間交流の取組については、徐々に促進されつつあるが、近い将来想定される大規模災害に備えた防災基盤の整備や自主防災活動の強化、地域経済、地域産業衰退への対策、さらなる交通通信体系整備や生活環境整備などを含め、地域が持続的発展をしていくためにはまだまだ多くの課題を抱えており更なる対策が求められる。

### ④社会経済発展の方向

過疎地域が持つ最大の弱点はその地理的条件であり、地域に課せられた脱し得ない宿命ともいえるが、これまでに示してきた問題や課題の払拭には、様々な施策への模索と不断の努力が肝要となる。住民の居住環境等を維持・創造していくため、今後も農林水産業を町の重要な基

## 1. 基本的な事項

---

幹産業として位置づけ、優美な自然の意義ある活用はもとより、産業基盤の整備を図り安定した生産の実現を推進するとともに、新たな付加価値を有する產品の創出を行うなど収益性の高い経営を確立し、就業者の確保・育成に努めなければならない。

また、低経済成長が見込まれるなかで、中小企業・既存の誘致企業への支援及び新規企業・新分野への進出に係る優遇措置の見直しなど、起業しやすい環境を整備し、経営の向上につながる支援策の構築が重要である。そのためには分野に限らず、日々変化する社会情勢に対応した新しい発想ができる人材の発掘と育成を行うなど、地域が有する潜在的な力を活用し、地域産業との連携や事業者間の交流を促進強化することが不可欠となる。

このように、産業基盤の整備や共存可能な連携・融合策の推進はもとより、新たな交流産業の創出や隣接市町との広域連携のほか、次世代を担う子どものための環境づくりが、今後取り組むべき優先課題と考えられる。従って事業推進に当たっては、それぞれの事業の精選を行うとともに、財政状況を十分に見極めながら、より一層の計画的な事業実施が必要となる。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### ① 人口の推移と動向

国勢調査によると、昭和55年に23,883人であった本町の人口も、表1-1(1)が示すとおり、令和2年には10,989人にまで落ち込んでいる。人口減少の割合は、昭和55年～平成2年で12.4%減少しており、平成17年～平成27年には23.4%もの減少率を示し、過疎化現象がさらに加速化した。その他の期間についても、5年間に12%～20%程度の高率で減少を続けており、昭和55年の調査時から54.0%に相当する12,894人の減少となっている。また、住民基本台帳によって直近の人口推移を見ても、平成22年から令和7年にかけての減少率は36.5%と着実に減少傾向を強めており、歯止めの掛からない状態が続いている。

こうした状況の下、65歳以上の高齢者は、増加をつづけてきた実数が令和2年には減少に転じている一方、構成比は増加を続けており、昭和55年に3,393人と全人口の14.2%を占めていたものが、平成2年には20%に当たる4,196人となると同時に、0～14歳の人口3,207人を上回る結果となっている。さらに、令和2年では5,889人と、全人口の53.6%を占めており、高齢者比率は全国平均(28.6%)及び三重県平均(29.9%)を大幅に上回っている。

一方、本町は若者の希望に応えられる就業場所が限られていることに加え、進学率の上昇もあって若年者の減少も進んでおり、昭和50年代に14.8%を占めていた15～29歳の人口は、令和2年には6.7%にまで低下している。また、このような結婚適齢期の階層の流出と相まって、昭和55年には5,072人(21.2%)であった0～14歳人口は、平成17年には1,814人(10.9%)、さらに令和2年においては648人(5.9%)と1,000人を下回っており、少子化の加速が進行している。

世帯数を見ると、昭和55年には6,675世帯であったが、緩やかに減少しながら、令和

## 1. 基本的な事項

---

2年には4,977世帯となっており、人口の急速な減少から比較し考察すると、核家族化の傾向がみられ、今後も高齢化・少子化を伴う人口減少は続くものと思われる。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 23,883	人 20,933	% △12.4	人 16,687	% △20.3	人 12,788	% △23.4	人 10,989	% △14.1	
0歳～14歳	5,072	3,207	△36.8	1,814	△43.4	860	△52.6	648	△24.7	
15歳～64歳	15,418	13,580	△11.9	8,623	△36.3	5,644	△34.5	4,452	△21.1	
うち 15歳～29歳 (a)	3,542	2,745	△22.5	1,522	△44.6	1,025	△32.7	734	△28.4	
65歳以上(b)	3,393	4,196	23.7	6,244	48.9	6,278	0.5	5,889	△6.1	
(a)／総数 若年者比率	% 14.8	% 13.1	—	% 13.1	—	% 8.0	—	% 6.7	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 14.2	% 20.0	—	% 37.4	—	% 49.1	—	% 53.6	—	
世帯数	6,675	6,598	△1.2	6,598	△2.9	5,432	△13.5	4,977	△8.4	

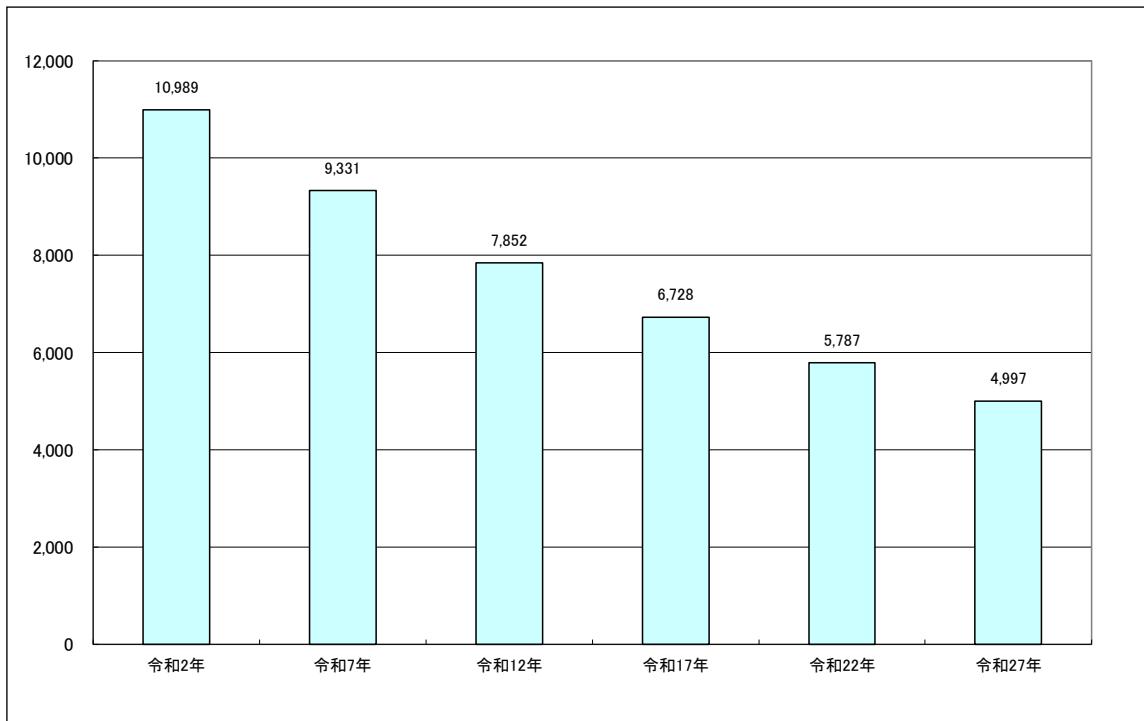
表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 18,122	% —	% △8.1	人 16,161	% —	% △10.8
男	8,634	47.6	△7.7	7,637	47.3	△11.5
女	9,488	52.4	△8.4	8,524	52.7	△10.2

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 14,112	% —	% △12.7	人 12,146	% —	% △13.9	人 10,268	% —	% △15.5	
男 (外国人住民除く)	6,665	47.2	△12.7	5,687	46.8	△14.7	4,816	46.9	△15.3	
女 (外国人住民除く)	7,447	52.8	△12.6	6,459	53.2	△13.3	5,452	53.1	△15.6	
参考	男 (外国人住民)	12	21.6	—	23	26.1	152.2	42	38.9	82.6
	女 (外国人住民)	33	78.4	—	65	73.9	150.8	66	61.1	1.5

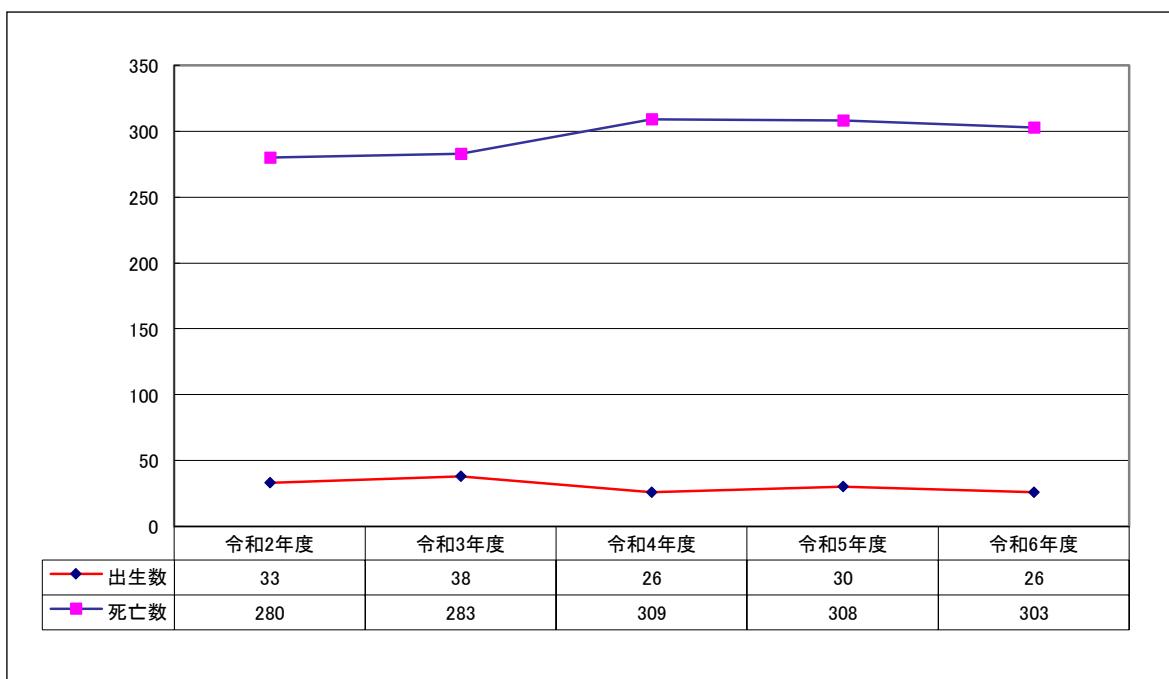
## 1. 基本的な事項

### ■将来人口推計



(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 | 南伊勢町の将来人口推計)

### ■出生数と死亡数の推移



(資料：税務住民課)

## 1. 基本的な事項

### ②産業の推移と動向

令和2年の就業者総数は4,746人で、平成27年の5,410人から約12.3%（実数664人）の減少となっており、総人口に占める就業者数の割合は43.2%で、平成27年の42.3%に比べ0.9ポイントの上昇となっている。

就業者数を産業別にみると、第一次産業においては884人（18.6%）、第二次産業が875人（18.4%）、第三次産業が2,898人（61.1%）となっており、平成27年と比較すると、第一次産業で225人、第二次産業で163人、第三次産業では280人の急激な減少傾向にあり、第三次産業では平成7年をピークに減少に転じている。これは、水産業では水産資源の減少や魚価の低迷、また、第一次産業全体における後継者の不足、製造業等においては、その経営基盤の脆弱さにより社会経済の浮沈に影響を受けやすいこともある、第一次産業や第二次産業からサービス業などを中心とする第三次産業への移行に及んだものの、15歳～64歳の人口減少が急激に進んだことから第三次産業においても減少傾向に転じたものと推定される。

農林水産業は、昭和35年以降減少が続いているとはいえ、地域全体の活力に及ぼす影響が強く、現在でも町の基幹産業といえる。しかし、生産額や就業者数のシェア率は急速に低下しており、今後とも厳しい環境にある。また、製造業等は、中国を中心とした海外への生産拠点の移転、国際競争力強化のためのコスト削減などにより、一層熾烈な競争が予想され、農林水産業を含め包括的な地域産業の育成、あるいは就労の場の確保など、早急に産業の振興のための施策を講じる必要がある。

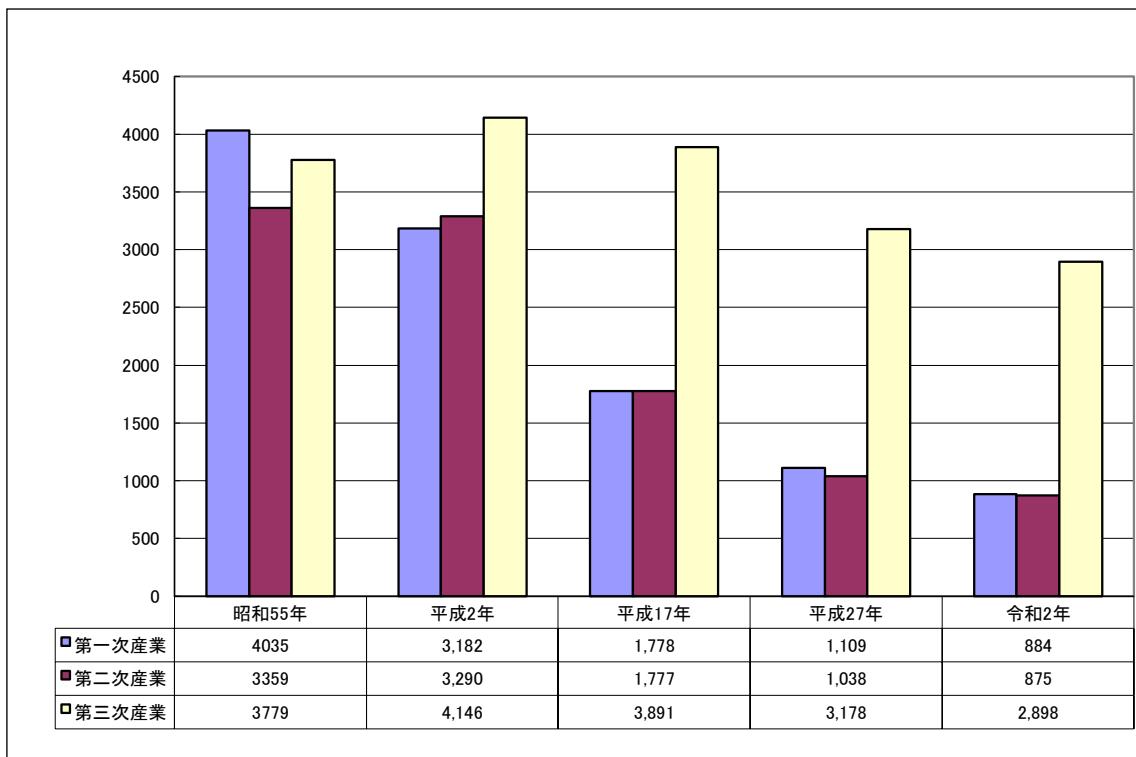
表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 11,174	人 10,621	% △4.9	人 7,498	% △29.4	人 5,410	% △27.8	人 4,746	% △12.3	人 —
第一次産業 就業人口比率	% 36.1	% 30.0	—	% 23.7	—	% 20.5	—	% 18.6	—	—
第二次産業 就業人口比率	% 30.1	% 31.0	—	% 23.7	—	% 19.2	—	% 18.4	—	—
第三次産業 就業人口比率	% 33.8	% 39.0	—	% 51.9	—	% 58.7	—	% 61.1	—	—

※各産業別就業人口比率には「分類不能の産業」を含まないため、合計は100%とならない。

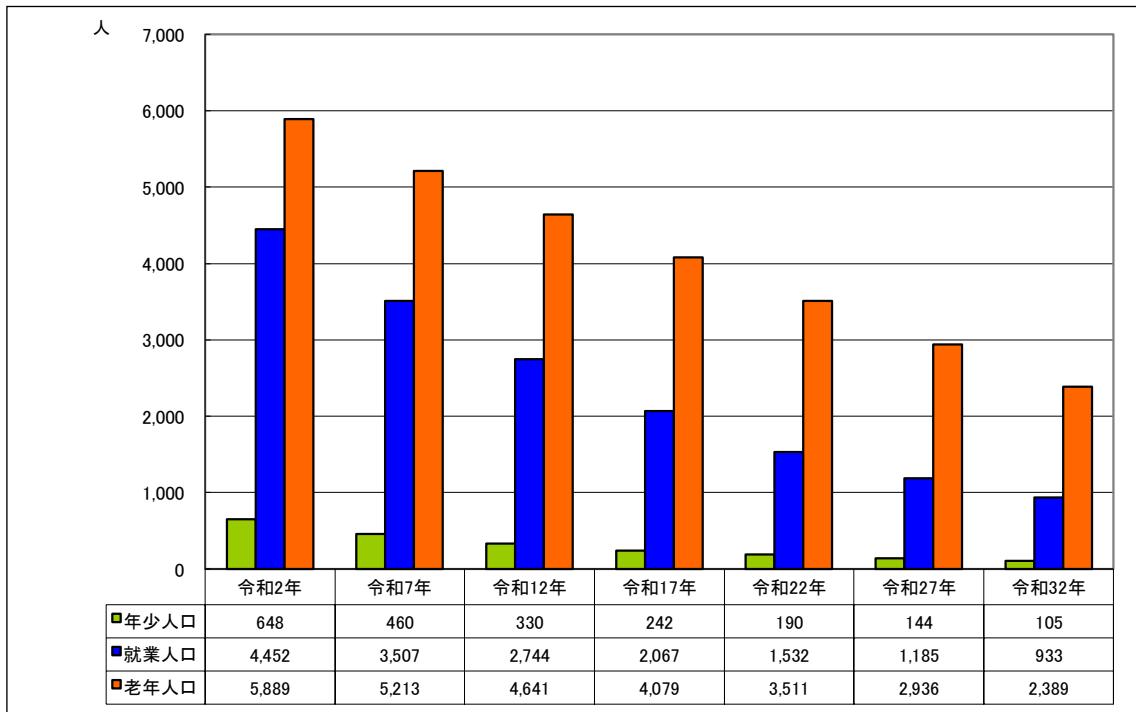
## 1. 基本的な事項

### ■産業別人口の推移



(資料：国勢調査)

### ■年齢区分別将来人口推計



(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 | 南伊勢町の将来人口推計)

## 1. 基本的な事項

---

### (3) 行財政の状況

#### ①行政の状況

本町の令和7年4月1日現在の職員数は252人で、行政機構は町長部局12課、上下水道課、議会事務局、教育委員会事務局、町立病院となっている。

近年における地方公共団体を取り巻く状況は、人口が減少するなかで、少子高齢化が進行するとともに、住民の価値観の多様化や高度化が進み、生活様式の質や環境への関心が高まるなど社会経済的にも様々な変化が生じ、行政需要は量的にも拡大し多岐複雑化している。

また、地方分権の推進に伴い、自己決定及び自己責任の原則のもと自立した地方行政が強く求められており、国や県からの種々多様な権限が移譲されることにより、今まで以上に主体性の確立や政策形成能力の向上が要求されている。

基礎自治体である市町村は、これらの要求・要望を的確に把握し、住民生活の向上に資するよう行政運営に努めることが求められ、本町においても地域の特性を活かしながら事業に取り組み、産業基盤の整備をはじめとして、道路・交通体制の整備、生活環境の整備、福祉・医療・教育の充実、高度情報化社会への対応などを重点に施策を展開し成果を上げてきた。

しかしながら、都市部と比較すると所得水準やインフラ整備においても依然として格差があるのが現状である。このようななか、住民の暮らしの利便性及び機能性を高めることはもとより、地域の自立に向け行政への住民参加を一層進めるとともに、既成概念にとらわれない新しい地域発展を目指すことが望まれる。

広域行政については、人口規模の小さい本町にとっては特に重要で、近隣市町との役割分担と相互連携により、単独では事業実施が困難であったり、効率性の低下が予想されたりする事務事業に取り組んでいる。現在は、伊勢志摩定住自立圏形成協定による取組や志摩及び紀勢地区広域消防組合をはじめとする5組合、鳥羽志勢広域連合など3連合、1機構により、定住自立圏共生ビジョンの策定のほか、消防・救急、し尿処理、介護保険事業などを展開している。

#### ②財政の状況

本町の普通会計の財政状況は、歳入では令和6年度が115億円の規模となっており、5年前の令和2年度と比較すると1.7億円減少している。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の猛威の中、新型コロナウイルス感染症の臨時特別交付金が多く投入されており外れ値といえる。そのため、10年前の平成27年度と比較すると22.8億円増加している。また、その財源比率をみると、地方税は8.9%と自主財源に乏しく、地方交付税46.8%、国・県支出金10.9%と国県の財源に大きく依存している状況である。さらに、地方債は16.6%であり、平成27年度と比較すると10.0億円増加している。

歳出では、義務的経費が市町村合併による人件費の削減が影響し一時期大きく減少したが、近年の人件費並びに公債費の増加により平成27年度の33.5億円から令和6年度は37.3億円と3.8億円増加している。また、特別会計等への繰出金は平成27年度の15.5億円から令和6年度は18.6億円と3.1億円増加している。投資的経費については普通建設

## 1. 基本的な事項

---

事業が大きく増加し、平成27年度の9.6億円から令和6年度は22.2億円と12.6億円の増となっている。

財政指標では、財政力指数は令和6年度が0.20であり、全国平均の0.48と比較しても大幅に下回っている。また、経常収支比率は令和6年度で99.6%と全国平均値以上で推移しており弾力性に乏しい状況にある。

このような財政状況のなか、人口減少や少子高齢化により今後も厳しい財政運営が続くものと予測され、税収入の確保や受益者負担の適正化、また新たな財源の創出など財源の確保に努める一方、将来にわたって財政負担となる地方債の発行には慎重を期するとともに、弾力的な財政運営に資するための各種積立金については十分配慮するなど、あらゆる財政健全化施策を講じ、地方創生の推進に取り組まなければならない。

## 1. 基本的な事項

表 1－2 (1) 町財政の状況

(単位 : 千円)

区分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度見込
歳入総額 A	9,220,930	11,671,941	11,501,524
一般財源	6,356,373	6,352,039	6,886,033
国庫支出金	504,858	2,374,703	828,460
県支出金	489,750	428,506	425,306
地方債	913,917	1,309,79	1,913,564
うち過疎債	217,600	349,900	648,400
その他	956,032	1,206,896	1,448,161
歳出総額 B	8,840,717	11,441,877	11,285,658
義務的経費	3,353,127	3,514,033	3,734,846
投資的経費	980,434	1,977,988	2,338,740
うち普通建設事業	957,079	1,817,836	2,221,667
その他	4,507,156	5,949,856	5,212,072
過疎対策事業	1,587,974	649,326	1,186,416
歳入歳出差引額 C(A-B)	380,213	230,064	215,866
翌年度へ繰越すべき財源 D	48,734	37,672	92,551
実質収支 C-D	331,479	192,392	123,315
財政力指数	0.208	0.214	0.201
公債費負担比率	16.4	16.0	16.6
実質公債費比率	9.6	10.2	11.3
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	91.7	92.8	99.6
将来負担比率	42.9	69.5	65.8
地方債現在高	11,140,375	12,635,412	13,157,939

(資料 : 地方財政状況調)

## 1. 基本的な事項

---

### ②公共施設等の整備状況

公共施設は、地域における住民生活や産業活動の基盤となるものであり、公共施設総合管理計画の基、既存の施設の長寿命化と南海トラフを震源とする巨大地震への対応のため、施設の高台移転を計画的に進めてきた。

町道については、舗装率は72.2%と一定の水準を保っているが、急峻な地形条件もあって改良率は33.5%と低い水準に止まっている。

また、水道については100%となっている一方で、生活排水処理施設においては、下水道、集落排水施設、浄化槽の整備を推進しているところであり、令和6年度末における水洗化率（便所が水洗の住宅の割合）は79.5%となっており、住民の生活環境は格段に向上している。

保育所施設については、3園を保有し、平成26年度にさくら園、令和2年度におひさま園、令和6年度になかよし園を高台移転による新築整備をおこなった。

学校施設については、現在、小学校3校、中学校2校となっている。平成15年度に南島小学校と南部小学校を統合し南島東小学校になり、平成17年度に五ヶ所・南海・宿田曾の3中学校を統合し南勢中学校を新築整備した。また、平成19年度には島津・吉津・東の3小学校を統合し南島西小学校となった。さらに、平成26年度には五ヶ所・穂原・南海・宿田曾の4小学校を統合し南勢小学校に、南島中学校と南島西中学校を統合し（新）南島中学校となった。

現在、小中併設型校舎を令和8年度完成を目指して南島東小学校、南島西小学校、南島中学校の統廃合を進めている。

町立病院については、老朽化と南海トラフを震源とする巨大地震への対応のため、令和元年11月に新病院として高台移転を行っている。

火葬場については、平成29年7月に老朽化の著しかった五ヶ所浦火葬場、田曾浦火葬場の2つの火葬場を統合し、新たに南勢火葬場を建設した。

整備状況については、過疎対策事業を中心として各種の整備を実施してきたこともあり、着実に進展してはいるものの、非過疎地域と比較してもその格差は未だに大きく、均衡を図るうえでも交通通信体系、生活環境施設、福祉施設、教育文化施設等の整備・改良を計画的に進め「持続可能なまちづくり」を目指さなければならない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	8.1	22.2	27.0	30.0	72.2
舗装率 (%)	33.9	60.3	67.1	70.5	33.5
農道 延長 (m)	—	—	—	34,340	35,261

## 1. 基本的な事項

耕地 1ha当たり農道延長 (m)	48.9	44.1	27.0	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	39,409	40,169
林野 1ha当たり林道延長 (m)	2.5	3.1	4.0	—	—
水道普及率 (%)	92.3	97.0	99.2	99.9	99.9
水洗化率 (%)	—	2.7	23.0	52.9	令和6年 度末 79.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	7.0	9.2	7.2	5.8	5.5

(資料：公共施設状況調査)

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、若年者の都市部への流出による人口減少や集落の小規模化、地域住民の高齢化により、集落機能の維持が困難となっている集落が多くなってきている。

南伊勢町においても、少子高齢化が進んでいるが、このようななかでも、南伊勢町が自主性及び自立性を高め、将来にわたって存続し、町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる町になるため、従来の役場と町民の関係だけにとどまらず、町民同士や南伊勢町に関わるすべての主体の力を結集して乗り越えていくことが必要である。

このため、南伊勢町では、令和5年6月に「第4次南伊勢町総合計画」を策定し、「『私たちの元気』で輝きつづけるまち、『輝き』を『未来』へ受け継ぐまち」をまちのめざす姿として、まちづくりに取り組んでおり、その基本理念である「まちづくりは一人ひとりの幸せのためにあります」、「いつの時代もまちづくりの主役は私たちです」、まちづくりの基本姿勢である「『オール南伊勢』のまちづくり」、役場の基本方針である「ともに歩む役場」を持続的発展のための基本方針と位置づけ、これに基づき各種施策に取り組んでいくものとする。

また、「南伊勢町地方創生総合戦略」でもあり、将来に向けた計画的なまちづくりを展望するための方向性と、人口減少の影響の軽減や、地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけた南伊勢町総合計画の「重点プロジェクト」も踏まえ、本町が抱える地域課題解決のため、各種施策に取り組み、「持続可能な地域づくり」を進めていくものとする。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画において、地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、南伊勢町総合計画との整合性を図りながら以下のとおり設定する。

#### ①人口に関する目標

「年齢区分別将来人口推計」の表のとおり、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口

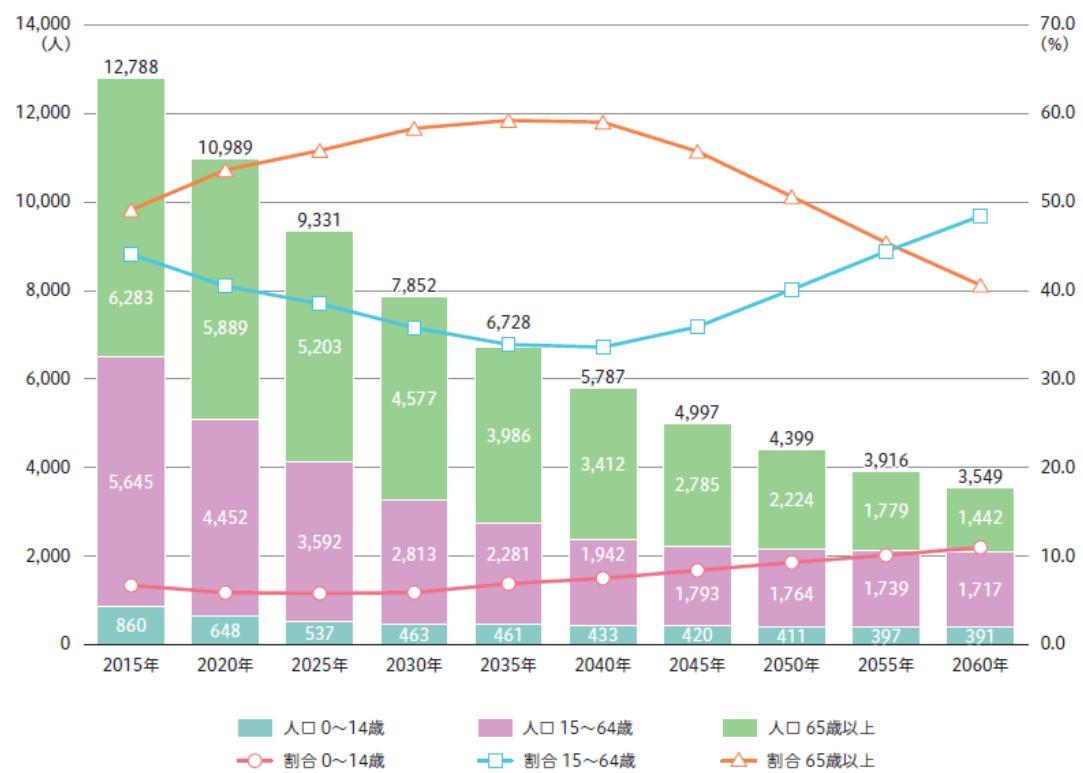
## 1. 基本的な事項

---

推計によれば、本町の将来人口は、2030年（令和12年）には7,715人、2045年（令和27年）には、4,265人になると推計されている。一方、令和5年3月策定の「第3期南伊勢町地方創生総合戦略」における目指す人口の将来展望では、2045年（令和27年）の人口5,000人程度を目指すとされている。この将来展望に基づき、本計画の最終年である令和12年度末の目標人口を7,852人と定める。

## 1. 基本的な事項

### ■人口の将来展望（年齢3区分別人口の推移）



(資料：まちづくり推進課)

### ②持続的発展の実現に向けた目標

総合計画のもと掲げる6つのまちづくり目標及び施策の目標を持続的発展の実現に向けた目標とする。

- まちづくり目標1 「子どもに継がせたいと思う稼げる仕事があるまちをつくる」
- まちづくり目標2 「安全と安心を守り、幸せを実感する暮らしやすいまちをつくる」
- まちづくり目標3 「子どもたちの健やかな育ちと子育て世代をまちぐるみで全力で応援するまちをつくる」
- まちづくり目標4 「心豊かな暮らしのできる、高齢者をはじめ誰もが元気なまちをつくる」
- まちづくり目標5 「地方創生の取組みを加速し町民の希望を実現するまちをつくる」
- まちづくり目標6 「買い物に対する不便や苦労を地域のニーズにあった形で解消する」

### （6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況について、毎年度10月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度の予算や施策（事業）の見直しにむすびつける。

## 1. 基本的な事項

---

### (7) 計画期間

この計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の管理に関する基本的な考え方との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

#### 【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

##### 1. 基本方針と数値目標

###### ①基本方針

- ア. 人口減少、厳しい財政状況に対応した公共建築物の適正配置
- イ. 安全性の確保
- ウ. 真に必要な施設の適切な維持管理
- エ. 民間活力の導入

###### ②数値目標

公共施設等総合管理計画の実効性を確保するとともに、今後、必要な公共施設等を適切に維持管理していくため、数値目標を設定する。

数値目標の設定については、インフラ系施設を含む公共施設等全体を対象とする場合と、公共建築物のみを対象とする場合を考えられるが、住民のライフラインとなるインフラ系施設は今後とも特に大きく削減できないと考えられるため、ここでは公共建築物（ハコモノ）の削減について数値目標を以下のように設定する。

公共建築物の保有量を40年間で約45%程度削減することが必要と推計されていることを踏まえて、今後、統廃合、縮小、譲渡・民営化等全庁的な取り組みの中で、将来的な保有量の適正化を目指す。

##### 2. 公共施設等の再編・再配置に関する基本的な考え方

今後、保有量の適正化においては、再編・再配置計画を策定し取り組むものとする。

##### 3. 公共施設等の管理に関する実施方針

###### ①点検・診断等の実施方針

###### <継続的な点検・診断の実施>

- ・今後とも存続を図っていく施設については、法定点検のほか、施設管理者による自主的な日常点検・定期点検を実施する。

###### ②維持管理・修繕・更新等の実施方針

###### <維持管理・修繕・更新等の優先順位の設定>

## 1. 基本的な事項

---

- ・維持管理・修繕・更新等の優先順位を設定し、計画的にそれらを実施する。

<「事後保全型」から「予防保全型」への転換>

- ・「事後保全型」から、「予防保全型」へと転換し、施設の保全・向上を図ることにより施設の長寿命化、維持管理費の適正化及び標準化を図る。

<機能性の向上>

- ・修繕・更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設、長寿命化へ配慮した施設への改善を図る。

- ・高齢者や障がい者等利用者のニーズに配慮して施設の機能性や安全性の向上や、省エネルギー化への配慮を図る。

<民間活力の導入>

- ・更新時には、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行う。

### ③安全確保の実施方針

<早期の安全確保>

- ・日常点検・定期点検及び点検結果の記録により、危険が認められた場合は最優先で安全性を確保するための改修または修繕を実施する。

<同種・類似施設のリスク回避>

- ・危険が認められた施設等について早急に点検を実施し、事故の未然防止に努る。

### ④耐震化の実施方針

<耐震化の推進>

- ・存続を図っていく施設について必要なものは、適宜耐震化を推進し、施設の耐震化工事にあたっては、優先順位を定めて、重要な施設から順次耐震化工事を行っていく。

<非構造部材の安全対策>

- ・非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）は順次実施する。

### ⑤長寿命化の実施方針

<長寿命化計画の推進>

- ・新たに策定する個別計画・長寿命化計画等については、本計画と整合性を図るものとする。

<ライフサイクルコストの縮減>

- ・大規模改修時においては施設の耐久性の向上を図り、長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減を図る。

### ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

<公共施設等のユニバーサルデザイン化>

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指す。

## 1. 基本的な事項

---

### ⑦脱炭素化の推進方針

#### <公共施設等の脱炭素化>

- ・「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）における「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、公共施設等の整備・更新にあたっては、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化の視点を取り入れた整備を推進する。

### ⑧統合や廃止の推進方針

#### <統合・廃止の方針>

- ・建設年度が比較的新しく良好な施設、町民の満足度・利用度が高い施設などについては今後とも存続を図り、その他の施設については、統廃合等について検討する。
- ・町が所有している未利用地や、その目的が達成された施設などについては調査・整理を実施し、実態を把握したうえで廃止、売却や貸付を検討する。
- ・当面において具体的な利用計画のない土地や建物及び施設の統廃合により生じる余剰施設についても、町民開放や一時貸付等有効的な活用を検討する。

#### <町民との合意形成>

- ・施設の統廃合等においては、積極的に町民への情報提供を行うとともに、町民との合意形成を図りながら慎重に進める。

### ⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

#### <研修会の実施>

- ・全職員を対象にした研修会を実施し、意識啓発を図り、必要に応じて、施設を管理する所管課、担当職員の技術研修を実施する。特に、存続を図っていく施設、長寿命化を図る施設に関しては、適切な点検・実施についての研修を必要に応じて実施する。

#### <地方公会計制度・固定資産台帳整備との連携>

- ・公共施設等の詳細なデータを有効活用・整理するため地方公会計制度・固定資産台帳整備との連携を考慮した体制を検討する。

## 4. フォローアップの実施方針

- ・P D C Aサイクルを通して、本町の公共施設マネジメントを推進していくこととし、継続的な施設運営の中で、総量の縮減や施設の再編・再配置の実現を目指していく。また公共施設等総合管理計画は、今後の財政収支や社会経済情勢の変化、施設の管理状況により必要に応じて見直していくこととする。

### 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

##### ①移住・定住・地域間交流の促進

本町は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、第一次産業を中心とした生業を営んできた。しかし、社会の情勢変化により人口減少・少子高齢化が著しく進行し、地域づくりの活動を担う人材が不足するなど、これまで町を支えてきた農業、水産業の不振から新たな働き場を求め、多くの町民が町外に流出している。

若者がこのまちでこれから安心して子どもを生み育てていくためには、充分な収入が得られる仕事づくりが必要となる。そのためには、町の産業を従来のやり方や枠組みにとらわれず、観光、水産業、農業など異業種を組み合わせた新たな仕事のかたちをつくるなど、南伊勢町の資源を最大限に活用した魅力ある仕事への革新や、若者が事業や就業に新たにチャレンジしていくための環境づくりが必要である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により進んだ生活様式の変化や働き方改革の動きは、アフターコロナにおいても依然としてあり、地方への移住ニーズは高いことから、交流・関係人口の拡大及び移住・定住や二地域居住の推進に向け、デジタル技術を活用したテレワークやワーケーションなど、新しい視点を入れた取組が必要である。さらに、移住者が安心してこのまちに住めるよう、移住者とまちの人との交流事業など若者定住・移住対策を強力に推進する必要がある。

人口流出の大きな要因の一つに住環境など、町で生活を営むうえでの不便さがあげられる。これを解消することが、若者が住みよく、暮らしやすいまちづくりを進めるうえにおいては不可欠であり、住環境の整備などを推進することが重要である。過疎と高齢化が進行する地域においては、活用可能な資源の掘り起こしや高齢者の豊かな知識・経験の活用を図るとともに、都市と地域、世代間の交流空間を創出し、交流人口の増大に努めることが重要である。このため交流の場の整備を進め、観光と文化の振興を図り、交通ネットワーク事業などと連携させていかなければならない。

##### ②人材育成

本町では過疎化が著しく、人口減少や高齢化により、集落を維持・発展させていくための地域の担い手が不足しており、地域が組織としての機能を果たせなくなってきた。地域の活性化を促進し地域産業の活力創出に向けて時代の潮流や地域の要請に対応できる、地域づくりの担い手となる地域住民の育成や確保を図ることが重要である。

また、本町の基幹産業である農林水産業においても、後継者や働き手の不足が進行しており、国・県・JA・漁協等、関係機関とより一層の連携を強化し、今後の産業を担っていく人材の育成・確保を推進する必要がある。

さらには、自ら考え、行動する力や郷土への理解と愛着を育むことを通じて、社会の変化に対応し地域活力を生み出す人材として、今後の地域や産業の担い手となる若者を育成すること

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

が重要である。

### (2) その対策

#### ①移住・定住・地域間交流の促進

##### ○移住・定住の推進

1. 自然志向の高まりに対して、空き家の活用等データ収集に取り組み、都市部への情報提供を行いながら受け入れ態勢の整備に努めるなど、定住化に向け積極的に対応していく。
2. 地域活性化のため、都市住民等が一定期間移住し、地域活動等に参加し、地域の活性化を支援する総務省の「地域おこし協力隊」事業を推進する。また、協力隊員の活動を支援していくとともに、新たな地域活性化事業の創出等を通して雇用の創出を図り、協力隊員の定住につなげる。
3. 「オール南伊勢」のまちづくりを推進するため、町民や町内事業者だけでなく、大学や関係機関、また県内外において南伊勢町を応援してくれる全ての方々の力を結集することが重要であることから関係人口の増大に努める。
4. 移住、定住に関する専門窓口として「移住コーディネーター」を配置し、きめ細やかな情報と手厚いサポートを行う。
5. 町内の仕事に関する相談窓口として「おしごとアドバイザー」を配置し町内事業者の求人情報を集約して提供するほか、求人者への丁寧なカウンセリングを通じて、地域内の雇用を促進する。
6. 若者の移住・定住を促進するため、空き家の有効活用や、若者や子育て世代への住環境整備の支援を行う。
7. 移住・定住者等の雇用の場の確保や農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足を解消するため、特定地域づくり事業協同組合制度の活用を推進する。

##### ○交流基盤の整備

1. 都市部住民との交流や地域間交流、世代間交流を推進するため、自然や歴史、産業等など町内に分散する地域資源の有効活用を図り、それらを結び付ける「人・交通・情報」など、多様な機能を持った交流機能の構築を民間事業者とともに検討する。
2. 他県友好町との交流を継続するとともに、民間団体による多様な交流活動を支援する。また、交流の波及効果を町内に拡大していくため、産業間や各種団体間の連携を深めていく。
3. テレワークやワーケーションなどの新しい働き方が行える南伊勢ワークスペースや民間の施設を活用し、多様な人材の交流を促進する。
4. 都市部に生活の拠点を持ちながら本町と継続的に関わる「二地域居住」を推進し、関係人口の拡大による地域の活性化を図る。

#### ②人材育成

1. 特定二地域居住制度や地域おこし協力隊、移住定住コーディネーターなどの各種制度を活

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

用し、関係人口として地域で活躍できる人材の育成を行う。

2. 若者が希望を持ち活躍できる町にするために、自らの創意と工夫により特色のある豊かなまちづくりを推進する人材や、地域産業の活性化などに高い意欲と創造性に溢れ、地域づくりへ積極的に参加できる若者の育成を推進する。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住				
		若者定住促進事業	定住環境の創出	南伊勢町	
	(2)地域間交流				
		交流基盤施設整備事業		南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 3. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①農業

本町の総農家戸数は、令和2年に311戸で5年前に比べて、82戸減少し販売農家戸数は令和2年に151戸で、5年前に比べて44戸の減となっている。耕地面積については、令和2年には551haで、平成27年と比べると76haの減少となっており、農業者の高齢化と鳥獣の被害による生産者の生産意欲の低下による、農地の荒廃化が問題となっている。令和2年の農業産出額が840百万円と平成27年の1,790百万円と比較し950百万円の減と大幅な減少となっている。要因としては大規模養鶏場の廃業などが考えられる。

農作物は、水稻と温州みかんを中心に行なわれているが、水稻は零細な規模での経営が大勢を占め、将来に向けての水田維持が不安視されており、水稻以外の農作物の育成を図っていく必要がある。また、柑橘については県内では高く評価され好評を得てはいるものの、近年、本町以外のみかん産地が県内の市場を大きく占めるようになり、「ブランド」の維持に向けた対応が課題となっている。畜産では、肉用牛及び養豚の事業者がある。

令和2年における経営耕地面積155haのうち、樹園地が47.1%、田畠が52.9%で、樹園地でもみかんがそのほとんどを占め、本町の主要作物となっている。今後、本町の農業が発展していくためには、みかん栽培において生産基盤の一層の充実を図るとともに、農家収入の向上及び安定化の方策として経営所得安定対策への取組、梅、促成野菜、花卉などの高収益の作目を中心とする作付体系の確立や、温州みかん転換のための適正作物の生産体系の整備が課題となっている。

急峻地での農業は、機械化による省力化にも限界があり、過重な労働によって生産が支えられている面も強く、就業人口が減少するなかで高齢化が進行し、生産量の低下が続いている。近年の食生活は多様化、高級化しており、それに対応していく観点からも、農畜産物の高品質化を図るため各種試験研究を奨励するとともに、出荷体制や栽培技術の高度化を進め、特産銘柄化の確立に努めることが重要である。さらに流通機構整備による販路開拓や観光とも連携した栽培・収穫体験のできる果樹の栽培拡大などを促進し、都市住民との交流により付加価値を持った経営を進めていく必要がある。

加えて、農林家の生活改善を図るための生活技術普及の講習、農林業技術の講習、集会研修等の目的に資する施設の計画的な維持保全・改修を進めていく必要がある。

また、農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有している。本町においては人口減少・少子高齢化、過疎化が進み、農家の担い手が不足しており、農地周りの水路、ため池などを管理することが困難になっている。そのため管理体制を再構築し、農地の多面的機能の発揮を維持することが重要である。

### 3. 産業の振興

表 2-1 経営耕地面積別農家数の推移

(単位: 戸)

区分	販 売 農 家						自給的農家	合 計
	0.3 億未満	0.3~0.5 億	0.5~1.0 億	1.0~1.5 億	1.5~2.0 億	2.0 億以上		
平成 12 年	8	174	181	58	25	17	229	692
平成 17 年	6	117	127	48	19	18	269	604
平成 22 年	3	88	102	37	15	15	237	497
平成 27 年	1	63	73	23	17	18	198	393
令和 2 年	1	49	53	19	12	17	160	311

(資料: 農林業センサス)

表 2-2 農家数・農業産出額の推移

(単位: 戸、人、百万円)

区分	農家数	農業産出額
平成 12 年	692	2,420
平成 17 年	604	1,960
平成 22 年	497	1,970
平成 27 年	393	1,790
令和 2 年	311	840

(資料: 農林業センサス・東海農林水産統計年報)

表 2-3 経営耕地面積等の推移

(単位: 億)

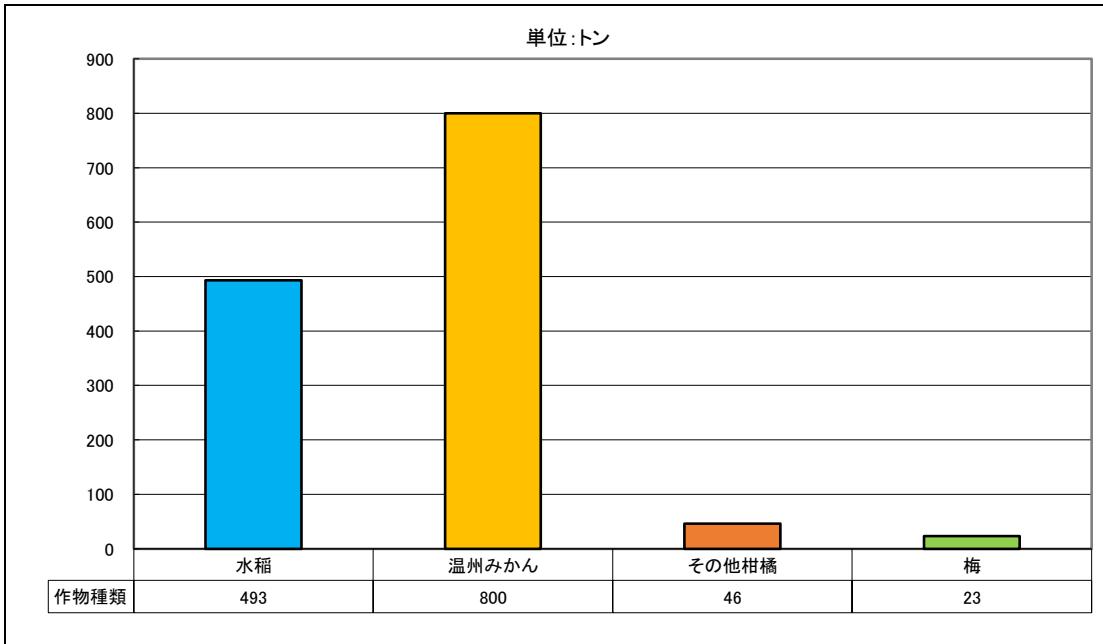
区分	田	普通畠	樹園地	経営耕地面積計	耕地面積計
平成 12 年	190	21	143	354	674
平成 17 年	133	15	121	269	683
平成 22 年	110	8	97	215	649
平成 27 年	92	6	79	177	627
令和 2 年	79	3	73	155	551

※経営耕地面積は販売農家の数値

(資料: 東海農林水産統計年報、農林業センサス)

### 3. 産業の振興

#### ■主な農作物の収穫量（令和元年）



(資料：水稻【第68次東海農林水産統計年報】、果樹【第4次南伊勢町果樹産地構造改革計画】)

#### ②林業

本町の森林面積は平成27年に20,429haで、町全域面積に対する林野率は約8.5%を占めており、その大部分が私有林である。樹種別状況の内訳は、天然林59.6%、人工林37.6%、その他2.8%となっている。

森林は、水源の涵養や土砂災害の防止、さらには樹木が二酸化炭素を吸収することにより地球温暖化防止に寄与しているほか、野生鳥獣の生息の場として、また、人々に心の安らぎを与える場所として、重要かつ多様な機能を持っている。

しかし、林業をめぐる諸情勢は、国産材の価格の低迷と伐採までの長期投資・林業従事者の減少など厳しい現状にあり、林家の投資的意欲も減衰し、保育が適正に行われていない人工林も多く見られ、生活環境への重大な影響が危惧されている。町内でも人工林の手入れが不足している状況であり、森林の適切な施策ができないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなる。

山林の所有形態を見ると、民有林が20,416haを占めるが、林業経営体としては14戸しかなく、多くは保有山林のみと考えられる。また、不在所有者も多いことなどから森林施業は小規模・分散的で合理化経営の障害となっているため、複数の所有者を集約化し、面的なまとまりを持たせた森林施業の推進が急務である。このようななか、2019年4月から森林経営管理法が制定され、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林については経営管理を町が行うことで、森林の適切な施業を行う必要がある。また、低炭素社会の実現にむけ、豊かな自然を活かし、森林保育の仕組みづくりなどをを行い、適正に管理することでグリーンカーボンオフセッ

### 3. 産業の振興

トを増加させ、バイオキャパシティの質と持続性を高めることにより、二酸化炭素吸収・固定化量増加対策などを推進することが求められてきている。

さらに、森林の持つ公益的機能の高度な発揮と林業的な価値を向上させるため、間伐等をはじめとした森林整備を適切に行うとともに、利用間伐を促進するための林道や作業道等の路網整備が必要である。

このためには、長期的展望に立ち、環境や景観対策なども兼ね備えた施業計画を樹立し、生産性の向上と持続的な森林経営を考える必要があり、また、新たな森林資源の有効利用として、散策による森林浴・炭焼き体験など自然体験ゾーンとしての位置づけを行うことも重要である。

表2-4 民有林林種別森林面積の推移

(単位:ヘクタール)

区分	樹林地				竹林	伐採跡地 未立木地	合計			
	人工林		天然林							
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹						
平成2年	7,739	14	102	12,113	47	606	20,621			
平成12年	7,759	48	102	12,071	47	558	20,585			
平成20年	7,587	17	102	12,094	46	523	20,369			
平成22年	7,586	17	102	12,093	45	522	20,387			
平成27年	7,661	17	101	12,081	45	522	20,429			
令和2年	7,639	17	101	12,072	45	523	20,416			

(資料: 農林業センサス、三重県森林・林業統計書)

表2-5 保有山林の規模別林業経営体数

(令和2年)

区分	3.0ヘクタール未満	3.0~5.0ヘクタール	5.0~10.0ヘクタール	10.0~50.0ヘクタール	50.0~100.0ヘクタール	100.0ヘクタール以上	総数
戸数	0	3	7	2	1	1	14
構成比(%)	0	67.5	16.7	15.0	0.6	0.2	100.0

(資料: 農林業センサス)

### ③水産業

本町は、県下でも有数の水産物生産地であり、漁業は本町の産業をこれまでリードしてきた。海岸線の延長が245.6kmにも及ぶ海域は、典型的なリアス海岸であり、複雑に入り込んだ湾内と数多くの島々により形成されている。外湾は、黒潮の流れに乗った回遊魚の資源豊富な熊野灘に面する一方、湾内は根付資源に恵まれ、古くから定置網・刺し網・一本釣りなどの沿岸漁業が営まれてきた。漁業形態の大きな変革の中で、現在では大中型まき網漁業、養殖漁

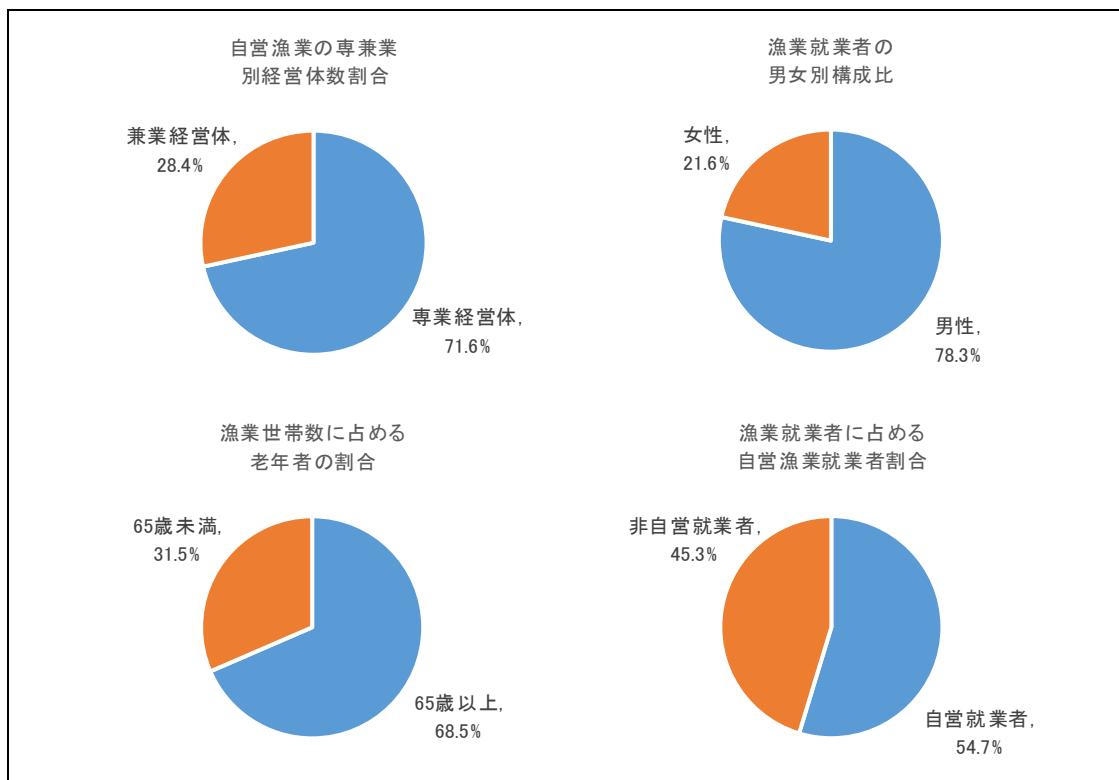
### 3. 産業の振興

業がその主体となっている。

しかしながら近年、漁業を取り巻く環境は国際化・情報化が進展するなか、輸入水産物の増大が深刻な問題として表面化しているのに加え、沿岸漁業においては磯焼けや漁場の老化、飼料の高騰、魚価の低迷などで経営環境が悪化し、出荷量の不振を招き、漁家経済を苦しめている。また、漁船漁業では、漁船の大型化により漁獲量は飛躍的に伸びたが、世界的な海況異変の影響で資源が減少し、操業経費の増大とともに漁獲量及び漁獲種類による魚価の不安定化が経営を圧迫するなど、どの漁業形態についても極めて厳しい状況にある。

令和5年の漁業就業者数は686人となっており、5年前の調査から30.1%減少している。15歳～29歳の年齢別人口に占める割合は7.9%、60歳以上の割合は52.3%となっており、これから漁業を支えていく若年層の新規就業者が少なく、人口構成と同様に就業者の高齢化が進み本町漁業の将来に大きな影を落としている。

#### ■漁業経営体統計



(資料：漁業センサス)

また、漁家戸数については305戸で専業率71.8%、漁業が主な兼業漁家は41戸で13.4%となっており、前回の漁業センサスと比較すると専業漁家の割合は増加している。漁業経営体数を階層別にみると、322戸で24.9%減少しており、そのうち漁船漁業は149戸で全体の46.3%を占めているが、3トン未満の漁船が73.2%と大きな割合を示している。漁業種別漁獲量は、令和5年が8,324トンで、まき網漁業が約7割を占めており、次いで定置網漁の650トンとなっている。また、漁業生産額については5,427百万円（令

### 3. 産業の振興

和5年漁港の港勢調査)の水揚げとなっており、黒潮の大蛇行や漁業就業者不足等で大幅な漁獲量の減少となってしまっている。

今後は地域の基幹産業として、地区漁業者及び漁業協同組合と、より一層の連携を強化し、漁場環境の整備や種苗放流など水産資源の保全と育成に努める。また、魚食離れを解消し魚の消費量を増やすためイベントを開催するなど、漁業者の所得向上と安定化、施設の長寿命化、労働の軽減化を図るとともに、加工流通面においても経済的な付加価値を高める工夫が不可欠である。一方、漁業が将来の担い手である若者にとって、魅力ある産業と感じ取れるような就業の場を確立し、体験の場の創出による新規就業者の確保・育成に努め、定住促進に結び付ける必要がある。また、既存の漁業形態だけに止まらず、海が観光資源としての役割を果たすとともに視野に入れ、体験型観光漁業にも積極的に取り組み、観光交流等に開かれた魅力ある漁村づくりを促進し、地元漁獲物の高付価値化と消費拡大に向けた取組を一層加速させるとともに、多くの来訪者を受け入れるための漁港における交流機能の拡充を図る必要がある。

表2-6 年齢別漁業就業者数の推移

(単位：人)

区分	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
15～19歳	9	7	6	3
20～29歳	48	49	71	51
30～39歳	98	54	87	63
40～49歳	234	175	154	55
50～59歳	241	168	185	155
60歳以上	916	691	479	359
総 数	1,546	1,144	982	686

(資料：漁業センサス)

表2-7 専・兼業別個人経営体数の推移

(単位：戸)

区分	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
専業	470	383	297	219
漁業が主	144	99	84	41
漁業が従	149	84	34	45
総 数	763	566	415	305

(資料：漁業センサス)

### 3. 産業の振興

表 2-8 階層別漁業経営体数の推移

(単位: 戸)

区分		平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
漁船非使用		3	2	2	1
漁船使用	1トン未満	71	71	57	37
	1~3トン	194	156	112	72
	3~5トン	72	51	33	21
	5~10トン	41	20	21	14
	10~20トン	14	4	6	2
	20~100トン	2	1	1	0
	100~500トン	3	2	1	1
	500~1,000トン	1	1	1	1
	1,000トン以上	1	0	1	1
定置網漁業		42	34	19	17
海面養殖業		336	238	175	154
経営体数		780	580	429	322

(資料: 漁業センサス)

表 2-9 漁業種類別漁獲量の推移

(単位: トン)

区分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
漁船漁業	まき網	58,990.5	51,504.7	8324.8
	刺網	83.4	74.9	23.5
	はえ縄	16.0	2.6	4.2
	かつお一本釣り	0.3	10.8	0
	その他の釣り	23.2	37.3	60.6
	定置網	1,767.3	1,225.4	650.9
	採貝・採藻	77.9	96.2	28.1
	その他の漁業	86.7	43.9	43.0
	ハマチ養殖	7.3	0	262.9
養殖業	タイ養殖	1,640.8	1,874.4	2455.5
	その他の養殖	60.7	203.7	283.6
総計		60,077.4	62,754.1	12,137.1

(資料: 南伊勢町港勢調査)

### 3. 産業の振興

---

#### ④商工業

本町の商業は、商業従事者数が令和3年は581人（店舗数は154店）であり、前回の平成28年の調査に比べ従事者数で64人減少、店舗数においては5店の減少となっている。

減少の要因としては、基幹道路の国道260号沿線の大型小売店舗やコンビニエンスストアのほかは、ほとんどが家族経営の小規模商店であり商店街としての組織化がされていないことから利便性に欠けていること、経営者の高齢化によりネット販売などのeコマースを中心とした情報社会への対応の遅れや改裝・改善への投資がなされないこと、加えて顧客である地域人口の減少が重なり、経営困難を理由とした廃業が見受けられる。

さらに、道路整備が進んだことにより消費者の行動が年々広域化しており、「豊富な品揃え」「広い駐車場」などを備え、購買意欲を満たす町外の大型小売店や専門店へと流出している。

しかし、商業は地域住民の日常生活に密着し、生活の利便性に資するほか、雇用効果に加え、地域コミュニティを形成していく上で果たす役割は重要である。

自立の基礎となる力強い地域産業経済基盤を構築するため、行政や各関係機関、事業者と連携・協働し、購買の地元定着施策や「南伊勢町にしかない」「南伊勢町でしか味わえない」独自性を持った商品の開発支援、ふるさと納税の返礼品への登録推奨、eコマースやICTを活用した情報発信の推進、観光産業や水産業、製造業などの他産業や異業種との連携による形態の確立など、商業振興を積極的に支援する必要がある。

本町の工業は、外部資本による電子機器部品製造業、水産加工業、建設関連産業を中心に構成されているが、その大部分は零細で経営基盤も弱く、親会社への従属性が強いため、景気の変動に左右されやすい事業所である。

令和4年には事業所数が17箇所、従業員数が226人、製造品出荷額は約30億円となっており、令和元年と比較し大幅に増加しているが、こちらは4人以上の従業者のいる事業所が対象の工業統計が廃止となり、経済構造実態調査・製造業事業所調査に引き継がれたことに伴い、経済構造実態調査・製造業事業所調査からは全事業所の調査結果が掲載されていることが要因である。よって、近年3か年の動向を見ても、製造品出荷額は減少傾向となっている。

南伊勢町の製造業がここ数十年で大きく低下し、低い数値で推移している要因としては、本町の工業が縫製業などの国内で不況となった業種が多かったことと、産業構造の変化に対応できなかつたこと、また成長分野の製造業種を擁していないことによるものである。

町有の「沖田工業団地」への企業誘致を推進しているが、残り用地も少なく、また他の地域に比べ地理的条件が悪いことと、労働力確保が困難であることから、新たな企業進出は容易に進まない状況にある。

しかしながら工業は、雇用の場を創り出し、地域経済を活性化させるうえでも多大な効果が期待できるため、今後は地域の特性を活かした産業の誘致や起業支援、事業拡大支援を積極的に推進するとともに、近隣市町と一体となっての広域での企業誘致活動を継続する必要がある。

鉱業については年間約50万トンの石灰石と約80万トンの砂岩を産出している企業があり、鉱物資源に乏しい本町にとって大きなウェートを占めている。

### 3. 産業の振興

表2－10 事業所数・従業者数の推移（商業）

(単位：店、人)

区分	平成24年		平成28年		令和3年	
	商店数	従業者数	商店数	従業者数	商店数	従業者数
卸売業	33	189	33	194	38	165
小売業	145	447	126	451	116	416
総計	178	636	159	645	154	581

(資料：商業統計調査、経済センサス活動調査)

表2－11 年間販売額の推移（商業）

(単位：百万円、%)

区分	平成24年		平成28年		令和3年	
	商品販売額	構成比	商品販売額	構成比	商品販売額	構成比
卸売業	11,066	69.7	12,981	67.6	10,528	76.8
小売業	4,822	30.3	6,230	32.4	3,185	23.2
総計	15,888	100.0	19,211	100.0	13,713	100.0

(資料：商業統計調査、経済センサス活動調査)

表2－12 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移（製造業）

(単位：人、万円)

区分	平成10年	平成14年	平成19年	平成25年	令和元年
事業所数	57	35	26	12	10
従業者数	927	682	602	153	218
製造品出荷額	828,715	714,210	459,789	136,149	156,013
1事業所あたり従業者数	16.3	19.5	23.2	12.8	21.8
1事業所あたり製造品出荷額	14,539	20,406	17,684	11,346	15,601

(資料：工業統計調査)

区分	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数	17	17	17
従業者数	221	228	226
製造品出荷額	336,869	310,339	300,051
1事業所あたり従業者数	13.0	13.4	13.3

### 3. 産業の振興

1 事業所あたり製造品出荷額	19,815	18,255	17,658
----------------	--------	--------	--------

(資料：経済構造実態調査・製造業事業所調査)

※令和元年までは工業統計調査のため従業者4人以上の事業所が対象。令和6年度からは「経済構造実態調査・製造業事業所調査」参考表から掲載しており、参考表は全事業所が対象のため、数値に差がある。

#### ⑤観光

本町は大部分が伊勢志摩国立公園に指定されており、海・山の豊かな自然環境やリアス海岸の美しい景観、新鮮な山海の幸に恵まれ、その環境を活用した景観展望や自然体験型観光などの事業を展開しているが、まだまだその資源を十分に活かしきれていないのが現状である。

観光入込の状況は、日帰り客については、釣り堀・遊漁船などを利用する釣り客、みかん狩り・マリンアクティビティなどの体験客、展望台や飲食店などへの施設来訪客、産直施設などの店舗来訪客、民間団体や町が主催するイベントへの来訪客などが主な客層で、マイカー型を中心となっている。また宿泊客については、観光協会が実施している夏や秋冬の宿泊プランなどの効果により令和元年以前は安定した数値となっていたが令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、現在もコロナ禍以前の数値までの回復には至っていない。

しかしながら、人々の価値観の多様化が進み、観光やレジャーの形態も自然景観の鑑賞、名所・旧跡巡りだけでなく、地域の歴史文化、伝統、文化やそこに住む人々の生活に触れることができるものの、長期滞在型で家族や友人との絆を深めるもの、自然環境を活かした滝めぐりや星空観察会などのアウトドアレジャーなど、心の豊かさに重きを置いたものが求められている。また、全国的なインバウンドの増加、ふるさとワーキングホリデー制度の浸透などにより、町を訪れる人のスタイルも変化しつつある。当町もこれらの市場ニーズの変化に対応するため、強みである豊かな「自然」、おいしい「食」、人情豊かな「人」を活かした観光事業を民間事業者と協働し進める必要がある。

表2-13 観光客の入込み客数の推移

(単位：人)

区分	宿泊客	日帰り客	合計(入込み客数)
令和2年	14,597	194,567	209,164
令和3年	14,942	175,688	190,630
令和4年	14,813	179,514	194,327
令和5年	15,598	240,654	256,252
令和6年	17,226	229,847	247,073

(資料：観光レクリエーション推計書)

### 3. 産業の振興

---

#### (2) その対策

##### ①農業

###### ○生産性の高い農業の推進

1. 水田の汎用化や農作業の機械化を図るため、地域の実情を把握し、土地改良事業や小規模ほ場整備、用排水路整備事業などを導入するとともに、農道の計画的な整備を行うことで、生産基盤の強化を推進する。
2. 計画的な生産振興と組織化による共同出荷を推進するとともに、農産物の価格安定の確保と流通の円滑化、合理化を図り、その安定供給に努める。
3. 農家の連携協力のもと、受委託を実施する組織及び体制の整備を図り、受託した農作業を効率的に行うための環境整備を促進する。
4. 農業生産の増大や生産性の向上を図るため、協業化による農業生産基盤の整備を推進する。

###### ○鳥獣害対策

1. 鳥獣被害を最小限に食い止めるため、電柵、恒久柵等農地への侵入を防止する施設の整備を支援する。
2. 集落単位で研修や追払いの講習を行い、集落ぐるみでの鳥獣害対策を推進する。

###### ○消費動向に即したブランド化の推進

1. 消費ニーズに合わせた新品種の果樹等の生産と温暖な気候を生かした収益性の高い新たな振興作物を三重県、JAとの協働により調査・研究を進める。
2. 「安心・安全・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、多様な流通販売ルートの開拓とブランド力の高い農産物の育成を目指す。
3. 都市部住民と農家との交流、情報交換などを推進するための交流イベントや物産展の開催を通じて、特産品の加工・開発、地場産品の啓蒙、販売の充実を図る。

###### ○担い手の育成

1. 担い手として認定農業者、新規就農者の確保、集落営農組織等、多様な担い手の育成を図り、それぞれの地域において土壌分析やその結果に応じての土づくりを行い、生産者・JA等関係機関が一体となって良質な農産物栽培に取り組む。
2. 魅力ある農業を目指し先端技術の活用を図る一方、農地流動化による規模拡大を図るとともに、豊かな自然環境の保全及び担い手確保に必要な事業を総合的に実施する。

###### ○農地利用の集積

1. 集落総意にもとづき、ビジョンづくりを推進し、農用地の有効利用及び担い手への集積を図る。また、中山間地域等直接支払事業等を継続的に実施し、農業経営の改善に努める。
2. 既耕地基盤の充実と遊休農地の有効利用の一環として、経営規模の拡大を志向する農家や新規農業希望者に対する農地の取得・斡旋について、農業委員会等の関係機関と連携し、具体的な支援に努める。
3. 耕作放棄地や遊休農地を活用した振興作物の栽培促進や地力増進、景観形成など耕作放棄地の解消を図る。

### 3. 産業の振興

---

4. 集落における集落営農活動による、耕作地の保護を積極的に図る。
5. 集落支援員制度を活用し、農山村集落の経営支援や耕作放棄地の解消を図る。

## ②林 業

### ○林業経営基盤の強化・推進

1. 自然環境の保全を基本として、林業生産基盤整備事業を効率的に活用するとともに、各種の補助事業により林道及び作業道の新設や改良などの基盤整備を推進する。
2. 合理的な林業経営を確立するため、森林組合を中心として育林技術の習得・改良や小規模所有者などの一括管理を進め、総合的な施業体制の見直しを図る。

### ○森林の保全・育成

1. 水源涵養、土砂災害の防止など多面的な公益的機能を維持するため、植林等による森林生態系管理の推進を図りながら、美しい地域の自然景観を保持する。
2. 山林の維持管理を計画的に行い、優良材の生産と資源の有効活用に資するため、枝打ち・間伐等を進める。また、森林組合などと連携し、近代化・省力化による作業効率の改善を図るとともに、安定的な雇用体制の確立や福利厚生の改善など就労条件の改善に努め、魅力ある職場づくりを推進し、併せて林業従事者と後継者の育成に努める。
3. 森林における散策ルートの整備を推進することで、森林浴や自然観察などのネイチャーアクティビティに森林を活用するとともに、ふれあいのある憩いの場としての森林の整備を図る。
4. 菌床きのこ等、特用林産物を調査、研究、人材育成を図り、事業化を推進し、併せて森林の保全、雇用の創出に努める。

## ③水産業

### ○漁業生産基盤の整備

1. 生産基盤である漁港の整備については、国・県・地元との連携を図りながら、良好な漁村集落の水產生産体制を確立するため、漁船の大型化や水揚げの集中化に対応できる多様な機能を備えた施設の整備充実を図る。
2. 防災対策として、災害時に迅速に対応できる適切な維持管理と老朽化により更新が必要な施設が増加していることから計画的な管理に取り組み、施設の長寿命化を図り更新コストの平準化、縮減を行う。
3. 漁場の老化や磯焼けによる海域の悪化を開拓するため、生態系のより良い環境づくりに向け、藻場の保全や藻場造成及び海藻養殖を促進し、漁場の再生に努める。

### ○水産資源の持続的・高度利用の推進

1. 水産資源の増大や安定した漁獲に資するため、栽培漁業として種苗生産や中間育成・放流に取り組み、魚類養殖における放養尾数の適正化、飼料の改善等を推進し、増肉計数及び歩留まり率の向上を支援するとともに、優良品種(カサゴ等)と先端技術と複合養殖を活用

### 3. 産業の振興

---

した沖合養殖の振興を図り、併せて、恵まれた環境を利用して行われている真珠養殖や魚類養殖などを支援する。また、災害に備え陸上養殖での魚介類（アワビ等）の新規養殖可能性について関係機関と検討する。

2. 地域で抱えている問題である藻場の減少を、打開するため藻場の造成や害となる生物などの駆除にも取り組んでいく。また、新しい藻類養殖等にも積極的に取り組み普及活動や販売活動など関係機関と取り組んでいき、ゼロカーボン（ブルーカーボン）に対する取組も推進していく。
3. 地域で水揚げされる水産物の活用と流通機能と新規取組の拡充を図り、南伊勢町ブランドの開発並びに栄養特性や調理方法などの情報を発信し消費者の需要拡大に努め、付加価値を高めるため高次加工技術を導入し、需要の変化に対応した新しい特産品の開発を促進する。

#### ○漁業経営基盤の充実

1. 後継者の確保を図るため、漁村の生活、文化環境の整備や漁業就労条件の改善に努めながら、研究グループなどの活動を積極的に支援し、連帶意識の高揚を図るとともに、意欲に満ちた若い人材の新規就業と地域リーダーの育成に努める。また、専門的な知識を持った漁業士の育成と青壮年・女性部組織の強化を推進し、活発な教育情報活動の展開を図る。
2. 漁村地域の持続的発展と漁場の管理など、大きな役割を担っている漁業協同組合においては水産施設の設備の老朽化が進んでいることから、施設の整備を図るための支援を行う。また、県の研究機関との連携し、磯焼け対策、藻場の保全や漁場環境の改善に努める。
3. 海洋環境に配慮した取組や新たな海洋利用の取組、南伊勢町の暮らしを活かした魚食文化の普及など地域資源を活かした水産業の発展的な取組を推進する。
4. 若者や女性が活躍できる漁業振興策として、漁師と担い手をつなぐ事務局機能の構築や求人サイトの構築支援など漁業の担い手受け入れ対策に取り組む。
5. 集落支援員制度を活用し、漁村集落の経営支援や担い手不足の解消など、漁業における課題解決に取り組む。

#### ○融資事業の推進

1. 漁船の購入、養殖漁業の新技术や新魚種の導入等による資金需要の増大に対応するため、長期にわたる低金利の融資について、資金枠の拡大及び融資内容の充実を関係機関に要請し、計画的な漁家経営の実践について指導する。

#### ○海業の推進

1. 漁業者と釣り人などの来訪者の相互理解のもと、各集落の特色や観光資源を活かした漁業と共に存可能な秩序ある観光事業の促進を図り、本町で生産される水産物の販売拡充を目的とするイベントの開催や施設を整備し、消費拡大による地元経済発展と所得の向上に努める。
2. 漁業の多角化と都市部住民との交流を深めることにより、海とのふれあいの場を創出し、家族ぐるみで楽しめる安全で健康的な海洋レクリエーション施設などの整備を視野に入

### 3. 産業の振興

---

れ、観光拠点づくりやマリンスポーツ・マリンレジャーの振興に努める。

#### ○デジタル化の推進

1. 南伊勢町デジタル水産業推進協議会を通じて、魚市場・漁業業務の効率化、海洋環境や漁業の見える化を進める。

#### ④商工業

##### ○雇用を創出する新しい仕事づくり

1. 企業誘致活動を実施する伊勢志摩地域の広域連携組織に加わり、町内及び地域内への企業誘致を実施する。
2. 町内で創業する事業計画を支援し、商工業の振興と町内経済の活性化を促す。
3. 地元就職を促進するため近隣市町村と共同して企業情報を収集し、南伊勢町から通勤可能な職場の情報提供を行う体制を整える。
4. インターンシップの実施内容やそれに利用できる補助制度の周知啓発を行い、若者へ南伊勢町でのインターンシップを推進し、就業機会の拡大につなげる。

##### ○産業の再生と活性化

1. 町内事業者の事業活動を促進するため、県内外の物販イベントの情報をメーリングリストにより配信希望者へ提供するなど販路拡大活動を支援するとともに、町内事業者の商品開発を支援し、新たな特産品を生み出していく。また、利便性向上とキャッシュレス化に対応することを目的に、町民及び観光客が現金を持たなくても買い物ができるよう、電子決済端末の普及を図る。
2. 南伊勢町の地域資源を活用した事業を実施することで、町内の雇用創出を図り、地域の商工業の総合的な発展を促進する南伊勢町商工会とともに、外部団体等の知見を得ながら、一次産品の直販施設などの方向性を検討し、町内産業の6次化に取り組む。
3. 外部人材等を起用する制度などを活用して商品開発や販路開拓を指導できる人材を確保し、町内事業者の支援を実施することで商品開発意欲を向上させ、町外で販売できる商品を生み出していく。
4. ローカル10000プロジェクトなどの国の支援事業を活用し、事業者の初期投資費用を軽減することで、地域資源を活用した先駆性のある地域密着型新規事業の創出を促進する。
5. 国・県の補助金を活用し事業改善を進める町内の食料品店を支援することで、買い物困難地域の生活水準の向上に努める。

##### ○商工団体活動への支援

1. 南伊勢町商工会が実施する、会員の経営または技術の改善発達を図るために実施される経営改善普及事業を、補助金により支援する。
2. 南伊勢町商工会が実施する、町内商工業者の事業活動を活性化させる施策や、町内商工業の事業活動を町内外に広くPRする施策など、地域経済や事業意欲の向上を図るために実施される地域総合振興事業を、補助金により支援する。

### 3. 産業の振興

---

3. 南伊勢町商工会が実施する、商工会などで経営指導を受けて事業活動の安定化・円滑化を目的に経営改善を図ろうとする町内事業者の資金の借入れに対する利子補給金事業を、補助金により支援する。

## ⑤観光

### ○観光による新しい価値の創造

1. インバウンドなどの新たな観光需要などに応えられる、一次産業を活かした体験型の観光事業創出のための仕組みづくりに取り組む。
2. 伊勢志摩国立公園ナショナルパーク選定に伴うステップアッププログラムでのインバウンドの取組（園地内のトイレの洋式化、案内看板表示の多言語化の推進、外国人利用者等のガイドの育成、宿泊施設、飲食店、などの受け入れ体制）を構築していくとともに、地域DMOの設立に向けた地域の課題を検証し、実施に向けて検討する。

### ○観光地の魅力づくり

1. 多様な主体が連携し、南伊勢町にある自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、地域の環境や生活、文化と調和した観光商品づくり（町内ビューポイント、産業観光、農漁村文化など）に取り組む。また町の魅力である、海岸線、農山漁村などの美しい景観を維持するためには、景観計画及び同計画に基づく太陽光発電施設の設置規制の検討を進め、快適な交流空間を守る。
2. 観光協会の組織力の強化及び成果をあげる事業展開ができるよう、職員体制の充実と自主財源ができる仕組みづくりを構築するとともに、自然や歴史・文化などの案内人を育成し、実施に向け取り組む。
3. 消費者ニーズやマーケットの状況等を踏まえ、誘客エリアやターゲットとする顧客層を明確にし、マスメディア、エージェント、キャリアとの協力体制を強化し、地域各種団体（観光協会、商工会、漁協、JAなど）が持っている情報の共有化を図り、南伊勢町でしか味わえない魅力や旬の情報を、ホームページなどで効果的に発信するとともに、観光商品として消費者に伝える仕組みづくりに取り組む。また、町内外で開催されるキャンペーンやイベント等を活用し、誘客等を図るための観光と物産が一体となった情報を発信する。
4. 南伊勢町の魅力が満喫できる観光体験と宿泊を連動した商品づくり（個人及び家族）に取り組む。また、体験交流観光の新たな展開をめざし、南伊勢町の独自性を生かした「マグロ養殖」を体験漁業の核として、関係団体と連携し、体制の構築及びえさやり見学・体験等の観光商品づくりに取り組むとともに、体験メニューを組み合わせた観光体験コースを確立し、町外の学校関係等への誘客宣伝活動に取り組む。
5. 伊勢志摩観光コンベンション機構、伊勢志摩国立公園協会、南三重地域活性化事業推進協議会等との連携により、国道260号線、サニーロード等の広域観光周遊ルートの企画提案やイベント開催などの誘客事業の展開や共同パンフレット、ホームページを活用した情

### 3. 産業の振興

---

報発信に取り組む。また、マスメディアやエージェントを活用した情報発信を広域で取り組むとともに、観光物産展や誘客宣伝プロモーションなどに積極的に参加し、南伊勢町の魅力を発信する。

6. 外部人材等を起用する制度などを活用して旅行商品の開発ができる人材を確保し、海山の豊富な自然環境や既存観光事業者との協働などを活用し、当町の観光資源を活かした旅行商品を生み出していく。

#### ○観光社会基盤の整備

1. 来訪者が安全に安心して滞在・周遊できるよう、交通アクセスや景観、Wi-Fi スポット等のハード面の整備に加え、情報提供や接客サービスの研修会等を開催するなどソフト面を強化し、観光客の受け入れ体制を充実するとともに、散策道、観光トイレ・公衆トイレ・公園など観光関連施設の整備や維持管理を行う。また、観光協会と連携し、会員を対象とした観光防災対策研修会を開催し、防災知識の向上を図り、観光協会加盟の飲食店や商店からの避難誘導マップや避難マニュアルを整備する。
2. 廃校や河川敷、海岸などの空き施設を活用した賑わいができる場づくりを市場のニーズを把握している民間事業者と共に検討することで集客施設の設置を促進し、入込客数の増加につなげる。

### 3. 産業の振興

---

#### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
2.産業の振興	(1)基盤整備				
農業	農林業生産基盤新設改良事業	生産基盤新設改良	南伊勢町		
	中山間地域直接支払事業	切原・内瀬	南伊勢町		
林業	間伐促進事業	間伐	いせしま森林組合		
	森林環境創造事業	森林保全	南伊勢町		
水産業	産業基盤整備事業	産業基盤整備	漁業協同組合		
	陸上養殖事業	魚介類陸上養殖	南伊勢町		
(2)漁港施設					
	水産物供給基盤機能保全事業	漁港機能保全・機能強化	南伊勢町		
	県単漁港改良事業	漁港施設等修繕	南伊勢町		
	町営漁港施設整備事業	漁港施設等修繕	南伊勢町		
(9)観光又は レクリエーション					
	観光社会基盤の整備	観光施設改修 公衆トイレ改修 観光案内サイン設置	南伊勢町		
	集客施設整備事業	特産品販売等施設	南伊勢町		

### 3. 産業の振興

---

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
南伊勢町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策及び(3) 事業計画のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

# 4. 地域における情報化

## (1) 現況と問題点

### ①デジタル化の推進

ICT（情報通信技術）は近年大きく変化しており、スマートフォン・パソコンなどにより日常生活と密接に関わり、人々の生活を支えるツール・基盤となっている。

情報化社会の進展は、広域経済圏に向けた情報発信によって、農水産品の販路の拡大や流通の合理化、観光入込み客の増大などが期待できるだけでなく、多様な情報へのアクセス、都市部との交流などを通じた住民活動の活性化にも結び付いている。

現在、情報収集はインターネットサービスを通じて行われることが一般的になっており、行政面だけではなく、産業、観光面や住民生活においても、誰でも利用しやすく分かりやすい情報発信体制を構築することは重要である。

また、行政チャンネルによる様々な行政情報を提供しており、更なる住民サービスの充実を図るため、「より分かりやすく親しみやすい」を目標に行政放送番組の制作を行い、改善を重ねていく必要がある。

教育においてはデジタル基盤整備を充実し、子どもたちへのICT教育の積極的な取組を進めるとともに、高齢化が進む本町にとって情報化社会に対応するために、町民に対してのICT教育や啓発活動、その環境も適宜更新していく必要がある。

一方、ICT、IoT、ロボット、ドローンやAI等の技術を活用し、すべての人が快適に仕事や生活を過ごすことのできる「Society5.0」社会の実現が求められている。その実現に向けて、様々な分野で活用しようとしている民間企業や団体への支援を進めていく必要があり、特に5Gの推進や、光回線を主軸としデータ通信環境の高度化と安定化を進めていく必要がある。

更には、国が進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進に沿って、システム標準化やオンライン申請導入、DX人材の育成などを進め、既存の行政サービスや働き方を根本的に改革する必要がある。

### ②情報セキュリティ対策の強化と情報伝達手段の確保

情報環境の進展に制度を合わせて引き続き情報環境を安全・円滑に利活用できるよう、情報セキュリティ対策の一層の強化や情報化を支える人材の育成を進めていく必要がある。

加えて、巨大地震による津波などの大災害に備え、核となる情報通信機器を高台へと移転し保全を図った。また、災害時や緊急時における情報伝達手段としては、防災行政無線や消防救急無線、全国瞬時警報システム、緊急速報メール、町ホームページ、文字放送などを活用している。しかしながら、防災行政無線や個別受信機は、整備から10年以上が経過しており、機器の老朽化に加え、保守修繕に係る部材が年々調達困難となるなど、円滑で継続的な運用に課題がある。今後、機器の更新や新たな情報伝達手段の検討などを進め、引き続き、迅速かつ確実に対応できる情報伝達手段の構築と、町民が容易に、また正確に情報提供を受けることがで

## 4. 地域における情報化

---

きるような体制を確保する必要がある。

### (2) その対策

#### ①デジタル化の推進

1. ホームページを「南伊勢町」の魅力を広く町外・国外へ発信すべく、観光情報を前面に押し出したので、今後はよりわかりやすく必要な情報が取得可能なように各ページを整理し、コンテンツを見直すとともに SNS など様々な情報発信ツールを活用し情報発信を推進していく。
2. 行政放送番組については、文字放送による情報伝達だけでなく、職員の番組参加や町民からの情報提供により、より分かりやすく親しみがもてる番組作りを進める。
3. 情報化社会に対応できるように学校教育における ICT 環境の整備や教育を進めるとともに、町民に対しての教育・啓発活動も推進する。
4. 「Society5.0」社会の実現に向けて、様々な分野で活用しようとしている民間企業や団体への支援や必要な環境の整備を促進していく。
5. 国が進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進に沿って、ICT 環境の充実を図り行政手続きのデジタル化に対応する。

#### ②情報セキュリティ対策の強化

1. 個人番号利用事務系における当該領域を徹底分離し、端末からの情報持ち出し不可設定及び端末への二要素認証の導入し LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割をしているので、それに合わせたセキュリティを更新していく。
2. 情報システムを取り巻く様々な脅威に迅速かつ的確に対応するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努める。
3. 防災行政無線の設備や機器の適切な更新を行うなど、環境の整備に取り組む。

### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設				
	防災行政用無線施設	防災行政無線の機器更新	防災行政無線の機器更新	南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 現況と問題点

##### ① 交 通

本町の道路網は、志摩市浜島町から町内に入り、海岸線に沿って本町を東西に横断し北牟婁郡紀北町へ抜ける国道260号と、近隣市町への連絡道として船越～玉城町を結ぶ県道玉城南勢線（サニーロード）、道方～伊勢市間の県道伊勢南島線（野見坂）、県道南勢磯部線ほかと町内の集落を結ぶ町道からなっている。また、広域交通網としては、近畿自動車道紀勢線と紀勢大内山インターへ接続する国道260号（錦峰）がある。

一般国道260号の町内実延長は52.2kmで舗装率100%、改良率は99.2%であるが、まだ未改良箇所、危険箇所が残っており、船越区間、東宮～河内間（三坂峠）、内瀬～伊勢路間、及び道方～東宮間が早期整備されるよう促進していく必要がある。東西に長いという特徴を持つ本町にとって、国道260号は、緊急輸送道路、産業用道路、生活道路及び観光道路として重要な役割を果たしているが、近年の異常気象による風水害や災害などにより通行不能になった場合や交通渋滞が発生すれば迂回路がなく、沿線に住む町民への影響は計り知れないものがある。

県道は、主要地方道伊勢南勢線、南島大宮大台線など5路線や一般県道として中津浜浦五ヶ所浦線、阿曽浦港線など8路線があり、一部の路線は調査及び改良中である。近年、町外からの観光客等による交通量の増大に伴い交通混雑・交通事故が問題化しており、隣接市町との連携による各路線の未整備区間の解消が急務となっている。

集落と集落を結ぶ町道は1,270路線、実延長379.7kmあり、このうち主要幹線である1・2級町道は87.4kmである。道路整備を重点事業として推進してきた本町では、これら1・2級町道の改良率は66.5%、舗装率は89.4%と良好な数値を示しているが、その他の町道についての改良・舗装状況は、それぞれ23.7%、67.0%に過ぎず、整備が進捗していないのが現状である。町民生活に直結する重要な役割を担う町道の改良整備は、長期的な展望に立ち推し進める必要がある。また、開設済みの町道についても、施設の老朽化や交通量の増加に伴う拡幅等、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されるなか、避難場所への避難ルートが速やかに確保できるよう大規模地震に備えた道路整備、橋梁の耐震化及び長寿命化の早期対応を迫られている。さらに、道路インフラの老朽化対策は待ったなしの状況にあり、日常生活の安全安心を確保するよう効果的、効率的な維持管理、点検、修繕が求められている。

産業基盤道路としての農道・林道については、利便性の確保と車両の大型化に伴う舗装・改良が課題となっており、受益者の安心安全を確保し効率的な生産活動が展開できる道路整備が求められている。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### ②公共交通機関の整備

バス交通は通学、買い物、通院など日常的な交通手段として利用されている。本町には、鉄道がなく、公共交通機関として町営バス、デマンドバス、民間事業者の広域幹線バス、タクシー、特定非営利活動法人が実施する交通空白解消自家用有償運送があり、利用者の利便性の向上や運行の効率化が求められている。

町営バスは町民、特に交通弱者と言われる高齢者、障がいのある方や高校生、子どもなどにとって、欠くことのできない最も身近な移動手段となっている。廃止代替路線である町営バスは民間事業者に委託し運行しているが、人口減少と子育て世代の町外流出により、乗車人員は減少を続け平均乗車密度と利用者は年々減少している。これまで、高齢者の移動手段確保の為のデマンドバス運行や、町営バス路線についても高校生の快適な通学の為、帰宅便の路線延伸や車両改良等、公共交通対策に取り組んできた。

しかしながら、更なる人口減少、高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による利用者減少など、地域公共交通の維持に困難が生じるとともに、新たな課題も見えてきた。そこで、今後の地域における公共交通見直しの方向性と進め方を明確にし、令和3年3月「南伊勢町地域公共交通計画」を策定した。今後は地域間幹線バス、町営バス、デマンドバス、タクシーに加え、自家用有償運送を含めた交通ネットワーク化の見直しを図り、効率性や経済性に配慮しながら、利用者の利便性を考慮した安心で快適な移動手段を確保、維持、改善していく。

表3－1 道路の現状

(令和7年4月1日現在)

(単位: m、%)

種別 区分	一般国道	主 要 地 方 道	一般県道	1・2級 町 道	そ の 他 町 道	合 計
区域内実延長	52,200	31,475	43,777	87,397	292,326	507,175
舗装済延長	52,200	31,475	43,105	78,139	195,913	400,832
	51,767	7,891	18,041	58,130	69,203	205,032
舗 装 率	100.0	100.0	98.5	89.4	67.0	79.0
改 良 率	99.2	25.1	41.2	66.5	23.7	40.4
永 久 橋	橋 数	57	28	32	70	233
	延 長	1,195	297	329	1,096	1,943
そ の 他	橋 数	—	—	—	1	4
	延 長	—	—	—	5	50
計	橋 数	57	28	32	71	237
	延 長	1,195	297	329	1,101	1,993
永 久 橋 率	100.0	100.0	100.0	99.6	97.5	98.9

(資料:建設課)

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

---

### (2) その対策

#### ① 交 通

##### ○ 交通網の整備・充実

1. 南伊勢町民にとって「命の道、生活の道、産業の道、教育の道」として重要な役割を果たす国道260号の道方～東宮間、船越区間、東宮～河内間及び内瀬～伊勢路間についての改良整備の早期完成に向け促進を図る。
2. 県道中津浜浦五ヶ所浦線の未改良区間について早期改良整備を促進し、他の県道も道路改良・法面防災・路肩改修工事等の整備促進を図る。また、県道南島大宮大台線（藤坂峠）、伊勢南勢線、南勢磯部線の改良整備について関係機関との連携を図りながら早期実現に向け促進を図る。
3. 生活道路、安全性を確保するため、道路の危険箇所の整備を行うとともに、安全施設等の整備の促進を図る。子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図り、安全で快適な生活道路の整備を推進する。また、幹線道路との連携や機能分担、地域間道路の連携強化など、町道整備を計画的、効率的に進め、生活道路の充実を図る。
4. 南海トラフを震源とする巨大地震が危惧されるなか、避難や救助活動を円滑に行うことができるよう道路施設（橋梁等）の耐震化、落橋防止対策や長寿命化事業を進め災害時の避難道路の安全確保を進める。
5. 道路インフラの老朽化が問題視されるなか、安全性、快適性を確保するため、橋梁、トンネル等について5年に1回定期点検を実施し、その実態を把握したうえで、長寿命化を図りつつ見通しを立てた計画的な補修、更新を行う。また、道路インフラの予防保全、老朽化対策の体制強化を図り、地域住民と連携しながら適切な維持管理を行う。
6. 生産性の向上と従事者の利便性確保のため、農道・林道の舗装・改良に努め、受益者と連携協力のもと道路の維持活動など環境整備を促進する。
7. 交通量の増大や車両の大型化、また、高齢化の進行に伴い、事故が増加の傾向にあるため安全施設等の設置を促進し、交通安全教育の徹底や交通安全運動の強化に努める。

##### ○ 海上輸送の確保

1. 災害等で陸路が絶たれた場合に備え、海上からの人・物資等の搬送や輸送が確保できるよう港湾、漁港に耐震施設の整備を行う体制づくりを検討する。

#### ② 公共交通機関の整備

##### ○ 公共交通ネットワークの充実

1. 公共交通サービスの向上のため、町営バス、デマンドバス、地域間幹線バス等、バス運行体制にタクシーやその他の交通手段を組み合わせ、利用者にとって利用しやすい快適な、生活に密着した公共交通体系を総合的に検討する。
2. デマンドバスの運行形態の見直し、乗継拠点の整備（高台移転等）を行い、町営バス、デマンドバスの経済性に配慮した効率的な運行体制を総合的に検討する。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道				
道路	町道改良工事	道路改良、拡幅一式	南伊勢町		
	町道維持工事	町道維持補修	南伊勢町		
	慥柄阿曽線道路改良工事	道路改良 L=137.0m、W=7.5m	南伊勢町		
	細谷本線外道路改良工事	道路拡幅、側溝整備	南伊勢町		
	南島中学校通学路線道路改良工事	道路拡幅(歩道設置) L=110.0m、W=7.5m	南伊勢町		
	法面對策工事	大三浦磯浦線ほか、			
	舗装修繕工事	押渕大江線ほか、	南伊勢町		
	トンネル修繕工事	東宮隧道修繕	南伊勢町		
	橋梁修繕工事	修繕工事一式	南伊勢町		
	橋梁耐震補強工事	耐震補強工事一式	南伊勢町		
橋梁	橋梁修繕計画	修繕計画	南伊勢町		
	(2)農道				
	ふるさと農道	切原地区	南伊勢町		
(3)林道					
	大紀南島線	用水路改修	南伊勢町		
	林道東河内谷線橋梁補修工事	補修 L=6.5m W=3.6m	南伊勢町		
(6)自動車等					
自動車	公共交通整備事業	運送用車両	南伊勢町		
(7)その他	乗継拠点整備事業	乗継拠点の整備	南伊勢町		

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 6. 生活環境の整備

#### (1) 現況と問題点

##### ①水道

水道は、日常生活に欠かせないものであり、安全でしかも良質な水を安定して供給することが何よりも大切である。本町の水道事業については、これまでの水需要に対して水源の確保や拡張及び配管替え整備を行ってきたため、ほぼ100%の普及率となる成果をあげており、現在は、平成29年4月に南伊勢町水道事業の全域を統合し、南勢地区（水源地5ヶ所）、南島地区（水源地8ヶ所）の地域施設によって、それぞれ水道水を給水している。

しかしながら、給水人口の減少、施設の老朽化など水道事業の経営は厳しい状況にあり、順次発生する老朽管の更新等、施設維持に係る費用の財源確保や使用料金対策など多くの問題を抱えている。老朽化した施設の放置は、住民の公衆衛生面への不安を募らせるため早急な対策が求められる。また、地震等災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給することに重点をおいて浄水場、配水池などの基幹施設はもとより管路の耐震化、施設等の更新を計画的に進めていく必要がある。

今後は、老朽化施設の整備や、災害に強い安定した耐震化補強整備など、アセットマネジメントを基本とした総合的かつ中長期的な計画により水の安定供給に努め、事業の推進を図る必要がある。

表4-1 水道事業の状況

(令和6年度)

区分	水道
行政区域人口（人）	10,376
給水人口（人）	10,367
給水件数（戸）	5,441
年間給水量（m <sup>3</sup> ）	1,859,764
1日平均給水量（m <sup>3</sup> ）	5,095
給水普及率（%）	99.9

(資料：上下水道課)

##### ②生活排水対策

本町は熊野灘に面し、水産資源豊かな黒潮と温暖な気候に育まれた環境のもと、農漁業を中心に行ってきた。しかし、生活様式の多様化による雑排水の量的増加と汚濁負荷量の増加により海や河川の水質悪化が進行し、農漁業や生活環境に影響を及ぼしてきた。

このような状況の打開のため、下水道施設については平成3年度から公共下水道が事業開始され、平成5年度から供用を開始し、その後、農業集落排水・漁業集落排水の2事業が実施さ

## 6. 生活環境の整備

れている。また、浄化槽においても、下水道の処理場と同等の性能を有していることから、下水道事業計画区域外の地域に対し、積極的に浄化槽の普及を推進している。こうした取組により、令和5年度末の生活排水処理施設整備率は78.9%と近隣の市町に比べ良好な数値を示しているが、三重県の89.6%と比較すると未だ低い状況にある。

また、整備済処理施設等の破損、経年劣化等が発生しており、維持管理費が高騰しているため、長寿命化計画及び循環型社会形成推進地域計画を策定し、計画的に更新工事や整備を行っている。

生活排水処理施設は、健康で快適な住民生活の基盤となる必須の施設であり、トイレの水洗化及び雑排水の処理による生活環境の改善はもとより、公共用水域の水質保全の機能を有していることから、今後も積極的に整備促進を図る必要がある。

また、本町の基幹産業である第一次産業の育成・振興、そして、若者の定住・高齢者の保健及び福祉の向上による地域の活性化を図る観点からも、推進すべき重要な施策である。

表4-2 生活排水処理施設の整備状況

(令和6年度)

区分	行政区域人口	公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	浄化槽他	整備率
南伊勢町	10,376人	2,317人	1,560人	3,719人	3,599人	79.5%

(資料：上下水道課)

### ③ごみ処理

近年、ごみの適正な処理に対する住民意識の高まりは非常に大きく、国においても「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」の制定がなされるなど、社会全体で資源循環の形成を目指した取組が進められている。

現在までの取組としては、環境汚染や人体への影響が懸念され、社会問題となっているダイオキシンなどの化学物質に考慮して自家焼却炉の廃止、また、ごみ減量化の対策として、分別収集の徹底や家庭用生ごみ処理機の普及に努めてきた。その結果、ごみ収集量は平成27年度の3,800トンから令和4年度には、2,962トンにまで減少したが、令和4年度からは増加に転じている。

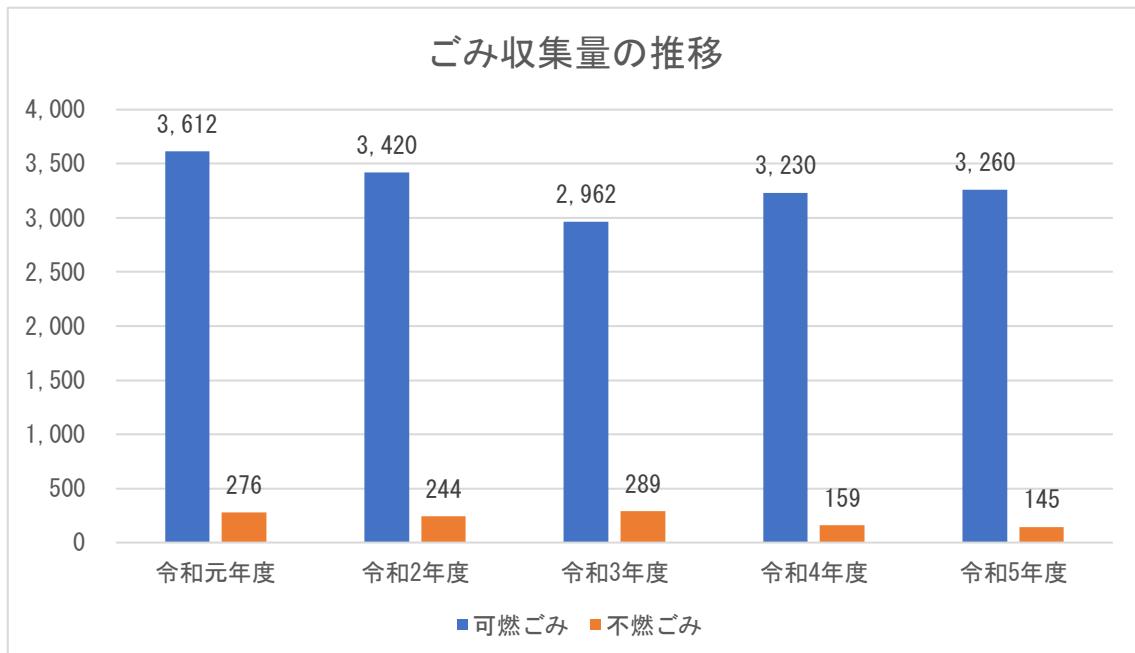
ごみ処理施設としては、クリーンセンターなんとう（処理能力15t/日）の老朽化にともない、令和5年4月1日より、鳥羽志勢広域連合の実施する一般廃棄物処理に加入し、やまだエコセンター（処理能力95t/日）での可燃ごみ・資源ごみの処理を行こととなった。また、粗大ごみ処理施設及び最終処分場については平成2年から稼動している。また、平成14年には生ごみ等の有機廃棄物をコンポスト（堆肥）として再資源化する施設「きりはらコンポストセンター」が完成したほか、資源ごみ処理場「さいたエコ・センター」が整備されている。

今後も環境保全環境法令に適合した施設等の整備を図っていくことはもとより、施設の基幹

## 6. 生活環境の整備

整備による延命化を検討する必要がある。

### ■ごみ収集量の推移



	平成 27 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
可燃計	3,800	3,612	3,420	2,962	3,230	3,260
家庭可燃	3231	2,868	2,798	2,604	2,867	3,048
事業可燃	569	744	622	358	363	212
不燃計	514	276	244	289	159	145
家庭不燃	514	276	244	289	159	145
事業不燃	0	0	0	0	0	0

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

### ④資源循環型社会の推進・啓発

南海トラフ地震の津波浸水区域に該当する本町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーの導入を進めるべく、平成 26 年度に「南伊勢町バイオマス発電（メタン発酵）事業検討調査（賦存量調査）」、平成 27 年度に「南伊勢町分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスター・プラン」を策定し、再生可能エネルギー導入検討を進めてきた。

令和 2 年度、当町は、7 府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の選定を受け、バイオマス産業都市として認定されたが、現在、ごみ処理体制の見直しを受け、地域内のバイオマスを利活用した循環型社会の創出についても見直しが

## 6. 生活環境の整備

---

必要となっている。

### ⑤火葬場

本町には、昭和58年に建設された南島火葬場と平成29年に建設された五ヶ所浦火葬場と田曽浦火葬場を統合した南勢火葬場の2箇所がある。南島火葬場は、施設の老朽化が進んでいるため、排煙・臭気など環境への影響に配慮しつつ稼働している。そのため、施設の再整備が必要となっている。

### ⑥消 防

本町の消防体制は、地域住民による非常備消防団（9分団：団員数610人うち女性団員数15名）と広域行政のなかで組織運営されている常備消防（志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合）とで構成され、災害等から住民の生命と財産を守るための業務にあたっている。

非常備消防は、初期消火の段階から残火処理、防災活動など広範囲にわたって重要な役割を果たしているが、団員の高齢化と青年層の減少、若者・女性のなり手が少ないとにより、年々団員の確保にも支障をきたしているのが現状である。また、団員の町外勤務者の割合も増加傾向にあるため、火災発生時に勤務地から現場までの時間的な制約により、消防活動に携われないといった状況も生じている。

一方、既存集落の住宅密集地内においては緊急車両の進入は不可能な状況にあり、火災時には十分な消化活動が阻害されるため、消火栓等の防災設備の充実や防火区画・避難場所としての空地及び緑地の確保が課題となっている。今後も非常備消防と常備消防の相互応援態勢を図り、消防機動力の強化、設備の充実など消防体制の整備を促進していく必要がある。

### ⑦防 災

平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」として改正され、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大された。

この特別措置法において、本町は南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、南海トラフ地震に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。

のことからも、大規模地震の発生に伴う甚大な被害の発生が想定されることから、被害を最小限に抑えるため「安全・安心」の減災対策を講じる必要がある。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験から、自衛隊や消防署などの公的機関による救急・救助活動にも限界があることが明らかになっており、被災地域を守るのは、その地域に関わりのある住民や企業、ボランティアの連携による救助活動はもちろん、2次避難所における資機材整備や自らの命は自らで守るという住民意識が不可欠であると考えられるようになっている。

## 6. 生活環境の整備

現在、町内全地区に自主防災組織が結成されているが、さらに組織の強化に加え救助資機材や食料備蓄などを推進し、住民自らが地域を守るという意識の高揚に努めながら、地域の防災力を高めていく必要がある。

さらに、南伊勢町土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を周知し、急傾斜地の崩壊や土石流等の発生により、住民等の生命または身体に危害が生じられるおそれがあると認められる区域の啓発を行い災害情報や避難行動に役立つ情報を提供し、防災意識の向上を図っていくことが重要である。

災害を未然に防止するため避難道や防災公園の整備、急傾斜地対策、治山工事、河川改修及び砂防設備の整備推進が重要となっている。また、海岸部では、侵食のみでなく、老朽化による機能低下や高潮・津波被害も懸念されている。このため、高潮・高潮被害の防止や津波からの被害軽減を図るための対策として、計画的な海岸保全事業や防潮堤などの整備が課題となっている。

表 4－3 消防施設及び備品の現有状況

(令和 7 年度)

施設・備品	消防団	志摩市消防本部 南勢分署	紀勢地区広域 南島分署	消防水利
水槽付消防ポンプ自動車	一	1台	2台	一
消防ポンプ自動車	一	一	一	一
小型動力ポンプ付積載車	43台	1台	一	一
小型動力ポンプ	21台	一	一	一
高規格救急自動車	一	1台	1台	一
消防広報車	1台	1台	1台	一
防火水槽（公設）	一	一	一	73基
消防井戸	一	一	一	6ヶ所
消火栓	一	一	一	914基

(資料：防災安全課)

### ⑧地域生活の安全・安心確保

今日の「くるま社会」での交通量の増大とともに、高齢者が加害者または被害者となる交通事故が増加するなか、本町では南伊勢町交通安全対策協議会を中心に伊勢警察署など関係機関との連携のもと、交通安全思想の普及・交通指導・安全施設の整備などを実施してきた。今後もこれら活動の促進を図り、意識の高揚と施設整備の両面から、交通安全体制を充実していく必要がある。

また近年、インターネットや携帯電話を用いた取引や新手のマルチ商法被害、昼間自宅にいることが多い高齢者や主婦を狙った訪問販売や悪質商法による被害やトラブル、また、多重債

## 6. 生活環境の整備

務やヤミ金融の被害などが増加しているなか、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺も確認されている。安心して安全に暮らすため、消費生活に関する相談を常時受け付けており、情報提供、相談を行なっている。さらに、令和2年12月に、犯罪被害者を総合的に支援できる「犯罪被害者支援条例」を制定した。今後も住民と行政・警察が一体となり、より一層の取組強化を図っていくことが求められる。

### ⑨公営住宅及び住宅環境

町営住宅は、現在123戸を保有しており、築40年以上を経過し老朽化している住宅も多くあり、現在、耐震性のない老朽化した住宅の解体工事を進めている。さらに町営住宅の多くが、財源の不足等により建替えが進まないことも課題の一つになっている。

今後は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来的な需要を検討しながら、既存ストックの活用を中心に、少子高齢化社会に対応した改修やバリアフリー化への展開を図り、快適で暮らしやすい住環境に配慮した住宅政策を進めていく必要がある。

表4-4 町営住宅の状況

(令和7年4月1日現在)

構造区分	木造平屋建	簡易耐火平屋建	簡易耐火二階建	耐火二階建	耐火三階建
一般住宅	15戸	16戸	76戸	12戸	4戸

(資料：管財契約課)

### ⑩公園・広場・緑地

本町の公園は、すべり台やブランコなどの遊具や芝生の広場等、子どもたちが安全に遊べる場が少ないのが現状である。公園の在り方については、既存の公園の充実、新しいコミュニティの形成を図り、子どもをはじめ誰もが安全に快適に利用できることで、子育て世代の方が利用したいと思う魅力ある公園を今後、整備する必要がある。

## (2) その対策

### ①水道

#### ○水道施設の整備

- 簡易水道を上水道事業に事業統合を図り、経営の健全化を基調として効率的な施設の統合計画を推進する。また、老朽化した配水管の布設替え・給水施設及び浄水施設の更新を実施するとともに、道路改良及び下水道工事に併せた整備に努める。また、地震等の対策として耐震補強整備を推進する。
- 遠方監視装置（テレメーター）の設置により、各地に分散されている水道関連施設の集中管理を行い、また、防災上の観点から主要幹線は耐震配水管への改良を推進する。

## 6. 生活環境の整備

---

### ○生活水の供給・意識の向上

1. 安全でおいしい水の供給に向け水質管理の充実に努め、また、渇水等の水需要に対応した安定水量の確保を図るため、新たな水源確保や高透水ゾーンの調査を促進する。
2. 水道事業に対する啓蒙・啓発活動を推進し、節水・水源確保の意識向上を働きかける。

### ○水源の保全

1. 森林の貯留機能を強化するため、治水・治山・砂防等を推進するとともに、造林・保育を積極的に促進する。また生活排水や農業排水の水質汚濁の防止に努め、水質の保全を図る。

## ②生活排水対策

### ○生活排水対策の推進

1. 過疎地域における都市部との生活水準の格差を是正するため、住民の理解と協力を得ながら、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を計画的に推進し、生活環境の改善に努める。
2. 水環境の汚染解消や河川・海水の汚濁防止については、家庭からの生活排水の適正な処理方法の周知啓蒙に努め、住民の意識啓発を推し進めながら実践活動を促進する。

### ○し尿処理の改善

1. 各関係機関と連携や調整を図り、鳥羽志勢広域連合の処理施設において適正処理を行う。また、町内業者によるし尿・浄化槽汚泥の適正な収集、運搬を推進する。

## ③ごみ処理

### ○処理体制の充実

1. 関係機関と連携や調整を図り、鳥羽志勢広域連合の処理施設において適正処理を行う。また、一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるように体制整備の見直しによる効率化を図るとともに、地域の実情に応じた集積場の整備等の検討を行う。

## ④資源循環型社会の推進・啓発

1. 家庭ごみの分別や排出方法等を広報誌などで周知する。
2. 環境意識の啓発やごみの分別等の徹底を行うため、生活カレンダーを作成し、各家庭に配布する。
3. 学校での学習の取組などにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識を向上する。
4. さいたエコ・センターについては、ペットボトル、その他プラスチック、発泡スチロール等、資源の分別・搬出により適正な再資源化処理を行う。
5. 破碎施設については、有価資源物としての分別を行い、対価取引物として搬出を促進する。
6. コンポストセンターでは、下水処理場の汚泥や生ごみを堆肥化し再資源化を行う。

## 6. 生活環境の整備

---

### ⑤火葬場

#### ○火葬場の整備

1. 火葬場施設の適正な運用を行うため、維持管理や整備を行う。

### ⑥消 防

#### ○消防体制の充実

1. 大規模火災や林野火災、特殊火災にも対応するため、広域的な消防体制の強化に努め、消火栓、防火水槽の計画的な整備とともに、自然水利の活用についても検討を図る。
2. 地元に密着した非常備消防による初期消火能力を充実し、常備消防との迅速な協力・連携のもと、火災から住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる消防体制を確立する。

#### ○消防力の強化・啓発

1. 消防団活動への新たな魅力を創出し、女性を含めた青年層の加入を促進し組織の強化を図るとともに、事業所に対して、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など消防団への協力を要請する。
2. 消防団員による啓発活動として救援・救護・広報活動を行い、火災予防や防火意識の高揚に努め、また、常備消防の指導により応急措置・手当などの救急措置技術の普及を図る。

### ⑦防 災

#### ○防災体制の確立・防災意識の高揚

1. 防災計画の更新や防災マップにより、避難場所・避難路の周知徹底を図る。
2. 災害などの未然防止に努めるとともに、災害発生時の迅速かつ的確な応急対策を推進するため、関係団体と緊密な連絡を行い、派遣・救急物資の搬入など応急体制の確立を図る。
3. 社会環境変化によって複雑化する災害形態に対応するため、平常時から防災広報・防災教育など、住民への防災知識の普及・啓蒙活動を推進するとともに、自主防災組織の育成と強化を図る。

#### ○災害に強いまちづくりの推進

1. 避難所、避難路などの地域防災施設の整備促進を図り、さらに防火区域・避難場所の役割を持つ空地や緑地の整備を推進する。
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅・建築物の耐震化を進める。

#### ○治山・治水及び海岸保全事業の推進

1. 森林の水源涵養や自然環境の保全など、公益的機能の維持増進を図り、また、山地災害が危惧される荒廃地や山腹崩壊危険地の状況を把握し、治山・地すべり防止事業を促進する。
2. 急傾斜地崩壊危険区域指定及び予防対策の強化に努めるとともに、保安林の整備・治山ダム工事などを実施し、急傾斜地の安全確保に努める。
3. 浸水などの河川災害の防止を目的とした、護岸・流路の整備などの治水事業を促進する。
4. 土砂災害から町民の生命財産を守るための対策として、急傾斜地崩壊対策事業、砂防堰堤の建設により土砂の流出防止に努める。

## 6. 生活環境の整備

---

5. 町内各地区で土砂災害により被害を受けるおそれのある場所を対象とした基礎調査の実施、土砂災害警戒区域の指定を行い、警戒区域について危険の周知・警戒避難体制の整備等の減災対策に取組む。
6. 高波・高潮被害の防止や津波からの被害軽減を図るための対策として、海岸保全施設の整備に努める。

### ⑧地域生活の安全及び安心確保

#### ○交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

1. 町民や学校等からの危険対策に対する要望も含め、通学路などの生活道路については、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、カーブミラー、歩道、横断歩道、信号機、道路標識、区画線等、県や伊勢警察署等関係機関へ要望するなど整備を進める。また、交通事故の多発箇所については調査・分析を行い効果的な交通安全施設の整備を行う。
2. 南伊勢町交通安全対策協議会を主体とし、交通事故のない町を目指し、「交通事故を起こさない、事故にあわない」という意識を再確認するため、警察や関係団体などと連携する。
3. 高齢者については、南伊勢町老人クラブ連合会とともに、加害者、被害者にならないための交通安全教室や啓発を地域ぐるみで行う。
4. 子どもたちには、交通ルールを守り、交通事故にあわないよう、交通安全啓発グッズ等の配布や小中学校児童生徒に交通安全教室などをを行い、交通安全意識を高める。
5. 運転に不安を感じている高齢者や家族のために、交通安全教室や広報を通じ運転免許返納制度の周知を行う。

#### ○防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

1. 南伊勢町生活安全推進協議会を中心に、町民・企業・役場・学校関係者等が協力し、防犯啓発物品の配布、啓発ポスターの掲示、町の広報紙などによる啓発活動を行い、防犯意識を高め、南伊勢町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークを構築し情報共有や情報提供を行う。
2. 近隣の犯罪発生時案や町内で犯罪が発生した際には犯罪連鎖を抑止するため、町民に防災行政無線等を利用し注意喚起を行う。また、犯罪を未然に防ぐために各地区において三重県や伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会と協力し防犯講演会などを開催する。  
さらに、犯罪が発生してしまった場合も、犯罪被害者支援条例により、被害者の支援を総合的に推進する。
3. 地域と協力しながら、青色防犯回転灯を装着した車両によるパトロールを行うため、実施者証取得講習を行う。
4. 振り込め詐欺の被害を防止するために、文字放送・町広報紙等を活用し、繰り返し啓発を行う。

#### ○消費生活に関する啓発活動と消費生活相談の充実

## 6. 生活環境の整備

---

1. 消費生活のトラブルや被害などにあわないよう、国、県、関係機関と連携し、情報の提供や正しい知識が習得できるよう啓発活動を推進する。また、日ごろから町の広報紙などにより啓発や情報提供等を行い、町民の意識を高める。
2. 安全で安心して暮らせるよう、国、県、消費生活センター等関係機関との連携を強化し、情報の提供を行う。

### ⑨公営住宅及び住宅環境

#### ○良質で快適な住宅の整備

1. 若者の定住や人口の増加を促進するため、町有地の有効利用を含め良質で低廉な町営住宅の建設を図り、入居者が快適で暮らしやすいと感じ取れる住環境の実現に努める。
2. 既設の町営住宅については、需要バランスを踏まえながら地域住宅計画、長寿命化計画に基づきストック総合改善事業を計画的に実施し住民の生活実態に適合した整備を進める。

#### ○居住環境づくりの推進

1. 自然との調和と少子高齢社会に対応した住まいづくりを推進することにより、だれもが安全に安心して暮らせる居住環境の確保を図る。

### ⑩公園・広場・緑地

#### ○潤いと安らぎのある環境整備

1. のんびり散歩したり、休憩したり、遊んだり、子どもから高齢者まで、地域の皆さんがあれあう憩いの場所として、計画的に公園を整備する。

## 6. 生活環境の整備

### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	統合事業 上水道整備 (古和・柄木、新桑・棚橋、小方・方座地区、東奈・贊浦、中島の慥柄浦地区、中島、大江・道行地区、村山・河内地区統合)	南伊勢町	
		緊急遮断弁設置事業 配水池3箇所	南伊勢町	
		神津佐浄水場更新事業 浄水場施設整備一式	南伊勢町	
		送水ポンプ施設更新事業 送水ポンプ施設6箇所	南伊勢町	
		五ヶ所第1・2水源更新事業 水源施設更新一式	南伊勢町	
		国道260号道路改良に伴う船越地区配水管布設替事業 配水・給水施設一式	南伊勢町	
		老朽管更新事業 老朽管更新 (宿浦・田曾浦地区、迫間浦地区、相賀浦地区、船越地区、迫間浦地区)	南伊勢町	
		配水池更新事業 配水池設備8箇所	南伊勢町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 下水道整備 (船越・五ヶ所浦・飯満地区) 国道260号道路改良に伴う船越地区下水道管布設替工事	南伊勢町	
	農業集落排水	農業集落排水事業 下水道整備 (伊勢路・内瀬・斎田地内)		
	漁業集落排水施設	漁業集落排水事業 下水道整備 (礒浦・相賀浦・宿浦・田曾浦地区) 長寿命化機能保全 (礒浦、相賀浦、宿浦・田曾浦・奈屋浦、東宮、神前浦・方座浦・小方竈) 下水処理施設防災対策整備	南伊勢町	

## 6. 生活環境の整備

### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

5.生活環境の整備 (つづき)	その他	浄化槽市町村整備推進事業	高度処理型合併処理浄化槽(5人～50人槽)	南伊勢町	
		下水道台帳作成事業	下水道台帳作成	南伊勢町	
	(3)廃棄物処理施設				
		ごみ処理施設整備事業	塵芥収集車整備 焼却炉施設基幹整備 最終処分場整備 コンポストセンター整備	南伊勢町	
	(4)火葬場				
		火葬場整備事業	火葬場修繕・靈柩車	南伊勢町	
	(5)消防施設				
	消防自動車整備事業		軽四小型動力ポンプ付積載車台	南伊勢町	
			消防ポンプ自動車 広報車 資機材搬送車	紀勢広域志摩消防	
		コミュニティ消防センター建設事業	消防詰所・車庫	南伊勢町	
	高規格救急車等整備事業	高規格救急車 水難救助車	紀勢広域志摩消防		
	(6)公営住宅				
		公営住宅建設事業	公営住宅建設	南伊勢町	
		公営住宅改善事業	改善	南伊勢町	
		公営住宅維持管理事業	管理修繕 解体撤去	南伊勢町	

## 6. 生活環境の整備

### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
5.生活環境の整備 (つづき)	(8)その他				
		防災基盤整備事業	防災公園整備 避難路整備 2次避難所整備 防災通信機器整備	南伊勢町	
		物資拠点施設整備事業	物資拠点施設整備	南伊勢町	
		災害対策拠点整備事業	車庫	南伊勢町	
		都市公園改善事業	改善・管理修繕	南伊勢町	
		公園整備事業	公園整備	南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

# 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

## (1) 現況と問題点

### ①児童福祉

児童を取り巻く諸環境は大きく変化して本町においても、過疎化・少子化の進行により、家庭や地域における養育機能や地域活力の低下など、子どもの健やかな成長を図るうえでの様々な影響が危惧されている。また、就労環境等の変化等に伴う保育ニーズの多様化や小学生の放課後対策など、若い世代が心身ともに健全に成長するためには、子どもたちの交流の輪が広がる場つくりが必要となっている。

また、社会環境や家庭環境の変化により個別の支援が必要な子どもや、発達の過程で困り感のある子どもが増加する傾向にあるため、乳幼児期から小・中学校、高校、就労までを途切れなく支援する体制作りが必要である。

児童福祉については、町立保育所3施設（定員数270人）が運営されている。少子化が進むとともにに入所する子どもの数が減り、保育所在者数は令和7年度当初で130人と減少しているが、保育ニーズの多様化や高まりにより、低年齢園児の増加や延長保育・一時預かり事業・特定保育など、きめ細やかな保育サービスが求められている。保育の質を維持・向上させつつこのような現状に対応するためには、保育士の確保が不可欠となり人材不足が課題となっている。今後は、保育所における保育体制の見直しと、保育時間延長や休日の保育のあり方などを検討する必要がある。

さらに、子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して子育てができるよう乳幼児のふれあいはもとより保護者どうしの交流の場として子育て支援センターの充実、仕事と生活の調和に向けた取組や地域全体で子どもと子育て家庭を支援するしくみづくりを積極的に取り組んでいく必要がある。

表5－1 保育所数と在所者数の推移

(単位：所、人)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	保育所	所在者	保育所	所在者	保育所	所在者	保育所	所在者
児童施設	4	144	3	143	3	134	3	130

(資料：子育て・福祉課)

### ②高齢者福祉

本町の、65歳以上の人口は5,588人（令和7年3月31日現在の住民基本台帳）、高齢化率は53.8%となっている。さらに、後期高齢者の人口は、3,729人（35.9%）と、実に町民の約3人に1人が75歳以上の高齢者という超高齢社会となっている。

また、高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯の割合は増加しており、令和7年3月末では、高齢者を含む世帯4,002世帯のうち、高齢者単身世帯は1,858世帯（46.4%）、2

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

人以上の高齢者のみの世帯は1, 065世帯（26. 6%）となっており、令和5年2月から3月にかけて実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、要支援・要介護認定者（総合事業対象者含む）の家族構成は、「1人暮らし」42. 0%、「高齢者夫婦2人暮らし」28. 0%となっていることから、介護サービスを必要とされる人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身近な地域での介護サービス提供が必須となっている。

要支援・要介護認定者（総合事業対象者含む）では、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が24. 2%となっている。このことからは、医療や介護に携わる多職種の連携及び包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携については、更なる推進と充実を図る必要があり、高齢者や介護を行う家族の方などに在宅医療や介護保険制度についての普及啓発を図っていくことも重要となる。

平成12年より始動した公的介護保険も令和8年には26年目を迎える、長期的視野に立った予防重視型の施策展開を図るため、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを行い、介護保険制度の要支援者と介護保険対象外の特定高齢者に対し、それぞれ予防給付と地域支援事業における介護予防事業を提供し、状態の改善・予防が図られるようになった。

本町においては、高齢化率が50%を超え、要介護認定率が高くなる後期高齢者の人口割合も増加していく状況に対し高齢者を支える担い手がこれまで以上に減少することが予測されていることから、健康寿命の延伸等、地域で活躍する元気な高齢者の増加のため、介護予防の充実を図る必要がある。また、本町では、地域のつながりや支え合いにより、支援が必要な高齢者の見守りができており、今後も、地域コミュニティづくりを維持していくとともに、引き続き、住民主体の通いの場の確保を推進しつつ、地域のつながりの強化を継続していく必要がある。

現在、介護保険の効率的かつ公正な運営を図るべく、度会広域連合及び町が中心となり広域的な取組並びに介護給付が適正に給付されるよう地域支援事業の任意事業である介護給付費適正化事業を行っているが、地域サービスの不足や保険料の高騰など多くの課題が表面化している。従って、これらを踏まえ次の5カ年においては、地域包括ケアシステムの推進及び高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくり、高齢者自らが活動する拠点の整備、訪問・通い・宿泊など高齢者や介護する家族のニーズに合わせた介護サービスの整備拡充を推進するとともに、保険財源の安定化および行政事務の効率化を図るためにも近隣市町と保険者事務の更なる広域化を検討していく必要がある。

表5－2 高齢者の人口構成と推移

(単位：人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	18,235	16,687	14,791	12,788	10,989	10,376
65歳～69歳	1,792	1,640	1,461	1,271	1,007	853
70歳～74歳	1,581	1,664	1,544	1,365	1,196	1,006

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

75歳以上	2,302	2,940	3,382	3,642	3,664	3,729
65歳以上	5,675	6,244	6,387	6,278	5,867	5,588

(資料:平成7年～令和2年は国勢調査、令和7年は3月31日現在の住民基本台帳)

高齢者等の保健福祉ニーズが複雑かつ多様化している点では、各種の相談に対して迅速かつ総合的に対応するために、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が保健・医療・福祉・介護保険サービスを総合的に受けることが出来るよう調整を行い、適切に問題を解決する仕組みが必要であり、今後も各関係機関の更なる連携強化を図る必要があるとともに、介護サービス事業所に対し、町内において深刻化する介護人材不足への支援を図る必要がある。

また、高齢者福祉サービスの充実とともに、生きがいのある老後を推進していくためには、知識や経験を活かした働き場の確保による生活が大切であり、健康維持のためのスポーツの推進と、趣味・学習活動のできる環境づくりが必要である。さらに、意欲的な高齢者に対しては、交流事業や地域での奉仕活動へ参画してもらうなど、豊かな長寿社会づくりに向けて積極的に社会参加できる条件整備に努めていかなければならない。

### ③ひとり親家庭福祉

ひとり親世帯は、令和7年4月現在52世帯となっている。これらの世帯では、経済的にも精神的にも不安定な状態が多く、家庭や職場・子どもの教育・進学・就職など様々な悩みを抱えている。こうした悩みを解決できる相談窓口の充実や医療の確保、指導・支援等が受けられる制度の活用と支援組織の強化を図る必要がある。

表5－3 ひとり親件数の推移

(単位:世帯)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひとり親件数	63	57	54	52

(資料:税務住民課)

### ④障がい者福祉

災害や事故の増加、疾病構造の変化等により身体障がい者は年々増加傾向にあり、令和7年4月現在、当町における身体障害者手帳交付者数は895人、療育手帳交付者数は144人、精神保健福祉手帳の交付者数は179人である。身体障害者手帳交付者数については、総数が高齢化傾向で推移し、高齢者が多いという傾向にある。また精神障害者保健福祉手帳の交付者は毎年度増加傾向が続いている。

障がい者福祉の分野では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を基盤として、すべての人が地域で自立して暮らせる社会の実現が求められてきた。こうした理念を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するための仕組みとして「障がい者総合支援法」が施行され、障がいのある人の社会参加の促進と自立に向けた支援体制の整備が進められている。障が

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

いのある人もそうでない人も、お互いの人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現が望まれるが、障がい者の身体的・経済的・社会的ハンディキャップに対して、周辺の支援や理解がまだ不足している。さらに高齢化に伴い、自立に向けた社会参加が難しい状況にある。

障がい者福祉サービスについては、平成15年4月に従来の措置制度から支援費制度へ移行され、利用者とサービス提供者が対等な立場に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」は障がい福祉サービスの利用に大きな変化をもたらした。サービス提供のあり方が利用者の選択による「契約」に変更となったことで、自己決定や利用者本位という考え方が明確になった。

しかし、支援費制度では、地方公共団体間でサービス決定の基準がまちまちだったため、サービスの提供について、地方公共団体間に格差が生じたことや、精神障がい者が制度の対象外であること等の課題があった。これらの課題に対応するため、平成18年4月に障害者自立支援法によるサービスの提供が始まった。障害者自立支援法では、サービスの提供に関する事務を市町村に一元化し、それまで対象外であった精神障がい者も含めてサービス体系の再編が行われた。平成24年には障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、また障害者差別解消法も新たに制定された。

当町では障害者総合支援法に基づき、自立支援給付等を円滑に推進していくため、障がい福祉サービス分野において、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保を明確に取り組んでいる。令和6年度から令和11年度までを計画期間として「南伊勢町第4期障がい者基本計画」を策定するとともに、年令和3度から令和5年度までを計画期間とした「南伊勢町第6期障がい福祉計画」、「南伊勢町第2期障がい児福祉計画」及び令和6年度から令和8年度を計画期間とした「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を策定した。

「誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本的な考え方とし、この第7期障がい福祉計画においては障がい者の地域における暮らしの場や日中活動の場の確保、相談支援の充実を図るとともに障がい者虐待の防止にも努めることとしている。

障がいのある人の地域での自立した暮らしを支えるために、医療提供体制の確保や相談支援体制の整備が図られ、商工会、学校、障がいのある人の団体などの身近な地域の関係者が協議する場として、平成21年度から設置している地域自立支援協議会は、必要に応じて部会を設置するなどし、関係機関による協議を進め、障がい者が地域で充実した生活を営めるよう、地域の支援システムの強化を目指している。

### ⑤保健対策

健康の維持・増進のために疾病の早期発見を目的に実施してきた保健事業について、平成20年度からは健康増進法のもと、健康づくりや疾病予防に重点をおき推進しているが、平成27年に策定した「町民健康づくり計画（平成27年度～令和6年度）」の計画期間が終了することに伴い、アンケート調査を実施し計画の最終評価を行った。また、継続して町民が健康づくりに取り組んでいくために、令和7年3月に「第2次 町民健康づくり計画（令和7年度～令

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

和18年度)」を策定した。

調査の結果から、運動習慣者の割合（1回30分以上の運動を、週2回以上かつ1年以上継続している成人の割合）は、男性が7.5%、女性が9.6%と低く、加えて、特定健康診査の受診率は少しずつ向上しているものの、県平均に比べて低い状況にあり、健康管理意識の向上が必要である。また、国民健康保険の医療費の状況をみると、糖尿病や高血圧症に係る患者数や重症化度も高い傾向にあり、さらなる病気の重篤化や合併症が懸念される。そのため、糖尿病や高血圧症をはじめとする生活習慣病予防について正しい知識の普及啓発を行い、住民の健康に対する認識を高めていく施策の強化が必要である。

特に、日々の運動習慣を健康管理に対する意識付けのための取組を重視し、誰もが楽しく、意欲的に取り組めるよう、「健康マイレージ」や健康応援アプリ「プラスたいみ～」を活用し推進する必要がある。

一方、近年出産を望みながら不妊に悩む夫婦の増加傾向が指摘されるため、不妊治療を希望する当事者に対して精神的な支援はもとより有効な経済的支援が必要である。

また、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策は、「南伊勢町健康づくり計画」の評価結果をもとに、さらに健康づくりを推進し、「こころも身体も元気いっぱいみなみいせ」を合言葉に、豊かな人生を目指した健康づくりを展開していく必要がある。

### （2）その対策

#### ①児童福祉

##### ○安心安全で健全な子育て環境づくり

1. 子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠・出産期から乳幼児期、思春期に至る途切れの無い母子保健サービスや医療体制の充実に努めるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための取組を進める。
2. 地域のみんなが、子どもや子育て家庭の育成を支援できるよう、子育て支援センターや保育所・学校・関係機関と協力して子どもの健やかな成長をバックアップできるような仕組みづくりに努める。
3. 働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図る。

##### ○途切れのない支援体制作り

1. 児童虐待の防止、要保護児童生徒対策の充実や、発達支援の拡充に努める。

##### ○就労環境及び交流づくり

1. 女性の社会進出や就労形態に対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、育児休暇制度の推進や労働時間の短縮を事業所に働きかけるなど、育児を支える環境づくりを進める。
2. 開かれた保育事業を推進していくため、老人福祉施設訪問などの世代間交流や地域における異年齢児交流・郷土文化伝承活動を進め、地域における集いの広場の創出に努める。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

### ②高齢者福祉

#### ○地域包括ケアシステムの深化

1. 高齢者とその関係者の介護・医療・保険・福祉などの生活上の困りごとに応じて対応する相談窓口として地域包括支援センターを設置し、高齢者の健康保持及び生活の維持のために必要な援助を行う。
2. 高齢者一人ひとりが地域内で支え合いながら共に暮らせるよう、閉じこもり防止に資する地域ケア体制を確立し、積極的に社会参加へと向かう意欲の高揚と実践を図る。

#### ○介護サービス等の充実

1. 介護保険制度に基づき、要介護者等に対してきめ細やかなサービスと、在宅の虚弱高齢者や家族の要求の把握に努め、適正で効果的な在宅福祉の充実に努める。
2. 介護保険事業の安定運営と制度の周知徹底を進める一方、度会広域連合との連携を図りながら介護認定の平準化に努める。また、行政事務の効率化を図るためにも近隣市町及び度会広域連合とともに更なる事務の広域化を検討していく。
3. 町内の介護職員不足の解消を図るため、介護職員初任者研修の開催や介護サービス事業所に就職する職員への奨励金制度などを継続し、人材確保のための支援を実施する。

#### ○介護予防・生活支援サービスの充実

1. 高齢者が要支援・要介護状態となることの予防、またはその悪化の防止を目的として、全高齢者等を対象とした健康管理や健康教育、あるいは各種の介護予防事業を通じて正しい知識の普及・啓発を実施し、また、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援の実施を図る。
2. 高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯における緊急事態に迅速に対応するため、医療情報キットなど見守りキットの活用や緊急通報装置の設置に努める。
3. 住民との協働による地域づくりを進めるため、福祉ボランティアなどの活動を積極的に支援する。また、町社会福祉協議会などの民間事業者による配食・買物等の福祉サービスの事業化支援を推進し、多様化・高度化する利用者要求に対応していく。
4. 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、災害時、緊急時だけでなく平常時から支援体制を確立できるよう、住民情報統合システム等を活用した町立南伊勢病院、町社会福祉協議会などの関係機関との情報共有や、支援者名簿等を活用した民生児童委員や区などの地区組織との情報共有を行うなど、見守り体制の強化に努める。
5. 支援を必要とする高齢者の在宅日常生活を支えるため、高齢者生活に必要な用品の購入費への支援や、在宅介護者への慰労金による支援および高齢者等の権利を擁護し、地域で安心して暮らせるよう支援する相談窓口権利擁護センターの設置を実施する。

#### ○高齢者の活動支援

1. 活力ある長寿社会を築いていくための生きがい対策として、豊かな経験・技能・知識を活かせるシルバー人材センターの充実や、趣味・レクリエーションの場の提供を図る。
2. 高齢者の「健康寿命」を延伸するためにも、壮年期からの健康づくりに関する正しい知識

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

の普及・啓発活動を継続していくとともに「元気な高齢者づくり」を目標として、その実現に向けて、健康の維持・増進のための各種支援施策の充実を図る。

### ③ひとり親福祉

#### ○支援体制の充実

- ひとり親家庭の自立を助成し就労の安定を図るため、生活上の諸問題に対して相談員との連携を図り、医療体制の充実に努め、適切な助言・指導を行うとともに、福祉資金制度など支援策の活用を図る。父子家庭については相談活動を強化し、実態に即した援助方法の展開に努める。また、子どもの居場所作りなど子育て対策を併せて検討する。

### ④障がい者福祉

#### ○福祉サービスの整備

- 医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査などによる疾病の早期発見や障がい児の保護者に対する支援体制の整備に努める一方、先天的・後天的両面からも幅広い取組を行い、医療体制の充実に努める。
- 障がい者の社会参加の促進、交流の場づくりと自立に向けた支援を積極的に推進するため、地域の支援団体の育成、「手をつなぐ親の会」や「身体障がい者福祉会」などの組織の活性化を図るとともに、ひとりひとりの地域における活動を支援する。
- 地域での自立した生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき在宅や日中活動に関する障害福祉サービスの充実に努めるほか、相談支援体制の充実や地域生活拠点支援等の整備を行う。

#### ○就労の場及び暮らしの場の確保

- 地域社会において障がい者の就労の場の確保や、社会参加の促進のため就労継続支援事業所などに対する整備・運営の支援を行う。企業等に対しては、障がい者雇用についての理解を促し、雇用の拡大と障がい者が働きやすい環境を整えていくことを求めていく。
- 障がい者が地域で暮らし続けるため、地域生活支援拠点の整備やグループホーム、生活介護等の障害者福祉施設の整備を促進する。

#### ○啓発活動の推進

- 障がい者に対する認識や理解を深めるため、関係機関と協力し地域が一体となった住民参加による講演会や研修会等を開催し、意識の普及・高揚に努める。

#### ○ユニバーサルデザインの推進

- バリアフリー化を進め、「どこでも、だれでも、自由に使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいた、だれもが利用しやすい施設等の整備を行う。また、ハード面だけでなく、情報のバリアフリーや、バリアフリー化の促進に住民の理解や協力を求める「心のバリアフリー」等、すべての分野でのバリアフリーの推進に努める。

## ⑤保健対策

### ○健やかな生涯がおくれる支援の充実

1. 地域住民の疾病予防と健康の維持・増進を図るために、住民への情報提供や啓発活動を効果的に行い健康管理意識を育てるとともに、予防医療、予防介護に努める。
2. 食生活改善推進員による講習会の開催など地域活動を支援し、運動・食生活等の生活習慣の改善を図るなど、地域ぐるみで保健予防活動を展開する。
3. 運動習慣等の意識づけと、健康管理を楽しく意欲的に取り組んでいただけるよう、「健康マイレージ」や健康応援アプリ「プラスたいみ～」を活用し推進していく。
4. 健康教育・健康相談などにより、健康づくり事業をさらに推進するとともに、保健所等との情報ネットワークを活用するなど、健康に関する適切な情報を提供する。また、各種健(検)診や人間ドックの受診を勧奨し、疾病の早期発見に努める。
5. 特定健診の受診率を向上させるため、未受診者へ受診勧奨通知を送付し健康に対する認識の高揚に努める。また、受診者のうち特定保健指導の対象者に対して積極的に働きかけ、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防と改善に努める。
6. 子どもが欲しいものの不妊に悩む夫婦が希望する治療を受けられるよう有効な経済的支援を実施する。
7. 自殺対策は、「南伊勢町健康づくり計画」の評価結果をもとに、さらに健康づくりを推進し、「こころも身体も元気いっぱいみなみいせ」を合言葉に、豊かな人生を目指した健康づくりを展開していく。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設				
	保育所	保育所施設修繕	保育所施設修繕	南伊勢町	
	(3)高齢者福祉施設				
	その他	介護予防・生活支援拠点整備事業	介護予防・生活支援拠点の整備	事業者	補助金
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	地域住民の交流拠点の整備	事業者	補助金
		地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の整備に関する事業)		事業者	補助金
	(5)障害者福祉施設				
	障害者支援施設	障害者福祉施設修繕	障害者福祉施設修繕	事業者 南伊勢町	補助金
	(9)その他				
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ修繕	放課後児童クラブ修繕	南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 8. 医療の確保

---

### 8. 医療の確保

#### (1) 現況と問題点

##### ①医療の確保

南伊勢町の令和7年3月31日現在の総人口は10,376人（住民基本台帳データにもとづく）であり、今後5年ごとに15%を超える人口が減少し、2030年には高齢化率60%を超えると予想されている。高齢者人口はすでに減少に転じており、その点から町内の医療需要・介護需要は縮小が予測される。しかしながら、多くの高齢者が何らかの病気を抱えて生活している状況を鑑みると町民の生活の安心を支えるためには医療の確保が必須である。

また「高齢者の一人世帯」や「高齢者のみ世帯」が多く、高齢者を家族や親せきである高齢者が支えているというような町民の生活実態からは、当町において必要となる医療は、医療だけでなく介護や生活支援とともに提供される地域包括ケア（地域医療・ケア）のしくみの中核をなすものであると考えられる。

そのことから、地元かかりつけ医の必要性の増加、それを受け持つ地元開業医自身の高齢化及び後継者不足が大きな課題である。町全域の外来機能を長期的に安定させるには、町立南伊勢病院と南島メディカルセンターの公的医療機関等で町全体の医療をフォローする体制を整備していく必要があるため、令和6年5月1日より「南伊勢町地域医療ネット（Minamiise Community Medical Network ※略称：MiCoMNet）」を設置し、南伊勢町全体の医療・ケアを一体的に提供する体制を整えるとともに、将来にわたり持続可能な地域医療・べき地医療の構築に取り組んでいる。

町内には病院1（町立南伊勢病院）・診療所6（有床診療所1、無床診療所5）・歯科診療所4ヶ所がある。診療科目は、町立病院が内科・脳神経内科・外科・整形外科・小児科・眼科・皮膚科、有床診療所である南島メディカルセンターは内科・脳神経内科・脳神経外科・整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科等が主な診療科目となっている。入院は町立南伊勢病院が一般病床50床、南島メディカルセンターが15床で両施設とも訪問看護の機能を有している。これまで、医療施設や設備の老朽化に悩まされてきたが、令和元年11月に町立南伊勢病院が新築され、住民の健康維持・介護を含めた医療の充実に努めている。

国民健康保険制度は、高齢化社会の進行に伴い重要な役割を果たしている。しかし、制度を取り巻く情勢は、高齢者や低所得者層が増加するなか、県平均を大きく上回る医療費によって、その事業運営は厳しい状況に置かれている。このため、疾病の早期発見・早期治療や医療費の適用適正化対策・被保険者の健康づくり事業を強力に推進していく必要がある。

疾病構造は、近年の急激な社会変化と人口の高齢化により、悪性新生物（がん）・心臓病・脳卒中・糖尿病等の慢性疾患が増えている。こうした疾病構造の変化や医療技術の進歩に伴い医療費の増加が著しいものとなっている。

## 8. 医療の確保

表 6－1 主要死因別死者の推移

(単位：人、%)

年 疾病名	平成 31 年/令和元 年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	死亡者数	割 合	死亡者数	割 合	死亡者数	割 合	死亡者数	割 合	死亡者数	割 合
悪性新生物	74	24.6	50	18.9	74	26.4	72	23.4	56	19.0
心 疾 患	52	17.3	54	20.4	41	14.6	48	15.6	48	16.3
脳血管疾患	30	10.0	20	7.5	22	7.8	23	7.4	30	10.2
そ の 他	144	48.0	140	53.0	143	51.0	164	53.4	160	54.4

(資料：三重県市町村累年統計表)

健康づくりは、日常からの規則正しい生活習慣が疾病予防・健康増進へと向かう大きな要素である。このため、子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた生涯健康づくりへの支援が求められている。

健康応援アプリ「プラスたいみ～」の活用により、健康ポイントを貯めることで、楽しく、意欲的に健康づくりができるよう、健康ポイントには各種健診・人間ドック等もポイント加算することにより、受診率の向上を図る。

今後、住民の医療に対する要望が多様化・高度化していくなかで、地域と患者の実情に応じた医療が受けられるよう地域医療の充実を図るとともに、総合的な医療施設との連携による広域医療体制の整備を進めていく必要がある。さらに、情報通信システムの積極的な活用、保健や福祉との複合的な連携の推進など、誰もが安心して生活できる医療環境を整えていかなければならない。

### (2) その対策

#### ① 医療の確保

##### ○ 医療体制の充実

1. 町立南伊勢病院の各診療科のサービスの向上と業務の効率化に努め、三重県や三重大学医学部附属病院との連携強化のもと、医師の完全常勤化と広域的な緊急医療体制の充実を図る。
2. 特定地域診療支援システムの整備運用により、三重大学医学部附属病院や伊勢赤十字病院・県立志摩病院など、後方病院との連携強化に努める。
3. 高齢化率が県内で最も高い当町では、高齢化社会の先進地を目指した地域医療を考え、医療・保健・福祉・介護を必要な時に必要に応じて提供する「地域包括ケアシステム」の深化に取り組むとともに、将来にわたり持続可能な地域医療・べき地医療の構築に取り組むために、「南伊勢町地域医療ネット」を南伊勢町地域包括ケアシステムの拠点として位置づけ、整備を推進する。

## 8. 医療の確保

---

4. I C Tを活用した医療連携・医療提供体制整備や医療介護連携の体制整備等に努める。
5. 公設民営の南島メディカルセンターの医療・介護機能を活用し、地域医療を確保する。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
7. 医療の確保	(1)診療施設				
	その他	医療提供体制整備事業	車両・医療機器等整備	南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 9. 教育の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ①幼児教育

幼児期は、人間形成の基礎部分を培うための極めて重要な時期にあたる。従って、この時期の教育は、地域社会・家庭・保育所が密接な連携を取りながら、一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切である。

しかしながら、少子化・高齢化・過疎化等の社会環境変化に加え、核家族化と女性の社会進出による家庭形態の変化が、幼児を育む環境を大きく変革している。少子化による影響は、幼児相互のふれあいの減少・集団生活における適応への懸念など、幼児が成長発達していく段階で直接体験し、体感することにより多くを学び、人間形成の糧となるべき重要な部分が得られにくい状況を生み出している。また、核家族化の進行は、高齢者との接触の欠乏により幼児のみならず、家族の中での思いやりの心を育むことに多少なりとも不安の影を落としている。

幼児期の教育のあり方は若者の積極的な定住促進や地域活性化とも深く関わりを持っており、就学前の幼児を対象としていることを踏まえつつ、幼児教育の機能を担う施設の役割分担と融合性といった独自の環境の充実を図らなければならない。そのために、幼児期における学びの芽生えと生きる力を育むための幼児教育を町立保育所において実施していく必要があり、知力、体力、英語力の向上に関する取組を実施する中で、子どもの心身の健やかな成長を促すとともに保育の質の向上を目指していく。

また、幼児期の家庭教育・地域社会における教育については、その重要性を見つめ直し考える機会の提供や体験活動の場の創出など、地域で子どもを育てる環境の整備が必要である。

##### ②小学校教育・中学校教育

本町には小学校3校と中学校2校があり、小学校は218人（21クラス）の児童が、また、中学校では129人（8クラス）の生徒が学んでいる、少子化の影響に伴い、小学校は平成15年度、19年度、26年度に、中学校は平成17年度、26年度に統合されたが、現在も児童生徒の減少が進んでいる。特に小学校においては、複式学級が存在するなど、児童が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合うような学びの場が少なく、教育効果の向上や学校生活を充実させる必要がある。一方、学力向上、ふるさと教育及び防災教育の充実等今日的課題に対応するため、加配などの人的配置を必要としており、より良い教育環境を整備することが求められている。

## 9. 教育の振興

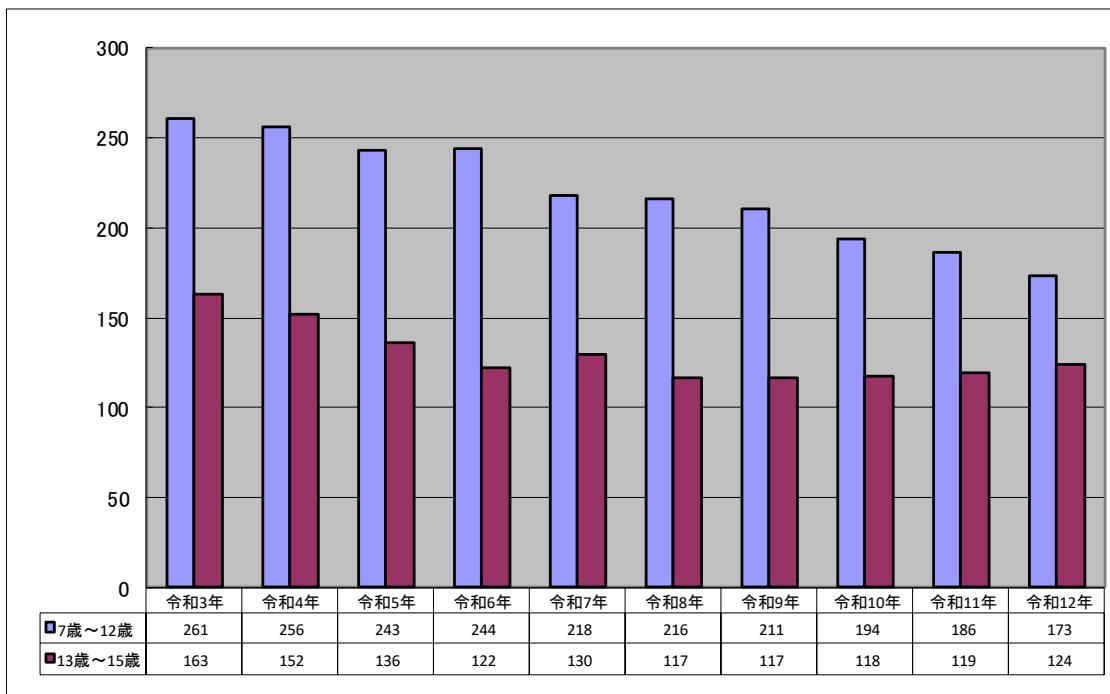
表7－1 児童生徒数の推移及び学級の状況

(単位：人、学級)

区分	児童生徒数				令和5年度 学級数	
	平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和5年度	普通	特別支援
小学校	392	322	270	238	16	5
中学校	300	196	171	136	6	2
合計	692	518	441	374	22	7

(資料：学校基本調査)

### ■学齢児童生徒数の変遷（教委年度別児童生徒数調べ：令和7年時点）



(資料：教育委員会)

本町では、児童生徒の個性と能力を伸ばし、自らの夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く子どもの育成を目指しているが、将来人口予測が示すように、今後も児童生徒数の減少が続くものと見込まれることから、教育内容の一層の充実、とりわけ子どもたちが郷土を愛し、ふるさと南伊勢に誇りを持つためのふるさと教育の取組が重要となる。

心の教育も積極的に実施されており、家庭や地域社会で子どもたちが、ボランティア活動などの社会奉仕や自然体験・文化・スポーツ等、様々な実活動・実体験を行うことが必要とされている。初等中等教育の一層の充実を図るために、国においても「確かな学力」や「豊かな心」、健康・体力などの「生きる力」を育む教育を目指した施策が取り組まれている。また、環境教育の推進、豊かな科学的素養の育成、学校図書館の充実や読書活動の推進などに加え、暴力行為、いじめ、不登校等の解消を目的とした施策の総合的な推進も図られている。

## 9. 教育の振興

---

こうした状況を踏まえ、今後の教育は学力の向上はもとより、情操豊かで創造性と個性を培う教育、地域に根ざした伝統・文化・産業などの理解を深めるふるさと教育、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を養う道徳教育が、その重要性を帶びている。また、高度情報化社会に対応し、情報を正しく活用する能力の育成を図るために、情報教育を進めていく必要があるが、インターネットや SNS 等が児童生徒の生活に普及している現状を踏まえ、氾濫する情報に関して的確に判断し行動できる能力を育成していくことも重要である。

生活環境の多様化、情報社会の到来などにより、教育の環境も大きく変化しているなか、学校教育と家庭教育は密接に連携していかなければならないことから、学校と家庭、そして地域の協力体制の確立が求められる。

郷土への理解と愛着を深める教育を進めるため、地域で活躍する町民を特別講師などとして招いて授業や学校行事を行うなど、南伊勢町の特徴ある歴史や自然を学ぶとともに、命の尊さ、自然の大切さなどの体験学習の充実を図る必要がある。

### ③高等学校教育

本町に唯一存在していた県立南伊勢高等学校南勢校舎は、小規模校の特性を活かし、地域に密着した活動や特色ある教育を展開するなど地域の活力を生む拠点として重要な役割を果してきたが、少子化の影響による生徒の減少が続き、令和 6 年度からの募集停止により町内に高等学校が存在しない状況となった。そのため、町外への通学を余儀なくされた生徒及び保護者にとっては、時間的にも経済的にも大きな負担となっており、こうした地理的不利な状況を開拓するための対策が必要となっている。

### ④人権教育・人権啓発

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。本町では、平成 22 年 3 月に制定の「人権が尊重される南伊勢町をつくる条例」に基づき、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を目指し、人権教育や人権啓発の推進など様々な取組を進めている。いじめやあらゆる対象者への差別・偏見、児童・高齢者、障がい者への虐待に加え、インターネットによる人権侵害や LGBT 等性的マイノリティに対する誹謗中傷なども人権課題としてとらえ、早期発見・早期対応のため地域における支援体制を強化推進するとともに、現実に発生していないか注視する。令和 5 年に改訂した「第三次 南伊勢町人権施策基本方針」に基づき、あらゆる差別を解消し、町民の基本的人権が守られる社会を実現するため、地域社会、学校及び企業等における人権教育の施策を展開し、評価、改善し、また、様々な機会をとらえた啓発活動について関係機関、組織等と連携し、積極的に取り組む必要がある。

### ⑤社会教育

人口の減少や少子高齢化の進展に伴い当町の人口構成比が偏向してゆく一方で、情報化や産業構造の変化等により価値観の多様化が進んでいる。

これらの地域社会の構成要素が変わりつつあるなかにおいても、だれもが学ぶことができ、学びの成果を活かした地域づくりに参加できる機会は、町民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らしてゆくために必要である。

現在は、社会教育による学習の機会として、町民文化会館とふれあいセンターなんとうをはじめ、公民館や教育集会所等においても、住民が個性を活かして楽しく学習できるよう、各種講座や学びあいの場がある。また、学校の長期休暇を利用した青少年向けの体験学習会が毎年開催されてきた。

この状況を発展的に継続させてゆくためには、今後も社会教育による学習の推進、社会教育による学習内容の充実、指導者の育成、社会教育施設の整備・充実を図っていく必要がある。

### ⑥社会体育・スポーツの振興

社会的な余暇時間の増大と高齢化時代を迎えて、明るく豊かな生活を送るために、人々が健康に対する意識を強める反面、人口の減少に伴いスポーツ人口も伸び悩む傾向にあるとともに、スポーツをする人、しない人の二極化が各世代ですでに見られる。また本町ではグラウンド・体育館・剣道場などが整備されているが、施設の老朽化が進み、今後の維持管理の面において多くの課題がある。

住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、何時でも・何処でもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者・障がい者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大である。

こうした現状を考慮し、老若男女を問わずスポーツに参加しやすい環境を整えるため民間団体等・各種スポーツ活動団体の連携を推進し、指導のための人材やスポーツ空間の確保、そして各種スポーツ活動団体の自立への支援が必要である。

今後は、人口の減少によりスポーツ活動が低迷しているという考えだけではなく、スポーツをする人を増加させる、つまりスポーツをする人、しない人の二極化を解消するため、体育協会等、各種スポーツ活動団体の開かれたスポーツ環境への意識改革を促すとともに、指導者の育成に努めるとともに、健康づくりとして、福祉行政と社会体育との有機的な連携が必要であり、さらには世代間交流・他地域とのスポーツ交流を図ることが重要である。

### ⑦青少年の健全育成

今日の急激な社会情勢と生活環境の変化は、青少年の意識や行動にも多大な影響を及ぼし、非行をはじめとする問題行動が深刻さを増し社会的な問題となっている。

## 9. 教育の振興

---

青少年の健全育成のためには、全町民への啓発活動とともに、NPO団体等、民間団体との連携が必要不可欠である。現在、子ども会などの関係団体が地域のなかで、スポーツ・旅行・レクリエーションを中心とした自主的な活動を行っているが、それらが一体的な青少年活動となるよう、民間による青少年活動のコーディネーター能力向上を支援することが必要である。

青少年活動のスローガン「地域の子どもは地域で育てる」にあるように、自分の子ども、他所の子どもという概念や感情にとらわれず、地域の人が地域の子どもを知り、誰もが声掛けできる環境をつくり、地域に根付いた青少年活動や非行防止に努めるとともに、青少年教育の機会の拡充、施設の整備など、健全育成のための諸条件整備を積極的に推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ① 幼児教育

##### ○ 教育力の充実

- 専門的機関と密接な連携のもと、一人ひとりの望ましい発達に向けた教育の推進を図る。
- 人づくりの基礎を担う幼児期教育の意義や役割について認識を深め、基本となる家庭教育の重要性や子育て支援の必要性からも、情報交換としての学習会や教育相談を実施する。
- 世代間交流や幼児期からの郷土音楽・郷土芸能教育等の活用に取り組むなど、家庭や地域社会における教育力を重視し、社会全体で子どもたちの豊かな感性・人格形成に努める。
- 幼児期における学びの芽生えと生きる力を育むための幼児教育を町立保育所において実施していく。

#### ② 小学校教育・中学校教育

##### ○ 教育環境づくり

- 少子化を起因とする地域住民と児童生徒との希薄なつながりを解消するため、地域・家庭・学校が一体となった環境づくりを進めていくとともに、各学校との交流・連携を図る。
- いじめや不登校、暴力行為などの様々な教育課題への取組にあたって、学校だけの問題との固定観念にとらわれることなく、児童福祉・人権擁護・警察等との連携を図り、善惡の判断・社会性・思いやりなどの豊かな心を育む教育を推進する。
- 学校施設を地域に開放することにより、地域住民の生涯学習の場の創出を行う。また、児童生徒の地域行事への参加により、地域に開かれた学校としての連帯を深める。
- 学習意欲を高めるとともに自ら学ぶ力を身につけるため、ICT技術の活用による学びを保障する環境づくりとして、「GIGAスクール構想」への対応など次世代の教育環境整備を推進する。

##### ○ 自らの夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く子どもの育成をめざす教育の推進

- 基礎的、基本的な知識・体力・生活習慣を確実に習得することを目的としながら、さらに自己改革のできるたくましい児童生徒を育成していくため、教育環境の整備とともに教職員の養成・研修などを実施し、個性や能力を伸ばす教育を推進する。

## 9. 教育の振興

---

2. 郷土への理解と愛着を深め情操を高める教育のためにも、課外授業を積極的に取り入れ、地域で活躍する住民を特別講師として招き、南伊勢町の特徴ある歴史や自然を学ぶとともに、命の尊さ、自然のすばらしさ、力を合わせることの大切さなどの体験学習の充実を図る。
3. 国際社会への対応に向け、外国語指導助手（ALT）を活用し、国際感覚・国際理解の醸成を図る。
4. 生徒の自主的・自律的な活動を促し、人間関係を深め、望ましい集団生活を通して心身を健全に育成するため、部活動の充実を図る。また、試合等を通じ地域外の児童生徒との交流を図り、豊かな心を育むとともに、遠征にかかる保護者の負担軽減を図る。
5. 子どもたちが自分や他者への人権を尊重し、社会の中で共に生きる態度を育むため、人権教育の充実に努める。

### ○ふるさとの良さをより深く知り、ふるさとに誇りが持てる子どもの育成をめざす教育の推進

1. 各小中学校において、郷土への理解と愛着を深める教育を進めるため、地域で活躍する町民を特別講師などとして招いての授業や学校行事を行ったり、児童生徒が地域に出かけて行って学ぶ授業を行ったりするなど、南伊勢町の特徴ある歴史や先人の偉業、豊かな自然、そこで生活し、働いている人々の思い等を学ぶとともに、命の尊さ、自然の大切さなどの体験学習の充実を図る。
2. 教育委員会事務局に「ふるさと教育コーディネーター」を配置し、各学校における教育実践に対する助言や、関連施設や事業所等との連携に努める。
3. 「ふるさとフォーラム」の開催などを通して、小中学校での「ふるさと教育」の実践の町内外への発信に努める。

### ○学校施設及び設備の整備

1. 児童数減少による複式学級を解消し、多様な仲間と触れ合い、協調性を育むとともに、高台移転により安心した学校生活を送るため、学校施設の統合を推進する。
2. さまざまなデジタルツールの活用をとおして子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びを行い、急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけるため、学校のICT環境の整備を推進する。
3. 読書を通じて論理的な思考、表現する力を養い、心情や感性を豊かにするため、学校図書館の充実に努める。
4. 障がいを持つ子どもの教育を充実していくため、特別支援学級在籍児だけでなく、通常の学級の中で特別な配慮・支援を必要とする児童生徒も視野に入れた設備の整備を推進する。

### ○特別支援教育の推進

1. 子どもたちの社会的な自立や社会参加実現のため、指導内容・体制の改善に取り組む。また、教職員に対し障がいの理解を目的とした異校種間の人事交流や研修の充実を図る。

## 9. 教育の振興

---

### ○安全対策

1. 学校教育の場において恒常に児童生徒への安全対策を喚起するとともに、関係機関・家庭・地域が一体となった防犯への取組を進める。
2. 事故から子どもたちの命を守るため、スクールバスの安全運転遂行に心掛ける。また、学校給食においては衛生的で安全な給食提供に努める。

### ③高等学校教育

#### ○高校等就学・通学支援

1. 町外の高等学校等で学ぶ生徒が将来の目標に向かい、学びたい学校に通うことができるための支援に努める。

### ④人権教育・人権啓発

#### ○人権教育・啓発の推進

1. あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現を目指し、学校、家庭、地域、職場など様々な場を通じて、関係機関と連携し、いじめや差別の解消、児童や高齢者虐待などの防止や対応のための人権教育や啓発を推進する。
2. 人権講演会や町民人権講座の開催、広報紙への掲載、啓発ポスターの掲示、啓発 PR 冊子の配布など、様々な手法により人権尊重のための啓発を推進する。

### ⑤社会教育

#### ○社会教育による学習の推進

1. だれもが学ぶことができ、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、町の総合計画の一部として位置づけ、社会教育による学習の体制を整える。
2. 「ひとづくり」すなわち個人の成長が、「つながりづくり」「地域づくり」すなわち地域社会の発展につながることを念頭に、官民協働により社会教育機会を創出することや、民間のノウハウを活かした学習体制の構築を推進する。
3. 住民が主体的に学ぶためのきっかけづくりや、各社会教育団体やその関連講座の受講者の自立や自主的な活動が持続可能なものとなるように、継続的にこれらの活動等を後押しする。

#### ○社会教育による学習内容の充実

1. 住民が生涯を通じて健康で生きがいをもって暮らしてゆくために、住民の学習ニーズにあった学習内容を提供するよう、努めていく。
2. 学びの成果を活かした地域づくりにつながるよう、社会の変化に対応した学習プログラムの提供に努める。

#### ○指導者の育成

1. 地域の実情にあった指導者の養成や確保するために、諸々の学習分野におけるリーダーの育成や、社会教育による学習についての人材登録制度の整備や活用を進めます

## 9. 教育の振興

---

### ○社会教育施設の整備・充実

1. 社会教育による学習を継続できるよう、利活用可能な社会教育施設については整備・改修等の維持管理を継続的に行うことによって、環境の確保に努める。又、インターネット環境整備を行い、幅広い活用ができる環境を整える。
2. 施設の老朽化への対応について、施設の延命及び集約化の検討を行う。

### ⑥社会体育・スポーツの振興

#### ○生涯スポーツの充実

1. 世代をこえて誰でも参加しやすく、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりとして、トレーニングジムの運営を促進するとともに、民間団体等へ協力し自立をめざす。
2. 各団体が主体となるスポーツ教室等の開催を支援し、スポーツ人口の拡大を図るとともに、技術力の向上を目指す。

#### ○指導者の育成及び組織の自立支援

1. 幅広い年齢層において他地域とのスポーツ交流を積極的に行い、相互のスポーツ振興を図るとともに、スポーツ少年団を含む、スポーツ指導者の発掘、育成及び確保に取り組む。
2. スポーツ協会の組織強化を図り、組織の自立と自主的な大会運営に努める。また、指導者の育成や競技力の向上を図るとともに、その競技を通じての地域活性化の意識を高める。

#### ○体育施設等の整備・充実

1. 個人・職場・団体等における生涯スポーツや健康づくり活動のニーズに対応するため、それぞれの必要に応えた施設の整備及びスポーツによる健康増進の啓発を計画的に進める。
2. 既設の体育施設の維持管理・運営については修理・補修等を実施することにより、施設利用者の便宜を図り、運動や体力づくりが日常から気軽にできるスポーツ空間を確保する。
3. ほとんどの施設では、老朽化が進んでいるため適切な管理と計画的な整備を行うとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの導入を検討していく必要がある。又、災害時の避難所としての施設整備等を推進する。
4. 施設の老朽化への対応について、施設の延命及び集約化の検討を行う。

### ⑦青少年の健全育成

#### ○青少年活動を通じての地域づくりの推進と啓発

1. 青少年健全育成・家庭教育・地域子育て支援を柱として、「地域の子どもは地域で育てる」との観点に立ち、地域の教育力を生かした地域づくりの推進を図る。また、民間団体等と連携し、家庭教育活動や親子体験活動等を推進することで、保護者や地域の大人の青少年の健全育成への意識啓発を行い、明るい地域づくり、明るい家庭づくりを推進する。
2. 地域の教育力を活かした活動を通して、異年齢の子どもや世代の違う人たちが、楽しくつながる活動・交流の場づくりを行う。

#### ○地域活動への参画意識の促進

## 9. 教育の振興

1. 広報啓発活動等により健全育成に対する住民意識の高揚に努めるとともに、地域におけるボランティア活動への参画意識を促し、地域活動の自主自立の養成を図る。

### ○国際交流の促進

1. 国際化に対応できる人材を育成するため、国際理解や異文化理解に応じた教育の推進に加え、連帯感や協調の精神を身に付ける機会を充実し、国際交流・協力活動を促進する。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8.教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	スクールバス・ポート	スクールバス運行事業	小学校5台・中学校5台	南伊勢町
	その他	学校施設整備事業	小学校施設整備 中学校施設整備	南伊勢町
		学校情報通信ネットワーク環境整備事業	小学校情報通信環境維持(更新) 中学校情報通信環境維持(更新)	南伊勢町
		学校情報機器整備事業	小学校情報機器維持(更新) 中学校情報機器維持(更新)	南伊勢町
	(3)集会施設、体育施設等			
	社会体育施設	体育施設整備事業	体育館及びグラウンド等整備 (五ヶ所、南海、穂原、宿田曾、南部、島津、南島体育センター、南勢体育センター、総合グラウンド・市民グラウンド、トレーニングセンター)	南伊勢町
	社会教育施設	社会教育施設整備事業	社会教育施設整備 (町民文化会館、ふれあいセンターなんとう・切原教育集会所)	南伊勢町

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 地域活動の活性化

本町は、急峻な山地と断崖絶壁のリアス式の海岸に囲まれ、山林が町域の85%を占める典型的な農山漁村地域であり、地形的に川はいずれも短く、川口付近や谷間の僅かな平地に5戸から587戸まで大小様々な38の集落が点在している。

集落の状況をみると、そのほとんどが国道260号や県道沿いの平坦部に形成されており、ある程度の規模を保っているが、山間地や主要幹線道路から離れた狭小な土地に存在する集落は、規模も小さく、また社会インフラ面でも立ち遅れが生じ、高齢化も進んでいる。こうした現状は、集落形成に必要なコミュニティ活動に支障をきたし、一部地域では集落機能の維持が困難となりはじめている。

これまでの集落は、地域住民の生きがいを高めるふれあいや、地域課題解消及び共同生活を営むことによって円滑に維持されてきた。しかし近年、若者の流出によって過疎化・高齢化が進行し、集落における連帯意識や人間関係の希薄化がみられるなど、将来に大きな問題を投げかけている。地域と行政が役割分担しながら、集落においてこれまで育んできた連帯感や人間関係を維持・活性化し、地域での積極的な活動がまちづくりに結びつくように、自治意識の高揚を図る必要がある。

人口減少が進むなか、町民の高齢化や世話役となれる人材の不足により、地区の役員のなり手の不足、負担増（兼職）などという問題があり、地域での人材育成が必要となっている。

一方で、本町では、地域において、地域貢献や住みよい地域づくりなど、自主的な様々な活動を行う町民や団体が増えてきており、今後は、それらの町民や団体以外にも南伊勢町に関わるすべての人びとの力を総結集してまちづくりを進めることができるように支援する仕組みづくりが必要となっている。

また、地区の組織規模が小さくなることによりこのままでは地域の自主的、主体的な活動も支援を受けなければ実施困難な状態となることが予想されることから組織規模が小さくなつても持続可能な地域を運営する仕組みや地域の自主的、主体的な活動を支援するための支援制度の新たな仕組みづくりが求められている。

こうした観点から、地域住民が快適な生活環境と地域づくりに取り組むため、地域課題を話し合い、それを解決していくための知恵を持ち寄り、世代間の調和を図りながら、地域住民が自信と誇りを持って暮らせる集落を育成することが重要であり、今後も、まちづくり自体を住民と行政が一緒になって考え進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ① 地域活動の活性化

##### ○連帯意識の形成・インフラ整備

## 10. 集落の整備

---

1. これからの中づくりは、役割分担しながら、町民と役場が連携・協力し、それぞれの特性を發揮して、ともに中づくりの取り組むことができるよう、町民の皆さんがあなづくりへ参加しやすい環境の構築や仕組みづくりを行う。
2. 地域ごとに、将来に向けた地域の特性を生かした新たなコミュニティの形成について検討する場を設け、ビジョンの策定と実現への取組みを促進する。
3. オール南伊勢の中づくりのもと関係地域住民、町内外の支援者、役場地域づくり支援員等が関わり主体的に地域活動や産業の活性化等に取り組む活動を支援する。また、役場は活動拠点や活動経費、支援人材等必要な資源を確保する。
4. 組織規模が小さくとも持続可能な地域を運営していくことができるよう、旧村単位等の区域を超えた協力体制を確立するため、役場として地域運営組織の形成支援や集落支援員の配置など対応できる体制を構築していく。
5. 町民と役場が一緒になって地域課題を共有し、解決に向けて地域のことを考える場づくりを行うとともに、地域の人材を区とともに育成し、各地区の町民と地区担当の役場職員が協働し、暮らしやすい地域づくりや地域の課題に取り組むなどの地域づくり支援制度における新たな仕組みづくりを進め、地域における地域づくりへの支援を充実する。
6. 情報共有の場などをもとに、コミュニティ活動における全体的な課題、個々の課題を把握し、コミュニティ活動維持のための方策を各区組織とともにつくり、コミュニティ活動全体の相談や情報提供、事業要望に対し支援を行う。
7. 町民が自主的に行うコミュニティ活動の促進や地域の連帯感に基づく自治意識の向上をめざすために必要となる施設や設備の整備に関し、必要に応じ国の交付金等も活用しながら支援体制を充実させる。
8. 地域運営組織の形成支援や集落支援員制度などの活用のもと、地域住民における高齢者世帯及び独居老人世帯への環境や生活支援を組織的に行うことにより、生活に安心感を提供し、地域連帯の強化を推進する。
9. 社会インフラ整備を促進し、集落形成に必要なコミュニティ活動の維持・確保に努める。
10. 町民による主体的な中づくり活動を将来にわたり持続的に進めていく観点から、人材育成研修会の開催等による中づくり人材の育成を行う。

### 11. 地域文化の振興等

#### (1) 現況と問題点

##### ①地域文化

地域の文化振興において最も大切なことは、地域ごとの風習・風土の把握をし、地域の個性や特徴を語れることと将来にわたるビジョンづくりである。

自分のまちにはどのような特徴があるのか、自分はどのような文化を背景に育ってきたのか、そういったことが感じ取れるような環境を創出していくことが求められるとともに、画一的ではない、文化に対する多様な住民参画を一層充実させていくための取組が、本町の文化行政を進めていくうえで肝要となる。

本町には、伝統的な芸能や地域に根ざした固有の文化、風習や習慣などが数多く存在する。各集落に伝わる四季折々の祭りは、厳粛で晴れやかな舞台、享楽の場として脈々と引き継がれてきた文化といえる。住民が地域の文化に触れ、まちづくりに新たな発想を見出すことや、他の地域住民に南伊勢町の魅力を発見してもらうためにも、地域文化は保護・継承していかなければならぬ。

文化活動としては、町文化協会に2支部が組織され、町民文化会館やふれあいセンターなどを拠点として、それぞれ自主的に活発な活動を行い、その発表の場として講演会や展示会を開催し、多くの住民の参加を得ている。

今後は、本町の文化をより個性豊かなものへと磨き上げ、魅力あふれるまちをつくるためにも、単に伝承するだけに止まらず、郷土の誇りとして位置づけるとともに、生涯学習の観点からも伝行事や地域文化を組み入れた学習活動を推進し、これらの活動を通して自らの地域を見直し、連帯感を高め、まちづくりに活かしていくことが必要である。

##### ②文化財の保護

郷土の先人が築いた文化遺産や歴史の正しい理解と評価、保存・活用は、郷土愛を育むうえで重要である。本町の町指定文化財としては、有形文化財15件、無形民俗文化財7件・天然記念物3件、史跡1件の計26件があり、また、国指定文化財2件、三重県指定文化財として15件、国登録有形文化財5件がある。

なかでも、愛洲氏の居城であった五ヶ所城址の歴史的評価は高く、平成7年に「愛洲の館」としてオープンされた。同施設は、一族関係並びに町の歴史・考古・民俗等の資料を展示し、また、陰流の祖といわれる愛洲移香斎の遺徳を偲ぶため、剣道場も併設された郷土資料館であり、地域の文化・スポーツの向上に大きな役割を担っている。また、江戸期に東西航路の開発、各地の治水工事などに功績を残した人物として河村瑞賢が著名であり、その偉業を称え平成2年に翁の銅像を中心に瑞賢公園を開設した。旧東宮奈屋小学校を移築し東宮資料保存館が建設されたことで、郷土の文化資料等や災害の記録を保存している。同じく、幕末円山派の画家として野村訥斎が出ている。このような地域の偉人に学ぶことの大切さを今後も引き続き推進し

ていく必要がある。

本町には、これら以外にも歴史的背景に基づく多くの文化的な遺産があり、学術的な調査研究を精力的に進め、その保存のため専門的な知識を有する人材を育成し、文化財に対する住民の認識を深めるとともに、学校教育や社会教育の現場で郷土学習教材として地域の文化財を有効に活用していくことが重要である。

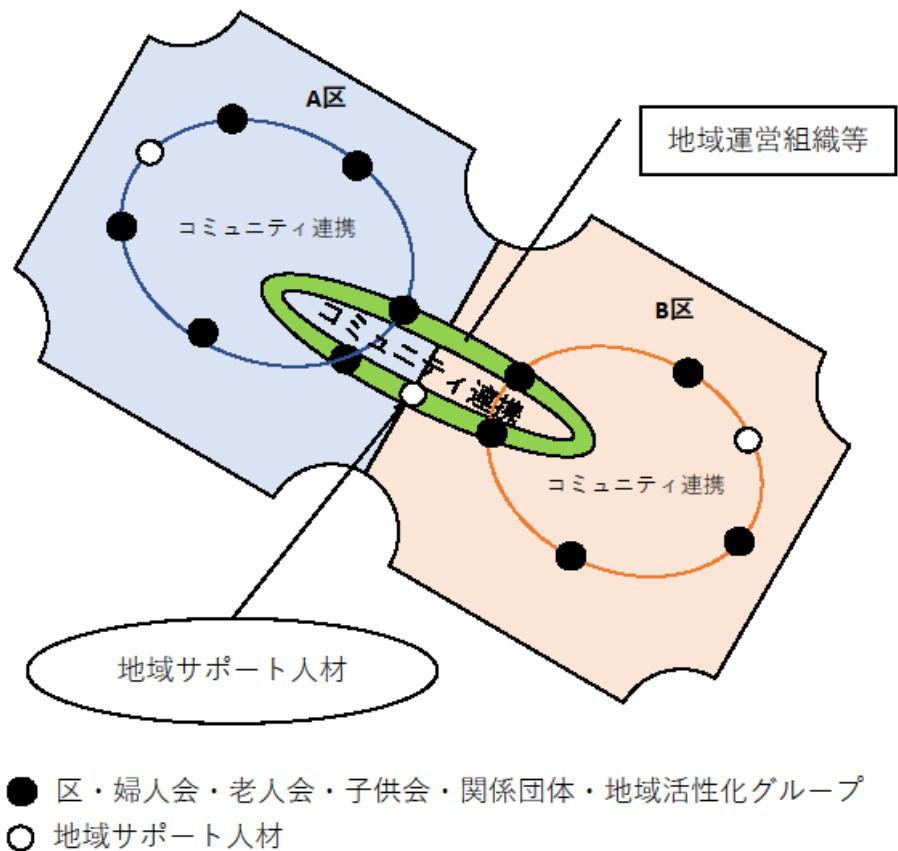
### ③コミュニティ活動

生活様式の都市化傾向が進むなかで、地域社会における連帯感や住民相互の心のふれあい、共同的な活動などが希薄になりつつある。また、地方分権の進展に伴い、地域においても福祉や活性化といった住みよい地域づくりの実現を図るうえからも、地域自らの自主的な活動が求められている。このため、地域の快適な暮らしを創り上げるには、住民と行政との役割分担を認め合うとともに、行政のパートナーとしてその活動を活発化することが必要となる。

本町には、地域づくりの推進組織として38の地区があり、各々コミュニティ活動を推進している。また、地域活性化グループ・老人会・婦人会・子ども会などの諸団体活動も、公民館や集会施設を中心に活動を行っているが、どの組織とも近年の高齢化・過疎化の進行に伴い活動の担い手不足が深刻な問題となり、解散する団体が増えてきており、地域運営組織などによる集落間同士の支援や、集落支援員、地域おこし協力隊などの地域サポート人材や地域内外の力を活用しながらコミュニティ活動を支えていく必要がある。

施設としては、集落の集会施設や公民館をはじめ町民文化会館・ふれあいセンターなんどうなどがあり、活動の拠点となっている。しかし、これらの施設の中には未整備なものも多く、防災面でも安全で安心な施設の計画的な整備充実が求められている。

コミュニティ活動を活発化するには、多様な学習活動・啓発事業の推進・イベントの実施等による住民の自主的、主体的な活動に対する支援を図ることが重要であり、さらに、地域活動をより一層推し進めていくため、住民相互の学習機会の拡充や行政との対話集会の開催・情報や資料の提供・リーダーの育成などに努める必要がある。



### (2) その対策

#### ①地域文化

##### ○文化活動の促進

1. 文化協会の強化育成に努めるとともに、文化祭や展示会を実施し、定期的な発表の機会を設けるなど創作活動を旺盛にし、サークル・グループ活動の活性化を図る。
2. 郷土芸能や伝統行事などの保存・継承に加え、その学習を通じて郷土に対する理解を深めていく。さらに、これらの資源を観光的要素として取り入れ、都市交流への活用を進める。
3. 宝くじ文化公演事業等を活用し、他市町と共同で著名人によるコンサートを実施し、子どもたちや町民が日常的に触れることが少ないプロの音楽に接する機会を提供する。
4. 子どもたちが本に親しめるように児童文学者による講演会等を実施する。

##### ○地域との連携・後継者育成

1. 新しい文化活動が創造されていくよう、地域との連携を密接にし相互協力を図る。また、生涯学習との連携の中で、文化交流を通して地域文化を見直し、連帯感を高めていく。
2. 過疎化が進み、近い将来には伝統行事そのものの存続が危ぶまれているため、熱意ある有能な人材を発掘し、後継者として養成する。

#### ②文化財の保護

##### ○歴史的・自然的資産の保全と掘り起こし

1. 文化財保護審議会を中心として、保護条例の啓発・周知を図るとともに、文化財保護・指定体制の強化に努める。また、地域に埋もれた自然・文化遺産の調査に努め、有形・無形を問わず大切に保存し、併せて史跡等の環境整備やサインの設置を図る。
2. 各集落の旧家等にある古文書を記録・整理し、調査研究の要望に向けて活用する資料として整備するとともに、急速に失われつつある生活用具や民俗資料の収集と保存に努める。

##### ○郷土愛の醸成・保護継承

1. 定期的に住民を対象とした文化財めぐりや郷土文化資料の作成を実施し、郷土の資源の再認識や誇りの創出・郷土愛の醸成に努め、それらを伝承する人づくりを推進する。
2. 中核拠点として愛洲の里（館）に文化・芸能機能を集積し、文武両道の複合施設として積極的に活用し、また、地域の自然・文化・歴史的資産の保護継承に努めていく。
3. 想定されている災害に備えて、貴重な文化財を安全な施設に移転することや、資料館等の老朽化への対応については計画的な維持管理が必要です。

#### ③コミュニティ活動

##### ○活動基盤の整備

1. 行政のパートナーとして、住民と行政の役割分担を互いに確認し、自主的そして積極的にまちづくりに参画できる環境体制の整備により、住民自治の実現を目指す。
2. 住民参加による講演会・各種講座・イベントを推進するとともに、地域住民の学習の場と

## 11. 地域文化の振興等

して地域コミュニティ活動や防災拠点となる公民館・集会施設などの整備充実に努める。

### ○コミュニティ活動の促進

1. 地域活性化グループをはじめとする地域づくりに取り組む組織については、地域に貢献する事業に対しての助成や、地域づくりの専門家によるアドバイス等が行えるよう支援し、新たな地域資源の掘り起こしの拡大を図る。
2. さらなる高齢社会への移行を予測し、高齢者が豊かな地域生活を過ごせるよう地域活動や生涯学習への参画による生きがいづくりを進めていく。
3. 地域運営組織などによる集落間同士の連携や集落支援員や地域おこし協力隊などの地域サポート人材を活用し、コミュニティ活動を充実させる。

### ○意識の高揚・リーダー養成

全国各地のコミュニティづくりや、本町のまちづくりの方向などについての情報収集・提供・交換を行い、住民の自主的なコミュニティ意識の高揚を図る。また、まちづくりに向けての地域活動に取り組み、自ら率先して実践するリーダーの養成に努める。

### ○連携交流の促進

各種団体間の交流活動の促進を図り、それぞれに行われている行事や活動を共催化することにより相互の連携を円滑にし、地区間・世代間の広域的な交流を進めていく。

## (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1)地域文化の振興施設等				
	地域文化振興施設	文化交流活動促進施設整備事業	公民館・集会施設建設 コミュニティセンター建設 町民文化会館改修 愛洲の館改修 東宮資料保存館改修 公民館・集会施設改修 ふれあいセンター改修	南伊勢町	

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

#### (1) 現況と問題点

##### ①再生可能エネルギー

地球温暖化等さまざまな環境問題は、これからさらに深刻さが増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組が求められている。今後は町民一人ひとりが、自然環境の保全意識を深め、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーを活用した資源循環型社会づくりを推進する必要がある。

当町における再生可能エネルギーの状況は、民間事業所が町内の耕作放棄地や山林等に太陽光発電設備を設置しているが、開発に当たって、景観の阻害等による自然環境や生活環境への悪影響が懸念される等の課題がある。

また、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を抑えるとともに、交通ネットワーク機能の強化を図るため、二酸化炭素を排出しない電気自動車や二酸化炭素の排出を減らすプラグインハイブリット自動車を普及する必要がある。

#### (2) その対策

##### ①再生可能エネルギー

1. 太陽光発電等の事業用の再生可能エネルギー発電設備について、条例やガイドラインに基づいた対応を引き続き行い、自然環境や生活環境等に配慮しながら再生可能エネルギーの利用推進を図る。
2. 再生可能エネルギー利用設備等の導入を推進する。
3. 居住用の太陽光発電システム等の導入に係る助成や共同購入の利用促進を行い、町民の再生可能エネルギーの活用を促進する。
4. 風力発電等のクリーンなエネルギーの活用について検討する。
5. 走行中に二酸化炭素の排出が少ない電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車の普及等に向けた取組の中で、民間事業者の力を活用し、急速充電器の設置を進める。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設				
		再生可能エネルギー活用事業	学校建設事業(再生可能エネルギー) 集会所建設事業(再生可能エネルギー)	南伊勢町	
	(3) その他				
		新エネルギー普及促進事業	公用車等のEV化	南伊勢町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載する施策については、南伊勢町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住交流事業	移住フェアへの参画や田舎暮らし体験等の実施、また町外からの移住者に対しては空き家住宅の改修等にかかる経費の助成を行う	南伊勢町	
	新たなチャレンジを生み出す環境づくり事業	若者が地域おこしにチャレンジできるよう支援を行う	南伊勢町	
	空き家バンク事業	空家有効活用推進事業… 空き家を有効活用するため、住宅の改修等にかかる経費の助成を行う	南伊勢町	
		空き家バンクリフォーム補助金事業…空き家バンク登録物件におけるリフォーム工事に要する経費の一部を補助する	南伊勢町	
		空き家バンク登録促進事業補助金…空き家バンクに登録した所有者に対し、空き家内の不用品の処理費用等に要する経費の一部を補助する	南伊勢町	
	定住促進事業	新築及び中古住宅取得支援事業補助金… 新築及び中古住宅取得に要する経費の一部を補助する	南伊勢町	
	集落共同活動事業	農用地等の維持管理や有害鳥獣追払い、地域資源の維持活動等に取組む集落等へ補助を行う	南伊勢町	
	団体営ため池等整備事業	獅谷池・坂ノ谷池・市原池・大カツラ池の耐震調査等を行う	南伊勢町	
	鳥獣害防止対策事業	電柵、恒久柵等の原材料補助、有害鳥獣駆除及び駆除隊への報酬、狩猟免許取得補助などを行う	南伊勢町	
	種苗放流事業	カサゴ、クロダイ、アサリ、マダイなどの種苗放流を行う。	南伊勢町 事業団	
2 産業の振興	種苗生産事業	資源管理型漁業を目指すため、カサゴ、アワビ、アコヤ貝などの種苗生産を行う	南伊勢町	
	海洋クリーン対策事業	漁場の環境を守るための海岸、海洋の清掃活動に対し補助金を交付する	漁業協同組合	
	漁港施設維持管理事業	漁港施設等を安心して利用するため、適切な維持・管理に関する委託を行う。	南伊勢町	
	漁業経営安定対策事業	漁業経営の安定化及び高度化を図るため、漁業者に対して利子補給等の支援を行う。	漁業者	
	水産物流通促進事業	未利用魚を活用した給食メニューの開発での魚食普及や、イベント等を開催し、消費拡大を推進する。	南伊勢町	
	水産資源管理及び漁場環境整備事業	海況調査や藻場再生の取組、試験的な水産養殖など水産業の普及活動に取り組む	南伊勢町	
	水産業担い手確保育成事業	事務局機能の構築、漁師塾の開催、求人サイトの構築支援など漁業の担い手受け入れ対策に取り組む	南伊勢町	
	デジタル水産業推進事業	デジタル技術を活用し、魚市場・漁業業務の効率化、海洋環境や漁業の見える化等を進める。	南伊勢町 協議会 漁業協同組合	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	商工対策事業	雇用を創出する新しい仕事づくり… 雇用が創出する起業や事業拡大等への支援やインターンシップへの支援、UIターンなどの就労支援を実施	南伊勢町	
		産業の再生と活性化… 事業者の経営継続・向上を図るため、商品開発や販路拡大への支援を実施	南伊勢町	
		商工会活動支援事業… 商工会が実施する経営改善普及事業、地域総合振興事業、利子補給事業等への支援	商工会	
		地域ブランド推進事業… 本物の南伊勢ものをブランド品として認定し、周知啓発を行うことで町のイメージの向上につなげる	南伊勢町	
	観光対策事業	観光による新しい価値の創造… インバウンドによる新たな観光需要など 一次産業や地域資源を生かして事業創出や基盤整備に取り組む	南伊勢町	
		観光地の魅力づくり… 関係団体等と協働し、風光明媚な景観や自然環境を体験などの観光資源をマスメディアやホームページ、イベント等で情報発信することで、南伊勢町の知名度アップ、来訪者の満足度の向上を図る	南伊勢町	
		観光社会基盤の整備… 観光客に安全で快適に過ごしていただくため、観光トイレや案内看板等の改修や公園維持管理等を継続して行い、満足度向上とリピーター増加につなげる	南伊勢町	
	集客施設運営事業	施設運営委託… 施設整備した集客施設の運営委託	南伊勢町	
	道直し事業	町道、農道、林道など地区の欠かせない道路を維持管理するため、町が地区に材料を支給し市民と協働して道直し作業を行う	南伊勢町	
	町営バス運行事業	町営バスの運行を事業者に委託し行う	南伊勢町	
	デマンドバス運行事業	デマンドバスの運行を事業者に委託し行う	南伊勢町	
5 生活環境の整備	資機材整備事業	避難所や各地区の災害用資機材等の整備を行う	南伊勢町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	福祉医療費助成事業	18歳以下の子どもを対象とし医療費の助成を行う	南伊勢町	
		一人親家庭等を対象とし医療費の助成を行う	南伊勢町	
		障がい者を対象とし医療費の助成を行う	南伊勢町	
	妊娠婦・乳幼児健康管理事業	臨床心理士が育児、発達相談、発達検査等を行い、乳幼児期から途切れのない支援を行う	南伊勢町	
	保育所通園バス運行事業	統合により遠距離通園となる園児のために通園バスの委託事業を行う	南伊勢町	
	地域包括ケアシステムの深化事業	高齢者とその関係者の介護・医療・保険・福祉などの生活上の困りごとにに対応する相談窓口として地域包括支援センターを設置し、高齢者の健康保持及び生活の維持のために必要な援助を行う	南伊勢町	

	介護サービス等の充実事業	介護保険特別会計の運営管理及び町内の介護サービスの安定供給と介護事業者の持続化を目的とした介護職員確保のための事業や運営支援などの各事業を実施	南伊勢町	
	介護予防・生活支援サービスの充実事業	介護予防事業では、高齢者の居場所づくりや出番づくりによる元気づくりが各地域に定着するよう、各地区での健康教室や地域サロン、体力測定会などを支援 生活支援サービス事業では、支援を必要とする高齢者の日常生活を支えるため、生活に必要な用品購入費への支援や権利擁護の支援、見守りの支援などを実施	南伊勢町	
	高齢者の活動支援事業	高齢になつても、元気でいきいきと自分らしい暮らしが続けることができるよう、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、元気づくりを応援するため、敬老事業および元気づくり活動支援事業を実施	南伊勢町	
	ひとり親手当	ひとり親家庭に対しひとり親手当を支給し、経済的な援助を行う	南伊勢町	
	障がい者生きがい活動支援事業	障がい者が生きがいを持って活動ができるよう、血液透析患者の通院費用や自動車で活動する障がい者へのガソリン費などの支援を行う	南伊勢町	
	障がい者活動の場づくり事業	障がい者就労人材センターに登録した障がい者が、企業等から仕事の依頼を受けた時に仕事の手助けを行う	南伊勢町	
	健康づくり事業	運動習慣等の意識づけと、健康管理を楽しく意欲的に取り組めるように、健康マイページや健康応援アプリ「プラスたいみー」を活用し推進する。	南伊勢町	
	各種がん等検診(健診)事業	疾病の早期発見のために各種がん等検診(健診)を実施する	南伊勢町	
	不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療にかかる費用の一部を助成する	南伊勢町	
7 医療の確保	病院群輪番制病院運営事業	2次救急医療体制の確保を図ることを目的に伊勢市及び周辺4町が連携して取り組む	伊勢市	
	町立南伊勢病院就職準備資金貸付事業	町立病院の看護師等の確保を図り、医療サービスの質の向上のために就職準備資金を貸し付ける。	南伊勢町	
	地域医療・保健・予防確保対策事業	地域包括ケアシステム推進のため、情報通信技術(ICT)を活用した医療連携や医療介護連携の体制整備を行う	南伊勢町	
8 教育の振興	保育所における幼児教育事業	幼児期における学びの芽生えと生きる力を育むための幼児教育を町立保育所において実施する	南伊勢町	
	学校部活動振興事業	部活動に係る大会等に参加するための遠征活動に対し補助を行う	南伊勢町	
	複式学級加配事業	少子化に伴い複式学級となった学校に対し加配による人的配置を行う	南伊勢町	
	ALT(外国語指導助手)運用事業	各中学校にALTを配置し、さらに小学校に派遣することにより、児童生徒の外国語によるコミュニケーション力を養う	南伊勢町	
	特別支援教育推進事業	子どもたちの社会的な自立や社会参加への実現のため、指導内容・体制の改善に取り組む	南伊勢町	

	ふるさと教育推進事業	ふるさとの良さをより深く知り、ふるさとに誇りが持てる子どもの育成に取り組む	南伊勢町	
	手づくり図書館推進事業	図書館を利用しやすい環境と町民のふれあいの場を目指します。	南伊勢町	
	社会体育振興事業	トレーニングジム運営業務委託… 世代をこえて誰でも参加しやすく、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりに取り組む	南伊勢町	
	学校教育施設等長寿命化計画策定事業	学校教育施設や社会教育施設等、施設の老朽化による維持管理の観点から耐用年数等を考慮し施設の延命及び集約化を目的に延命・集約化を図っていく為の計画の策定を行う	南伊勢町	
9 集落の整備	地域づくり支援事業	住民と行政が一緒になって地域のことを考える場をつくり、それぞれの地域がそれぞれの地域づくりを行えるよう支援していく	南伊勢町	
	大学等連携事業	大学等連携事業 大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を通じ若者の視点を取り入れた地域課題の解決に取り組む	南伊勢町	
10 地域文化の振興等	文化振興事業	文化活動の促進… 文化活動の発表の場として文化祭を開催し創作活動を旺盛にし、サークル・グループ活動の活性化を図り、宝くじ文化公演事業を活用し、著名人によるコンサートや子どもたちが本に親しめる機会を提供できる事業を実施する 図書室運営業務委託… 身近で利用しやすい場にするとともに、多くに人に本と親しめる図書室運営を行います 文化財保護… 史跡等の環境整備やサインの設置を行う。又、文化財の修繕を行う。	南伊勢町	
	文化財保護推進事業	地域に残る踊りや祭りなどの無形文化財を記録保存、継承するとともに観光資源等として活用に取り組む	南伊勢町	
	地域貢献促進事業	地域活性化団体等のまちづくりに向けた取組みの支援を行う	南伊勢町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	新エネルギー普及促進事業	住宅用太陽光発電設備等の導入に対して助成を行う	南伊勢町	